

第七十一回 参議院文教委員会會議録第三号

昭和四十八年四月五日(木曜日)
午前十時四十一分開会

委員の異動

四月五日

辭任

小笠原貞子君

補欠選任

加藤 進君

出席者は左のとおり。

委員長

永野 鎮雄君

理事

久保田 藤麿君

楠 正俊君

宮之原貞光君

委員

金井 元彦君

志村 愛子君

大松 博文君

中村 登美君

濱田 幸雄君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

小林 武君

松永 忠二君

内田 善利君

矢追 秀彦君

萩原幽香子君

加藤 進君

衆議院議員

内閣委員長

三原 朝雄君

國務大臣

文部大臣

奥野 誠亮君

(總理府) 國務大臣

(總理府) 總務長

坪川 信三君

政府委員

内閣總理大臣官房總務課長

人事院總裁

人事院事務總局給与局長

内閣總理大臣官房管理室長

總理府人事局長

青少年対策本部次長

文部政務次官

文部大臣官房長

文部大臣官房審議官

文部省初等中等教育局長

文部省大学學術局長

文部省社会教育局長

文部省体育局長

文部省管理局長

労働省労働基準局長

労働省労働部長

宮崎 隆夫君

佐藤 達夫君

尾崎 朝夷君

佐々 成美君

皆川 迪夫君

吉里 邦夫君

河野 洋平君

井内慶次郎君

奥田 真丈君

岩間英太郎君

木田 宏君

今村 武俊君

澁谷 敬三君

安嶋 彌君

廣政 順一君

説明員

労働省労働基準局長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

労働省労働部長

議題といいたします。

本件について、質疑のある方は順次御発言を願います。

○楠正俊君 この予算委員会におきましても、高度成長型から福祉型という発想の転換ということが非常に強調されてきておるのでございますが、この福祉国家とか、福祉優先とかということが叫ばれれば叫ばれるほど、その福祉の恩恵にあずかってない底辺の問題、これを非常に感ずるわけでございます。

たとえば、私、ここに新聞の切り抜きをたくさん持ってきておるんですが、この一月から三月の間でも、これだけたくさん障害児に対するいろいろな事件、ニュース、そういったものが書かれておるのでございますが、一々これを読むわけにもいきませんので、概略してその例をあげてみますと、養護学校へ入らなくても満員で入れない。東京でたしか養護学校は相当多くあるわけでございますが、それでもやっぱり二倍から三倍ぐらいの競争率、あとに入れないというような問題。それから高校受験を拒否された、あるいは試験は受けられたが入学は許可されなかったと、そこで、この親が裁判にそれを持っていく。合格点には達してあるにもかかわらず、なぜ入れないのだというような親の嘆き。それから、卒業アルバムや入学式で特殊学級の子供だけがその記念アルバムからオミットされておる。それから、入学式も特殊学級に入る子供だけが入学式に臨めない。学校側が、呼んだらおそろくみじめな目にあらうから呼ばなかったのだらうという学校側の配慮はわからなくてもないが、親の身としては、晴れの入学式に呼ばれなかったという事は、子供にとって非常に悲しいことであるというようなニュース、こういった事例を見ましても、非常に福祉、福祉と叫ばれれば叫ばれるほど、福祉以前の問題が片づけられてないということを痛感するわけでございます。教育の場で見られるこういった事件、悲

劇、そういうものにつまきまして、まず、文部大臣から一般的な御所見を承りたいと存じます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 戦後、急速にわが国の教育水準が向上いたしましてまいりましたけれども、いま御指摘になりましたように、心身障害児をめぐります教育の問題につきましましては、しばしば心を痛められる問題が続出して、まだ解決されない多くの問題があることに私自身も深く責任を感じているのでございます。よい方面からいいますと、心身障害児をかかえておられる保護者の方々は、昔なら隠そうとされたのでしようけれども、教育に目ざめて進んで何か教育を受けさせてやりたい、少しでも明るい児童に育ててあげたい、こういう気持ちがかかなり積極的になってきておるわけでございますから、私は、これを社会が十分に受け入れられるように施設を整えていかなきゃいけない、こう考えているわけでございます。そういうことで特殊学級の増設にも努力を払ってまいっていますし、養護学校の増設にも努力を払ってまいっています。特に四十八年度からは、全体的に施設の整備については国が三分の二を負担するというような仕組みも講じさせていただいたわけでございます。しかしながら、世間一般の理解はまだまだ私には不十分だと思えます。特殊学級の増設なども行なっていないところもあつてございまして、学校の先生方全部が深い理解を持っておられるかといいますと、御指摘になりましたように、アルバムの中に入れない、入れない、いろいろな波瀾も若干見られているようでございまして。そういうような意味で、一般的な啓蒙、これも積極的にはかつていかなければならない。そういうことにつきましましては、地域ぐるみで研究をしてもらうというような指定なども文部省で行なっているわけでございますが、そういうことでは総合的に私たち対策を積極的に進めていくた

い、これから特に文教問題で力を入れていかなければならない問題がこの辺にあるのじゃないかろうかと、こういう気持ちでおるわけでございます。

○楠正俊君 同様の例をいたしまして、私はよく知っております幼稚園の例をちょっと御披露いたしまして、大臣の御所見を承りたいのですが、武蔵野市に武蔵野東幼稚園という幼稚園がございまして、私も二、三回見学に行ったことがあるのです。前の高見文部大臣も、私、お願いしまして視察に行ってもらったのです。高見文部大臣に、私、予算委員会の部屋の前でばったり前に会いまして、八百名の園児の中で、驚くなれば百五十八名の自閉症の子供を預かっている幼稚園があるのだ、それは武蔵野市で、近いか一べん見てくれと言ったら、ぜひそれは見に行こうということになりました。高見文部大臣行きました、非常に感銘を受けて帰られたということがあったのです。これはもう百五十八名の自閉症の子供を預かるということとは、二、三名でもこれは手が届かなくてたいへんだですね。これは私は、まあ世界の奇跡に近いほど、ちょっと表現はオーバーだけれども、たいへんなことをやっておられる幼稚園だということに見えておるわけです。そこで早期治療とか、それから普通児と自閉症児が一緒になってやっているといた統合教育と申しますか、そういったことが非常な効果をあげて、いままでもことばをしゃべらなかつた者もやがてことばが出てくる。全然コミュニケーションがなかつたお友だちともコミュニケーションが出てくるというような効果をあげておる。大臣、自閉症という病気をよく存じておられると存じますが、赤ん坊のときおんぶしておりますと、赤ちゃんを、何かこう重くしてしやうがないというのですね。どうしてこう重いのかなと思っておりますと、何か、石の地蔵さんのように硬直しておるわけです。普通の子どもならば、おかあさんの背中に寄り添うというコミュニケーションを知っておるわけですね、本能的に。ところが、こうなっておるものだから、重くしてしやうがないわけなんです。おかしい、おかしいと思っておりますと、ことばが単語しか出てこない。これはちょっと頭がおかしいのじゃないかと心配して病院へ連れていきますと、これは自閉症だということで、私の部屋なんかもときどき自閉症児のおかあさんが子供さんを連れてきますと、ぱっと入り込んできまして、あの議員会館の部屋に、窓からぱっと見て清掃車、清掃車というよりなことを言っていて、また、さっと帰ってきまして、秘書室にある冷蔵庫のふたをぱっとあけてジュース、ジュースと言っているんですよ。私は、そういうあれをよく知っておりますので別に驚きもしないんですが、普通の方が見たら、これはどういうお子さんかな、しつけの悪いお子さんじゃないかというように見るといったのが自閉症です。たとえば、おかあさんがバスなんかで連れて学校に行く、幼稚園に行く、そうしますと集中力がものすごくあるものだから、何かこう一点を見つめますと、前の人のめがねならめがねを見ておりますと、めがね、めがねと、こう思うわけですね。おかあさんが知らない間にぴょんと飛んでいって前のお客さんのめがねをぱっと取ってしまふというふうな病氣だというように思っていただけではないんですが、まあわかりやすく言うと、山下清画伯、あの方あたり、やはり一種の自閉症だと思ふんです。はり絵、あれに夢中になると、そればかりに集中して分散力というものが非常に少ない、こういった子供さんを百五十八名も八百名のうちに預かっている幼稚園、こんなものはどこへ行ったら、世界のどこを見渡したってないわけですね。ここで私非常に驚いたことは、園長さんはじめ先生たちの教育に対する情熱ですね。これの打ち込み方はたいへんなものなんです。したがって、親がまたその先生を非常に尊敬して、親がそういう障害のある子供に対する理解が非常にあるというふうなことが感応道交して、普通児の子供がそういう障害のある自閉症の子供さんたちと、これは子供の世界というのは全くとおなごはかり知れないすばらしいものがあるんだなということを感ずるんですが、実に抵抗なく融和を

していくというところ、それが非常にいい刺激になって、この自閉症の子供がなおっていくといったそういう統合教育が成功しているという幼稚園ですね。ここでだんだんだんだんそれが語り伝えられて、北海道から九州から、おやじさんはつとめがあるから北海道に残る、九州に残る、奥さんが子供を連れて、東京のアパートに入つて、その幼稚園にぜひとも入れてくれ、入れてくれ、といつてきて、もう満タンを越えちゃっているわけですね。ところが、その近所を見渡しても土地が高くて手に入ることができない、それを拡張することができない。ちょうど幸いに米軍の払い下げの敷地がある、そこを何とか借りてはみたところでもって収容できるような教育がしたいという園長さんの情熱もむなし、その敷地は全部武蔵野市の市民のいこいの場としてのグリーンパークにしようという決議が行なわれておる。したがって、市長も理解がないわけではないが、市民のいこいの場のほうがまず公共的な立場からいって先決であるというふうな判断のもとに、なかなかそれを迎え入れようとしな。私は公共的かと考えますと、こういった問題が解決されなければ、公共施設、グリーンパークにするというところ、それはむしろ二の次になるんじゃないかと思ふほど、こういった問題こそ、公共的な問題であるというように考えておるわけでございます。これは、この学齢に達した子どもが五十九名も入っておるというのです。これは違法といえは違法ですよ。あえて違法をせざるを得ないようなそういった状況だということを大臣も御理解をいたされたのでございしますが、この幼稚園がその敷地を借りるにしましても、何するにしましても、そういった子どもを教育するためにはどうしても文部省がそれに対する理解を示すということによって大蔵省も、きょうは大蔵省は見えておられますのではなはだ私は残念なんです、分科会の都合でどうしても来られないということで、大臣から

私は大蔵省に強く要望してもらいたいのですが、あれは国有地になるわけですから、返還された時は、大蔵省がもっと積極的に、相当積極的にやってくれているようなことを聞いてはおりますが、もつともっと積極的にこういった問題に取り組んで予算をつけてもらおうとか、返還に協力してもらおうとかいうことをやってもらいたいということ強く希望しておるわけでございます。それにつきまして文部省が、たとえば実験協力校というのですか、そういうものに武蔵野東幼稚園を指定するといふことができないかといふて、かりにできなかつたならば、国立特殊教育研究所というものがあつたから、この特殊教育研究所が実験協力校に指定をするといふことができないならば、文部省も積極的な姿勢を示しておるというところが、大蔵省に反映するわけですが、その点、大臣いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 武蔵野東幼稚園のことにつきましては、前から河野政務次官がよく知っているようにございまして、話も聞いて私もたいへん熱心をやっていたに聞いて、感謝している一人でございます。いま、楠さんからお話しがありました実験協力校に指定したらいじやないかというお話もつともでございますので、さつそく四十八年度という方向で考えさせていただきます。自閉症児の問題、私、先ごろ岐阜県の先生のおつしやつた方でございまして、自閉症児の記録といった本がございまして、それを読ませていただきました。たいへんな問題だ、しかし、やはり真剣に熱意を持った先生がめんどろを見てあげられると、ずいぶんよくなつていくものだなという感じも持たせていただいたわけでございます。普通、学級に自閉症の子どもを入れたまは、それについて育てていったことが記録として読んだわけでございますけれども、そういう問題につきましては私も今後さらに一そう努力をしていきたいと思ひますので、今後具体的問題につ

いていくというところ、それが非常にいい刺激になって、この自閉症の子供がなおっていくといったそういう統合教育が成功しているという幼稚園ですね。ここでだんだんだんだんそれが語り伝えられて、北海道から九州から、おやじさんはつとめがあるから北海道に残る、九州に残る、奥さんが子供を連れて、東京のアパートに入つて、その幼稚園にぜひとも入れてくれ、入れてくれ、といつてきて、もう満タンを越えちゃっているわけですね。ところが、その近所を見渡しても土地が高くて手に入ることができない、それを拡張することができない。ちょうど幸いに米軍の払い下げの敷地がある、そこを何とか借りてはみたところでもって収容できるような教育がしたいという園長さんの情熱もむなし、その敷地は全部武蔵野市の市民のいこいの場としてのグリーンパークにしようという決議が行なわれておる。したがって、市長も理解がないわけではないが、市民のいこいの場のほうがまず公共的な立場からいって先決であるというふうな判断のもとに、なかなかそれを迎え入れようとしな。私は公共的かと考えますと、こういった問題が解決されなければ、公共施設、グリーンパークにするというところ、それはむしろ二の次になるんじゃないかと思ふほど、こういった問題こそ、公共的な問題であるというように考えておるわけでございます。これは、この学齢に達した子どもが五十九名も入っておるというのです。これは違法といえは違法ですよ。あえて違法をせざるを得ないようなそういった状況だということを大臣も御理解をいたされたのでございしますが、この幼稚園がその敷地を借りるにしましても、何するにしましても、そういった子どもを教育するためにはどうしても文部省がそれに対する理解を示すということによって大蔵省も、きょうは大蔵省は見えておられますのではなはだ私は残念なんです、分科会の都合でどうしても来られないということで、大臣から

私は大蔵省に強く要望してもらいたいのですが、あれは国有地になるわけですから、返還された時は、大蔵省がもっと積極的に、相当積極的にやってくれているようなことを聞いてはおりますが、もつともっと積極的にこういった問題に取り組んで予算をつけてもらおうとか、返還に協力してもらおうとかいうことをやってもらいたいということ強く希望しておるわけでございます。それにつきまして文部省が、たとえば実験協力校というのですか、そういうものに武蔵野東幼稚園を指定するといふことができないかといふて、かりにできなかつたならば、国立特殊教育研究所というものがあつたから、この特殊教育研究所が実験協力校に指定をするといふことができないならば、文部省も積極的な姿勢を示しておるというところが、大蔵省に反映するわけですが、その点、大臣いかがですか。

きまして楠先生から御教示をいただき、また、それに応じて努力を尽くしていきたい、かように考えております。いま、お示しになりました武蔵野東幼稚園の問題につきましては、積極的にひとつそんな方向で力を尽くしてみたいと思います。

○楠正俊君 たいへんありがとうございます。しかし、実験協力校ということに指定されてかえって事務がふえてしまったと、そういうようなあり方では困るのですね。実験協力校になったがために、大蔵省が非常に協力をしてくれるというよう

なそういう裏づけのためにお願いをするわけでございますから、その点念頭に置いて協力校に指定してくれる方向で進めていただきたい。しかし、それも積極的な姿勢で前向きに検討するじゃあ困るのですね。これは目録の間に迫っておる問題なんですから、毎年、毎年そういう子が学齢に達してそれでどこかの学校に行かなくちゃいけないのですから、急いでやっていただきたいということをお願いを申し上げます。これは、私は一つの私立学校に対して援助をするとか何とかといった問題を言っているんじゃないです。それからまた、プ

ライベートの陳情を私はここで申し上げているのではないのです。国がやるべきこと、公の機関がやるべきことを一私立幼稚園が肩がわりしてやっている、その状態に対して国はどうあるべきかというのを考えていただきたいという意味で大臣にお願いをいたしておるわけでございます。

それから次に、中教審の答申ですが、特殊教育の拡充整備という項がありまして、なかなかいいことを言っておるわけです。その内容は第一として、養護学校の義務教育実施と市町村に対する精神薄弱児のための特殊学級設置の義務づけ。第二番目は、通学困難な児童・生徒に対する派遣教員の普及など状況に応じた教育形態の多様化。第三番目は、重度の重複障害児のための施設の設定など、特殊教育施設の整備充実に対する国の積極的な役割の遂行。それから四番目に障害児の早期発見と早期の教育・訓練、義務教育以後の教育の充実、特殊教育と医療・保護・社会的自立のた

めの施策との緊密な連携などと、まあいずれももつともなことはかりを列記しておいて、これはこれとしてたいへんけっこうだと思ふんですが、私はどうも障害児教育の基本的な姿勢と申しますか、ちよっと大げさに表現すると障害児教育の哲学というか、そういったものが何か誤っておるような、認識が誤っておるような気がしてしかたがないわけです。

その第一は、特殊教育という従来の制度的用語にとらわれて、障害児教育の本質がつかまれてないというところですね。大体、特殊教育ということばを制度的な用語として使うならば、これはもう教育全般が全部特殊教育だと思ふんです。みんな、子供というのは一人一人個性があつて、その特性に当てはめて教育をやるという意味においては、それ自体特殊教育なんです。一般教育なんかじゃないんです。それが行なわれているがゆえに規格品みたいな人間ができてしまふんで、全部違った個性のもとに、違った教育を与えていくという意味において特殊教育ということばがあるんであつて、何か欠陥がある、障害のある子供に、その子供に特殊教育というものをやるということば、どうも私、間違ひではないかという気がするんですが、その点いかがでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃいますように、教育そのものが個人の適性に應じて可能性を見出し、いかなきやならない。それを心身障害児の教育に限って特殊教育ということばを使うのは適當でない。もつともな感じがいたします。お伺いしまして、さて、どんなことばがあるのかというところになってくるんだと思ふんでございまして、適當なことばが見い出されまふならば、積極的にそういうことばに切りかえに決してやぶさかではないと思ひます。

○楠正俊君 私は、ことばなんかどうでもいいというより、そういう行き方じゃ困るんです。適當なことばがないから、まあいまままで使つておつたことばだつて、別にその問題ないじゃないかという、そういう認識じゃ困る。もつと、障害児の

教育に対する基本的な姿勢に誤りがあるがゆえに、出てきたことばが特殊教育だというふうな認識を持っておるんです。やっぱり障害を持った子供には自分の障害というものを直視して、あな

たはそういう障害があるんだぞということを言うのもひとつの、これは過保護でない、将来自立の精神を与える意味においていいと思ふんです。そういう直視することの上に立つて、情緒的安定が保てる強い子供を育てていくということ、それから障害を持たない子供には、おまえは健康なんだと、そのしあわせを噛みしめていこうじゃないかというように教育をすること、それから障害を持った子供を助けて、手を携えて生きていく、人間的あたたかさを育てるといったことが大切だ

というように私は考えておるわけですね。教師にとりまして、欠陥のある子供、障害のある子供を、そういうハンディキャップを背負っている子供を自分が受け持つておるといふこと、そのことが教師としての貴重な体験になっていくというやうな意味からも考えまして、特殊教育ということばをやめまして、障害児教育というよりはつきり打って出たらどうでしょうかね。

私は前の委員会でも申し上げまして、局長もそれはたいへん賛成だというように言われたはずで

す。養護教育と言つたらどうかというやうなことを言つたんですよ。たとえば、養護学校というのがある、学級になります、特殊教育級になつちゃうんですよ。なぜ養護学校と言わないのかと、学級も学校も養護でいいじゃないかと。そうしましたら、いや、養護教諭というのがあるからまぎらわしいと、こう言うわけなんです。それならば、障害児教育とはつきり言つたらどうなのかなというやうに考えております。しかし、それに別

に私は拘泥するわけでもございません。もつといふことばがございましたら、もつといい知恵がございましたら、どういふ名前にするかも、真剣に考えていただきたいわけでございます。

それから養護学校の義務化の問題ですがね、大臣も打ち出しておられますが、文部省の推計によ

りますと、障害児の出現率は三・七％だ。これはいいですね、三・七％。新しくことし一年生になる子供が百五十四万人だというやうに新聞が報じておるわけなんです。ところが、約五万七千人の人間は、いわゆる文部省でいう、この養護学校もしくは特殊学級の対象児なんです。しかし、現在用意されているその養護学校とか、その特殊学級の施設というものは、約四万人の子供がそこからはずれちゃうわけなんです、四万人の子供が。その点どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 完全に学校教育からはずれている者と申しますのは、これは私どものほうでは就学の猶予の免除を受けている者という形でとらえておりますのが二万一千名でございます。

○楠正俊君 新入生、一年生ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) いや、全体でございます。ただいま、先生が御指摘になつておられますのは、これは本来特殊学級あるいは養護学校に入れるのが適當であるという者が普通学級等に入つておる、そういうふうな、要するに、適切な教育上の配慮がなされておらない者がかなりおるということばは、ただいま先生の御指摘になつたとおりでございます。

○楠正俊君 もう、本委員会で数回議論されておるんですがね、養護学校の義務化、先ほど申しました義務化についてですが、文部省が四十七年度に始めて、五十三年度までの七年計画をお立てになつたんですね。それで五十三年度その七年計画が終つたあくる年の五十四年から義務化だということば、大臣、この間新聞で発表しておられましたけれども、これは非常な前進だと思ふんです。これは一体できるかなという、非常に不安感があるんです。というのは、前にもこちらで指摘があつたと思ひますが、四十七年度の予算で二十校分予算がついておるんですね。ところが、これが消化したものが十二校しかないわけですね。これは土地が高いとか、手に入らないとか、いろいろ地方の事情があるにはあるんですがね。二十校分

予算がついて、たつた十二校しか消化していません。ことし、四十八年度は三十一校分予算が要求されておるわけですが、これも消化しきれぬのかというふうなことを考えていきますと、七年計画というものはずつとおくれているのじやないかと思ふんですね。そうすると、その大臣の言、七年計画が終わったあくる年の五十四年度から義務化するということは、それだけ見ても実現不可能だと思ふ。親の気持ちからいって先の、五十四年に義務化というのじや、これは気の遠くなるような話なんですね。毎年、毎年子供が学齢に達していく、学校に入れない。そういう子供をかかえて、どうしていいかと迷つておる、そのおかあさんたち、おとうさんたちの気持ちからいきましたら、五十四年というのは、まあずいぶん遠い将来の話ですね。しかもその五十四年も、なお七年計画がおくれていることによりまして、いつになるかわからぬといったような不安感を私自身持つわけです。私が持つくらいですから、そういう子供を持つているおかあさんたちの気持ち、これはたいへんなものだと思いますが、その点、大臣、もう一回はつきり、五十四年からやれる自信があると、それにはこういう計画をやつておるからできるんだというふうなことを、具体的に明示した方がいいんです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま、楠さんがおっしゃいましたような心配を私自身も持つておるわけでございます。同時にまた、障害児をかかえておられるおかあさんたち、何としてでも学校に入れたてやりたい、学校がないからその希望が満たせない、切実な問題でございます。そこで、この問題を解決しようと思つたらどうすればいいか。やつぱり義務化の時期を明示する、いまから明示しておくということじやなかろうかと、こう考えつたわけでございます。四十七年度から七十年計画で養護学校の増設を進めておるわけでございますので、七十年ということになりますと五十三年度。そうすると、それができれば義務化できるはずなんだから、五十四年四月一日から都道府

府県は養護学校を設置しなければなりません。保護者は心身障害児でありましてこれを学校に学ばせなければならぬ、それを義務づけまうと、こうしますと、府県におきましても計画を立てて、いまからちゃんと養護学校を幾つか建てなければならぬ、また、建ててもらえれば義務制を施行できる、こう考えたわけでございます。文部省が財政当局であります大蔵省と自治省と打ち合わせをいたしまして、そして今度はそれに基づきまして、全国の府県に對しまして、五十四年四月一日から義務制を実施したいんだと、そのためには、あなたの方でそれぞれの養護学校を何校建てる必要があるのか、その何校の学校を何年にとどの学校、何年にとどの学校、どういふ計画をつくつてもらえるか、その具体の計画を文部省に報告してください、その報告を受けまして年度内にいま申し上げました義務制実施の時期を法制化したい、そしてみんな努力をしていこうじやないかと、こういう気持ちを持つていこうところでございます。

○楠正俊君 大臣のそういう御計画、気持ちはよくわかりますけれども、大臣があやうや発表されますと、父兄の方は非常に期待するんです。これがうまくいったら、やがては自分の子供もその恩典にあずかるんじゃないかなという期待を持たせておいてね、それうまくいかなかったらたいへんなんです。だから私は閣議決定ぐらゐに持つていくぐらゐのことをしなければだめじやないかなと思つておるほど深刻に考へておるんですが、どうでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法制化しますためには当然閣議決定が必要です。私は、閣議決定どころじやない、法制化したい、こう考へておるわけでございます。それを年度内にやりたいんだと。同時に、各府県に具体の計画を示してもらふ。そうすると、府県としても具体の計画が明らかになるわけでありまして、五十三年度までにこうするのですと、言つた以上は、私はやはりそうせざるを得ないことになるんじゃないだろうか、だから毎

年逐次計画を立ててくれたらよろしいんだということじやなくて、いまから五十三年度までの間の計画を具体的に報告してくれと、そしてほんとうにそれが実施ができるかどうか、義務化できるかどうか、私たちが綿密に調べたい、そして打ち合わせも完了して年度内には法制化の手続も踏ませたい、こんな気持ちでおるわけでございます。

○楠正俊君 ありがとうございます。大臣のその御計画と御決断と——決断すれども実行せずでは困るので、決断、実行をやつていただきたいと、強く要望いたしておきます。

それから、養護学校の義務制とすといたしましても、その一方で、例の就学免除、猶予の問題ですね、この問題が、非常に困つた問題があるのです。就学猶予、免除を市町村の教育委員会がむしろすすめておるという事象があるのです、めんどくさいから、手がかるからと。だから免除してあげますよ、猶予してあげますよというふうなことを、暗にそういういふ言わねばかりにしておるという事例が現にあるのです。新学期になりますと、そういう子供さんをかかえておる父兄はもうやり切れない気持ちがおるわけですよ。役場に行けばそう言われますし、家に置いておいてはどんどんおくられていくしといったこと、かつて、この委員会でもございましたが、そういう就学猶予とか、就学免除というふうなものももうやめてしまえという議論も確か出たと思ひますが、これは私ちょつと極端だと思ひますが、やはり猶予してあげなくちゃいけない、免除してあげなくちゃいけないという子供も現に存在しておるわけですが、猶予しなくてもよろしい、免除しなくてもよろしいといった子供さんまでそういうふうに積極的にすすめておるという事態に對しまして、だからそんなものはやめちまつたほうがいいんじゃないかなという議論が出てくるほど、そういう事例が全国的にあるわけです。しかし、せいぜい二万人ぐらゐの程度の、小学校、中学校含めて猶予、免除の者がたつたそれくらいなんです。今日の日本がそのくらいのことをめんどろに見

られないわけに思ふのです。あの荒廃の中から立ち上がった、占領軍の示唆もあつたけれども、無理をしても中学校義務制にしたというこの日本で、特にこれだけの経済力のあるいまの日本で、たつた二万人ぐらゐの子供をそういうふうな形でやつておくということは耐えられないことではないかと思ひますが、その点についていかがでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃつておるような向きもあると私も聞いておるわけでございます。根本的には通学可能な養護学校などがないためにやむを得ずそういう事に出ているということだと思ひます。したがって、養護学校を増設する、特殊学級を整備していく、さらに、それらの施設と社会福祉施設や医療機関などの連携、これも緊密にやつていかなければいけないのじやないかと、かように考へるわけでございます。心身障害児が全部いづれかの学校で教育を受けられるような態勢を早く整備しますことがいまおつた問題を解決する基本的な点だと、かように考へておるんです、そういう方向で積極的な努力を払つていきたいと、かように存じます。

○楠正俊君 試みに、新聞の記事にあつたのですけれども、イギリスでは一九七一年四月から学齢期の子供はすべて公教育の対象とするとはつきり言つておる。それから、教育不可能な子供はいないということを宣言しておるわけですが、そういう制度に踏み切つた、これは大臣御承知だと存じます、それから昨年の十二月の中央心身障害者対策協議会の中間報告でも、日本におきましては「学齢期にあるすべての心身障害児に對して、適切な教育を」という線を打ち出して、国民世論が高まつておるときでございますから、どうかいま言われたような線を進めていただきたいというふうに思つております。

それから第四番目ですが、手がない、足が悪い、どうにもならないという現実を、先ほど申しましたようにまっすう受けとめて、その上でこれが人間として人格としてマイナスになるものでは

ないということを悟らせる、そうした情緒的安定の上で能力を引き出してやって胸を張って社会に出ていく基盤をつくるというのが教師の役割であり教育だと思いますが、この障害児の教育は一般の教育の中で生かされなさいいけないと、先ほど武蔵野東幼稚園の例で申しましたように、普通児と障害児とを統合した教育、そういった教育こそが――それは、病気によりましではそうもいかない面があるとは存じますが、基本的な考え方としてはそういった行き方をすることがいいのではないかと、これが教育的な原点に立ち返った教育の把握のしかたじゃないかということをしてさつき申し上げたのですが、だから障害児だからといって何でもかんでも文部省の言う特殊学級や養護学校に押し込んでしまおうということじゃなくて、できる限りそうでない子供と、さつき申しましたように、ともに学習をさせるという教育方法が大切だと、つまり問題は、一般社会や学校にそのような設備と人を置くということがどうしても必要になってくるわけですね。その設備の面から申しますと、仙台や葛飾の築又では福祉の町づくりが始められて、公共建築物の入口から階段をなくしたり、舗道の段差をなくして、車いすが通れる町への改造が行なわれる、というように進んでおると、身障者の福祉モデル都市の宣言をするといった都市がまた二十都市以上もあるというふうなことも、新聞で報じられておるわけですが、文部省では特殊教育推進地区の指定をされているというのを聞いておりますが、特殊教育推進地区の状況、どんな状況かということを取りたい。

それが一つと、また、筑波学園都市がこういった配慮をした町づくりになっておるか、そういう計画になっておるかということです。学園都市ですら、おそろしく計画の中にはこういった障害児に対する配慮のない町を描いておられるんじゃないかということを考えるわけです。それから、放送大学が、基本構想というのが新聞に発表されておりましたがね、働く青少年のた

めの放送大学というところは出ておりましたが、家庭で学校にいけない障害児のための配慮ということが放送大学ではどういうふうに考えられておるか。特に、スクーリングというのをごさいますからね。からだの悪い子供はスクーリング出られない、非常に出にくいといったようなことから、特殊教育推進地区の指定、それはどういう状況かということ、筑波の問題に対しては、そういった配慮をしようと思っておるか、もちろん、しなやかじゃないんですが、現段階ではどうもしていない感じがします。でも、それもお考えおき願いたい。それから放送大学、これも障害ある子供さんに公開するんだというものがなくちゃいけないんじゃないか、スクーリング、それも合わせましてお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま、御指摘になりましたように、心身障害の子供さんたち、一般の子供さんたちと同じような形態で勉強をしていく、そのことが偏屈な気持ちを持たせないで、すくすくと生長していく、そういう意味で非常に大切なことだと思っております。全くそのように感ずるわけではございません。盲ろう養護学校と普通学校との交流などにつきまして、いろいろ理解を進めるように、文部省としても努力を払っておるようでございますが、行事などの場合に、それを共にやるなどを通じて、できる限り交流を促進するということでございます。御指摘になりました特殊教育推進地区、これは十六カ所を指定いたしておるようでございます。数年来実行してまいってきいてるわけではございまして、心身障害児に対する適切な教育の実施を地域ぐるみで考えてもらい、単に教師だけではなしに、一般人も含めた地域ぐるみの啓発をはかることによって、こういう教育全体を推進していきたいということでございます。

○補正俊君 それは、施設とか設備の問題でございますが、大学の教職過程のカリキュラム、これにやっぱりそういった配慮がなくなっちゃいけない、いまないんじゃないでしょうか。その点でございます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教員養成大学全部に養護学校教員養成課程を置いたわけではございません。四十八年度で全部それが完成したのでございまして、養護学校教員養成課程以外の教員養成課程についても、カリキュラムの中にそういうことを取り入れたらどうかという御提案ではないかと思っておりますけれども、その点については事務局の方からお答えさせていただきます。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のとおり、ただいまのところはそうならないわけではございません。しかし、御案内のとおり、特殊学級など普及してまいりますと、これは必ずしも養成課程を出た者だけで、そういうものをカバーするということとは、なかなかむずかしいというふうなことだろうと思っております。あるいは先生もおっしゃいましたように、普通教育を行なう者がすべて特殊教育の経験を持つべきではないかというふうなお話もあったことではございますが、そういう意味から考えますと、すべての教員につきまして特殊教育というものの理解を深めてもらうという、何らかの方法というものは考えていかなければならないと思っております。そういう気持ちでございますけれども、

ども、これは実は大学局の所管でございます。私どものほうからも積極的にお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○補正俊君 第五番目に、障害児に対する義務教育以後の後期中等教育や、大学教育のあり方の問題ですが、国のいままでの施策の方向は、特殊教育小學校に高等部をつくりまして、非常に限られた範囲での職業教育しかやらないといった、こういうやり方では困るので、こういったことが、例の東京教育大学付属盲学校で授業ストをこの間やった。彼らはやっぱりいまのあれと同じで張り紙をやって、一人歩きできる教育、社会から隔離された教育からの解放ということ、授業ストをやった。ほかの健康な連中の私はあれは同情しません、これは非常に気の毒だと思っております。あんまりとか、はり、きゅう、それしか行けないような、われわれの将来はそれしか選ぶ道がないのかということを、そういうようなことを叫んでストをやっているわけですが、現在のように複雑多岐にわたった社会の中で、これから生き抜いていくのに、もう少し彼らが言っているように、それしか道がないのかということに対して、何か職業教育にしましても、考えてやらなければいけない。アメリカに何か四百人、イギリスに二百人、オランダに十人ほどの、あるいは先進国で数千人のめくらの方のコンピュータのプログラマーというのですか、コンピュータの要員がいるということが新聞に報道されておりますが、そのくらいまで日本も持つていかなくちゃいけないという気がするんですね。あのスト見ておりましたね。いままでのような限られた職業教育でこと足れりとしておるような行き方ではいけないというように感じますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 盲ろう養護学校の高等部の新しい教育課程は昨年の十月に高等学校の学習指導要領が改正いたしましたのにあわせまして、告示を行なつて、ことしの四月一日から実施することになっていることは御承知のとおりでございます。今回の改定の基本の方針は高等学校の学

習指導要領に準じまして、障害を克服し積極的に社会に参加していただくための能力を養うことを主眼にして障害の種類及び程度、児童生徒の能力、適性等に応じて教育課程の弾力的な編成が行なえるようにすることです。その学科につきましては、普通科を置いて一般教育の充実をはかるようにし、職業教育の学科につきましては従来のものを整理いたしますとともに社会の進展とその要請に応じて設置者が必要な学科を置くことも予想しているわけでございます。障害者が自信を持って社会人として暮らしていくためにどのような職業がさらに開拓されるか。いまコンピュータの例についてのお話があったわけでございますけれども、研究し努力しながら考えていかなきゃならない、そういう気持ちを持つわけでございます。いま具体的にどれがというのを申し上げる自信はございませんけれども、先ほど申し上げましたような趣旨で学校でも努力をしてもらう。また、私たちもさらに一そうそういう気持ちでくふうを重ねていきたいと思うわけでございます。

○楠正俊君 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、先ほど武蔵野東幼稚園の例を引く張りがわりでやっておる私学に対する援助ということを申しましたのですが、もう一回、私大臣に頭に入れておいていただきたいことは、普通児とああいふ障害児とが一緒になって教育を受けておるといふその姿を見てつくづく感じるので、学校の教育というものは、知識の量をふやすということが問題ではないんで、それのもちろん必要なんですが、それ以上に健康な子供がそういう健康でない子供に対して愛情を持って接していく、共によくなくていいという、そういう人間愛というか、ヒューマニティというか、そういうものを教育の場で子供が発見することがより以上に、知識を積んで社会に出ていくことよりも以上に必要だと、それこそ私は宝なんだというように感じておるわけです。どうか大臣は、大臣は

ちよいちよいかわちまいますので、これは困るんです。かわるたびに前向きに検討、一生懸命やると言ったらまた大臣かわちまうとまた元の白紙に戻るといふようなことになるわけですが、奥野文部大臣は非常にそういう幼児教育、障害児に対する教育に熱心な方であるということこそを平素私信じておりますので、そういう幼児教育が現に困っておるといふことをお忘れなく、これから強力な施策を施していただきたいということを最後申し述べまして、時間が参りましたので終わらしておきます。

○国務大臣(奥野誠亮君) この席で議論になっておりますことは、文部省の事務当局も十分理解していることではございますので、大臣一個の問題でなしに、文部省全体の問題だと、こう考えておりますので、大臣がかかること、そのことをそう御心配にならぬでもいいんじゃないかと気がいたしましたし、ことに楠さん自身は自民党の文教政策を動かしている方じゃないかと、こうも申し上げたいのでございます。いろいろお話しになりました御趣旨まことにごもっともでございますので、その方向に最善を尽くしていただきたいと思っております。

○委員長(永野鎮雄君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。午後十一時三十五分休憩。

午後一時二十八分開会
○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として加藤進君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君) 休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査中昭和四十八年度における文部行政の重点施策に関する件を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言を願います。

○宮之原貞光君 最近、新聞、週刊紙等にひんぱんに大学の不正事件あるいはこれに類するところのことなどが報道されておりますが、ことしになりましていわゆる刑事事件にまで発展をしておりますところの私学問題について、御報告願いたいと思っております。

○政府委員(安嶋彌君) 一つは、最近新聞等で報道された松本歯科大学の設立にかかる公正証書原本不実記載並びに行使という事件がございまして、もう一つは、立正学園におきます財務担当理事の株券の不正売却の事件がございまして、それから、これは文部省の所管法人ではございませんが、麻布学園におきまして、理事が大学の資金を横領したという事件がございまして、最近の事件はそういったところの事件でございます。

○宮之原貞光君 ちょっと詳しく言ってください。事件の概要について、文部省の皆さんが報告になったり、あるいは知っておられることについて。

○政府委員(安嶋彌君) まず、松本歯科大学の事件でございますが、これは四十六年の九月に歯科大学設置の申請がございました。同四十六年の十月に、大学設置審議会並びに私立大学審議会にその設置の可否を諮問いたしました。それから、十一月前後に大学設置審議会並びに私立大学審議会におきまして、実地調査が行なわれました。同十二月に、両審議会より設置を可とする答申がございまして、一月に認可をいたしましたわけでございます。が、問題は、資産関係の内容でございまして、私どもに申請がございました際の資産といたしましては、現金が約二十八億、現物の土地が二億、計三十億の資産があるという申請でございました。これを審査いたしましたところ、寄付金の申し込みに関する手続もすべて完備されておりましたし、また、現金として手元に残っておりますものにつきましては、残高証明等もそろっておりましたし、また、建築設備等につきましては、それぞれ支払いを証明する書類も整っております。不

動産につきましては、登記簿等も整備されておったわけでございます。で、その全体につきましては、監査法人の監査報告もついておりました。全体の内容といたしましては、整備されておるといふふうに判断を下しまして、認可をしたわけでございますが、最近、東京地検の特捜部で内容を調査いたしましたところ、このところは多少地検と大学の役員の言いがちが違っておりますが、地検側の判断によりますと、資金は全くなかったというところでございます。これに對しまして、大学の役員は、いやそうではなくて、若干あったんだというのを申ししておりますが、いずれにいたしましても、設置費、この場合は三十億でございましたが、その三分の二が必要であるという文部省の審査内規を充足する自己資金がなかったというところは、これは事実でございます。それにもかかわらず、三十億の資産が用意されておるといふことで文部省の認可をとり、かつそれを基礎にいたしまして登記所に申請をし、登記簿という公正証書の原本に事実と反する記載をしたというところで、三月の二十七日でございましたが起訴されたということが、松本歯科大学に関する事件でございます。

それから立正学園についての事件でございますが、これは立正学園所有の株券の処分にかかわる不正事件でございます。かつてこの学園の理事でございました前田という方が、交通事故でなくなりました際に、その方が所有しておられました株券を立正学園に寄付されたわけでございますが、その後任の理事として就任をいたしました田中という人物並びに同学園の顧問でございました加藤という公認会計士が、この株券を売却をいたしましたし、そしてその売却の代金の一部を横領着服をいたしましたので、全部を学校法人の収入として計上をしないかった、収入として学校法人に入れたかったというところでございまして、それにつきましてはすでに起訴されておりますが、日付につきましては、まだちょっと手元に記録がございません。それから麻布学園でございますが、この件につ

きましては、山内理事長の横領という事件があったというところでございますが、文部省と申しますか、私学振興財団が実はこの件には直接の関連がございまして、四十六年の七月に、高等学校、中学校の講堂を増築をしたいということで、三億一千萬円の融資の申し込みがございました。財団では、これを適当な事業というふうに認定をいたしました。二億九百萬円の融資を決定をいたしました。四十六年度分としてそのうち六千萬円を麻布学園に交付したわけでございます。その際は、この麻布学園と建設を請け負っておりまして大成建設の東京支店との間に工事の契約がございまして、それに基づいて工事費の支払い請求が大成建設の東京支店から麻布学園に出ているわけでございますが、それを根拠にいたしまして、私学振興財団から麻布学園に六千万円の融資をしたわけでございますが、実はその契約は表面だけの契約であつて、実際は麻布学園から大成建設に必ずしも支払ふ必要のない契約が別個に存在をしたということが明らかになりました。実際問題といたしましては、麻布学園からこの六千万円は大成建設に支払われたということでございますが、しかし、財団に提示されました工事費の支払い請求書が実際のものではなかったということが明らかでございました。そこで財団では、この学園に対して六千万円の返納を命じておるわけでございますが、東京地検は、二月六日、麻布学園の理事長代行山内一郎を業務上横領と詐欺、また大成建設の東京支店の管理部長藤田を詐欺ということで起訴しておるわけでございます。

以上が大体の概略でございます。

○宮之原貞光君 松本歯科大学の問題については、先般の予算委員会でも若干取り上げられておつたやうであります。マスコミは、このいわゆる三十億円の借金の問題にからみまして、いわゆる塩尻市の土地の寄付というのにも偽装工作があつた。そしてまた、四億円の寄付金を集めるために、いわゆる二千五百万円前後の寄付をやるならば無試験でパスをさせるとか、あるいはまた

た定員百二十名を二百二十名に増員をしてことしは入れる予定であつた云々というふうに報道されておりますが、この事実関係はどうなんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 寄付金の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、この検査庁の見方と大学の主張との間に若干のずれがございまして、その大部分がいわゆる見せ金の寄付であつたということとは、これは間違ひのない事実でございます。

それから、入学を条件とする寄付金が含まれていたのであるという点でございますが、この点につきましては、大学の認可の際には、絶対にそういうものを取つてはならないという条件を付けておりました。また、認可書を渡します際には、そういうものが含まれていないというのを誓約をさせておるわけでございます。したがって、そういうものが無いというふうに私も理解をしておるわけでございます。先般も、松本歯科大学の現役員でございまして、これに文部省に來てもらひまして、その間の事情をたじたわけでございまして、入学時寄付金を全く取つていない者も若干はあるわけであつて、寄付金の提出ということがすべて入学の条件になっているということではないという説明もあつたわけでございますが、しかし、平均いたしましてかなり金額の寄付金が事実上入学生から徴収されておるといふことは、これは事実でございます。これは、松本歯科大学だけに限つたことではございませんが、一般にそのようなことがないように、私も重々注意はいたしておるわけでございますが、松本歯科大学に対しては、特に今後そうしたい点につきまして、厳重な指導を加えてまいりたいというふうに考えております。

でも同じような事例が見受けられることは非常に遺憾なことでございます。そうしたことがないように、さらに、厳重な指導を加えていきたいというふうに考えておりますが、同時に、私学の助成というところにつきましても、今後格段の努力をしまひたい。特に、医学、歯学の教育は多額の経費を必要とするわけでございますから、そうした点についても特別な努力をいたさなければならぬというふうに考えております。

○宮之原貞光君 松本歯科大学の理事長の名前と前歴、それから立正学園の学園長のお名前がわかつておつたらお聞かせ願ひたい。

○政府委員(安嶋彌君) 松本歯科大学の理事長は辻田力という人でございまして、これはかつて文部省の初等中等教育局長、愛媛大学長、それから私立学校教職員共済組合の監事等を歴任した方でありました。

それから、立正学園の理事長は金子日威という方でございます。たしか日蓮宗の管長をされていらっしゃる方かと思ひます。学長は小尾庸雄氏でございます。

○宮之原貞光君 いわゆるこの松本歯科大の理事長は起訴はされておらないやうでございますが、ね。しかしいまお話があつたやうに、もとの皆さんの同僚だしね、それからいわゆる愛媛大学の学長までやつた、言うならば、やっぱり教育界の非常に重要な役割を占めてきた人ですね。あるいは立正学園の学長にいたしまして、かつての東京部の教育長をやつた方であるわけでありまして、直接この方も刑事事件には連座はしておらないといひました。これは責任のないことだとは言えないと思ひます。したがつて、これは言うならば、いわゆる私立大学への、よく言われているところの官僚の天下りという問題と関連しないでもない一つの私は大きな問題点ではないかと思ひます。本日はこの問題については、後日あらためて議論をいたしたいとして、もう一つまた、麻布学園の問題は、私学振興財団から借り入れ金があるところの問題ですから、これま

た文部省としても、麻布学園の問題は、何もあれは東京都の所管だというわけにはいかないところの問題なんです。したがつて、この問題についても、これはひとつ私学のあり方の問題としてやらなければならぬところの問題だと思ひますが、これは私は本日は後日に譲るといたしまして、実はこういふまた報道も出ておりました。三月の八日でございますが、小田原女子短大の問題で、二千万円の補助金の返却事件があつたという報道が、若干小さな報道でありました。したがつて、載つておりました。この事実関係についてまずお伺ひしたい。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、手元に正確な資料を持ち合わせておりませんが、御指摘のような事実はございました。これは刑事事件ということではございませんけれども、私学振興財団から小田原女子短大に対する経費補助の申請内容が事実と異なつておつたということで、従来支出をいたしました補助金の全額の返納を命じて、すでに返納されております。そういう事件がございました。内容は、要するに申請の内容と事実が異なつたということでございまして、前提となつておる教職員が実際上いなかったり、あるいはいたけれども、その給与がきつめて低い額であつたりというやうなことが相違の要点でございます。

○宮之原貞光君 それらの問題とは性格は著しく異なるわけでございまして、きのうでございまして、芝浦工大の問題につきまして、運動選手を優先的に入学をさせないという問題について、いわゆる体育部の学生がそれはけしからぬといふやうなことで封鎖をやつた。それが四日間続いたという報道があつたんですが、そのことについて、もし文部省でわかっているものがあつたらお知らせ願ひたい。

○政府委員(木田宏君) 私も、現在までのところ新聞で承知いたしました程度にしかまだ承知いたしておりません。事柄につきましても手元に持ち合せておりませんので、たいへん恐縮でございますが、大ざっぱな記憶でございますけれども、運動

部の関係者が例年のごとく別ワクで一定数の学生を入れてもらえぬものというふうに承知をして勧誘をしてきたけれども、大学当局がことはそういふ別ワクでの入学を認めてくれなかったために、約束が違ふというんでございましょうか、大学当局側に対して不満を申し立てて騒いでおるといふ事である、このように承知をいたしておるわけでございます。

○宮之原貞光君 その問題については、事の真否については文部省としてはまだ調査してないんですか、それとも、所管外というわけにはいかんでしょうか、その点どうなんですか。

○政府委員(木田宏君) 詳細な状況報告をまだ手元に持っておりません。確かに、その事柄につきましては、私も大学問題として私どもの管轄をしておる事柄でございます。

○宮之原貞光君 そのほか、最近の週刊誌には、埼玉医科大学の黒い霧のうわさとか、あるいは杏林大学の裏口入学の問題などがたいへん特集的に報道されておったようでございますが、まさかそういうことはないと、私は思っておるんですが、所轄の皆さんといたしましては、この問題の真偽についてお調べになっておるのかどうかですね、お聞かせを願いたい。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘のございました杏林大学、それから埼玉医科大学等については報道されました直後、関係者から事情を聴取いたして詳細な報告をいま求めておるところでございます。

○宮之原貞光君 じゃ、それは報告を求めている最中と理解してよろしゅうございませうね。

それから、これは高校関係ですが、直接皆さんの所管外ということにもなりますけれども、最近都心の高校で学校建設とからみまして、大手の建設会社が融資をする、そして融資の肩がわりに学校の敷地の提供を求める、学校ではやむなく郊外に移転をするというケースが二、三私の知る限りでもあるんです。まあ、校名は秘するにいたしましたけれども、神田のある学校、赤坂の一本の学校、赤坂見

附の学校と、こうありまして、先ほど管理局長からお話のありましたところの麻布学園事件にいたしまして大成建設が一枚かんでおるわけなんです。こういうふうに大企業の本心の土地の買取りといたしまして、学校に一つの大きな問題点としておるところの問題が二、三あるんですけれども、そういうことについては御存じないですか。

○政府委員(安嶋彌君) 遺憾ながらそういう事実は承知いたしておりません。

○宮之原貞光君 ひとつ、この問題についてもきちと調べておいていただきたいと思うんです。

そこで大臣にお尋ねいたしますが、いま、私がいろいろお聞きしたところの私学にかかるところのいろいろな事件がたいへんお聞きしたところでも相当数あるわけなんです、そういう問題に對しまして問題の根源はどこにあるんだとお考えですか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 戦後わが国の大学への進学率は非常に勢いで伸びてきたところで、それを受け入れるに果たしてまいりました私学の役割りにも非常に大きなものがあつた、こう見ていくわけでございます。現在では学生数で言いますと七八割は私学が受け持っているわけでございます。

その過程においては十分な内容を整えて受け入れることに踏み切れたのかどうか、文部省としても設立を認可するにあたって、教員サイドの問題とか施設その他の問題でありますとか、一つ一つ完全に把握できておったかどうか、いろいろ問題が私にはあつたんじゃないだろうか、こう考へておるわけでございます。したがって、過去の問題につきましても同時にまたこれからの私学の認可の問題にしまして、十全を期するたためにはもう一べん根本から検討する必要があるんじゃないだろうか。私学の自主性、これは十分尊重していかねばならないけれども、やはりあるべきことを期するために何らかの立法措置も必要じゃないだろうか。こういうこともあわせて考へながら、いろいろと相談をされている最中でございます。

います。いろいろな問題が出てまいつてきておりました。私もたいへん責任の重いことを感じておるわけでございます。同時に将来あやまちなきを期するためにどうしたらいいかということも真剣に取り組まなければならぬことでもあります。ただにやはいりずれば立法措置が必要になるのではなからうか。こういう考へ方を抱いておるところでございます。

○宮之原貞光君 まあ、これらの問題についての大臣の御答弁は認可のあり方の問題について問題があつたのではないかと判断でございます。けれども、私は大学設立の認可のいまあなたが反省をされておられますようにござんさという問題、これは率直に申し上げて、これも一つの大きな問題だと思ふのです。同時に、世間には私立の歯科医大には二千万から三千万の寄付金を出すのが相場だという世間に流れているところのうわさがあるように、これらはやはり私立大学のあり方と関連するところの寄付金のあり方という問題も、これは一つこの中にやはり私どもに何かを示していると思ひます。

いま一つは、私は、私立学校に対するところの公費助成金の貧困さという問題もやはりこれに起因していると思ふべきではない。さらには、また学校経営者の教育的な良心の喪失といひます。か、いわゆる学校経営というものを企業本位として見るというこの安易なやり方は学校経営に對するところのものの考へ方、それからまたやはり最近この大手商社の単なる物質の買取りというところだけであつて、学校の敷地までもねらい始めておるというこのアニマルぶりですね。こういう問題等々が私はやはりいま皆さんから御報告願つたところの問題点の中で、私立大学のあり方の問題と関連して多くの問題点が存在をしておると、このように考へるのでございます。それだけに大学の認可のあり方の問題、所轄庁としての文部省のあり方の問題、さらには、私学助成金の問題のあり方があらためていまの問題が問われておるところの問題だと私は考へておるのであります。

が、いかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) そのとおりだと思つております。

○宮之原貞光君 で、私は、そういう立場からこの中で解散認可の問題を含めました大学認可のあり方と所轄庁のあり方の問題について、これから若干時間いろいろお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず私は、この私立大学審議会のあり方の問題は、少なくとも審議委員の人事を含めまして、あり方の問題が問われておるのではないと思ひますが、この点どうお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私立学校法の中に、私立大学審議会の構成についての規定がございまして、二十名の委員の中の四分の三につきましては私立学校の関係の団体から推薦をせよという、その中から任命するということになっておるわけでございます。四分の一は学識経験者の中から文部大臣が選べるわけでございますけれども、文部省としても、私立大学の関係の団体に対して若干希望も申し述べてきているようでございます。また、文部大臣がみずから選べる中につきましてもいろいろ配慮しているようでございますが、私自身も少しいろいろな観点から委員を選ばれたと、特に、経理関係に明るい人などは十分じゃないかという指摘もあるわけでございます。また、次の機会にはぜひ根本的に考え直す気持ちで審議会の構成に当たらないかと考えているところでございます。

○宮之原貞光君 大臣、これは委員の選び方だけじゃなくて、設置基準の問題も大きな問題ですね、これはあなたがこの間予算委員会でお答えされておるとおり。したがって、この件についてもう少し触れたいと思ひますが、まず、これらの問題をお聞きする前に聞きいたしておきたいことは、私立学校法の第五条に言う文部省の権限と、同じく第八条第二項、第十八条に言う私立大学審議会との関係の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

いまさら、私から申し上げるまでもなく、第八

条の第二項は「第五条各号に掲げる事項を行なう場合においては、あらかじめ、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。」とあり、第十八条の二項は「私立大学に関する重要事項について、文部大臣に建議することができ。」と、こうあるんでございますが、この条文を見る限りでは、審議会は、言うならば、文部省の諮問的な機関と、立場にあるというふうに条文上は理解ができるのです。しかしながら、実際は大学の設置とか、あるいは解散が適当であるかといふもののはほとんど審議会の手にゆだねられている。言うならば、この私立の設立とか解散の問題の生殺与奪の権は審議会にあって、文部省は自分の都合のいいときには審議会を隠れみのにしておるといふ傾向が私はないでもないとおるのであります。だとすれば、文部省の権限、これはことばをかえて申し上げますれば、責任体制といふものは一体どうなのかといふことになるわけでございまして、いづれにいたしましても、この条文の關係と實際の運営との実情についてお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 私立学校法の第一条にもございまして、私立学校の行政につきましても、やはり私学の自主性を重んずるといふことが大きな眼目の一つになっておるわけでございまして。実は、私は、この私立学校法の制定に参画した者の一人でございまして、この基本的な考え方と申しますか、その前提になつております点は、やはり戦前の私学行政といふものがあまりにも官僚的であつたと申しますか、官庁の規制がきびし過ぎた、戦後の新しい私学行政といふのはやはり私立学校が自主的に事務をいろいろきめていくといふことが大原則であらうという思想があつたわけでございまして。ただいま大臣からも御答弁申し上げましたように、私立大学審議会——この私立学校審議会も同じでございますが、その人選は、通常の審議会と異なりまして、文部大臣が独自の判断で委員を任命するということではなくて、私立学校側が四分の三の委員を選んで、定数の一倍半

という推薦定数にはなつておりますが、私立大学側がその大部分の委員を推薦をするという考え方は、やはり私学行政の重要事項は私学人自身でこれを決定していきたいという、そういう基本的な考え方が前提にあつたわけであります。つまり、役所の監督権限をやはりコントロールしたいというところ、それから私学行政の基本的なことは、私学人みずからの、何と申しますか、考え方を基本にして処理すべきだと、こういう二つの考え方が前提にあつたわけでございまして。したがひまして、私立大学審議会あるいは私立学校審議会といふものは、これは宮之原先生がおっしゃいますように、役所の都合のいいときの隠れみのというよりなことはなく、私学行政は私学人の考え方を基本とするという、そういう考え方でできておるといふ点をまず御理解をいただきたいと思ひます。

それから五条と八条、それから十八条との關係でございまして、第五条に掲げておられますことは、これは学校教育法を引用しての権限でございまして。私学は二つの面があるわけでございまして、学校という面と学校法人という面、二つがあるわけでございまして。第五条は、これは学校に関する学校教育法に基づく権限を列挙しておるわけでございまして、この権限のうち、設置認可のうちに、大学設置審議会の所掌に属するものを除きましては、その権限の行使については文部大臣は私立大学審議会に諮問をしなければならぬといふことになつておるわけであります。それが第八条の二項でございまして、

それから十八条の一項は、そうした権限をこゝであらためて確認しておるわけでございまして、第二項におきましては、そうした法定の諮問事項のほか、重要事項については「文部大臣に建議することができ。」と、こういう規定を入れておるわけでございまして。私立大学審議会の権限は、ただいま御指摘の条文のほかに、たとえば第三十一条第二項のように、所轄庁が寄付行為の認可をする場合には、私立大学審議会に諮問しなければならぬという規定もございまして。学校法人

に關して諮問すべき事項が幾つかあるわけでございしますが、そうした事項は第三章の学校法人の規定のところのそれぞれ該當の条文のところに私立大学審議会にかかってくる事項は諮問しなければならぬというふうなことになるわけであります。第十八条の一項は、そうした権限も含めて私立大学審議会の権限を一般的に規定したものであるというふうに理解をいたしておきます。

○宮之原眞光君 そういたしますと、この十八条あるいは五条、いま説明のあつた三十一条の問題等は、ここに掲げてありますところのいわゆる設立、あるいはこれはもちろん解散も含むと思ひますが、意見を聞かなければならないといふことは、普通常識的には、最終の決定権は文部省にある。しかし、それは形ばかりで非常に自主性があるからすべて審議会にまかしてあるんだと、この条文は解釈するんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 私立大学審議会ももちろん行政委員会ではございせんから、最終的な決定の権限はございせん。文部大臣がその認可権者でございまして。したがひまして、文部大臣は私立大学審議会に諮問をしましてその意見を聞いて最終的にその可否を決するといふことでございまして、あくまでも権限と責任は文部大臣にあるわけでございまして、しかし、運用をいたしましては、先ほど申し上げましたような考え方が私立大学審議会の場合には特に前提になつておりましてその意向を尊重して各種の処理を行なうといふこととございまして。

○宮之原眞光君 これは戦前のきび過ぎた時代から反省をして私学の自主性を重んずるといふことはけつこうだと思ふのですが、しかしながら、これはやっぱりあくまでも最終的な責任は所轄庁、監督庁にあるのであつて、それは私学は独自だからすべてあの私学できめたこと、右と云つちゃ右一〇〇%聞くんですと、こういうふうな条文だとは少しも思ひませんよ。もし、また事実条文がそれだけれども、いまおっしゃつたように、すべて審議会まかせにやつておる。こういうこと

なら、これがまた先ほど私が指摘をしたところの今日の私学のいろんな問題点を派生をしておるところの要素の一つにもあらわれてくるんじゃないかと申すのですが、その点いまままでのように、すべてはおまかせしまして形式的に文部省はするだけだといふふうなかつて今後この私学の問題を処せられるとお考えなのか。あるいは先ほど私が指摘をしたところの問題ともからんでこの問題についてどういふ省内で意見があるか。私は、この点文部大臣の所見を聞きたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私学の問題を処理するにあたりましては、私学の中はいずれかによつて異なつた扱いをすべきものではない。そういう趣旨において私立大学審議会の意見を伺うんだと、かように考えるわけでございまして。特に第一条に私立学校法の目的を書いてありますところに、特に「私立学校の特性にかんがみ」といふことばを入れ、さらに「その自主性を重んじ」といふことばを加へたりしてるところでございまして、それから「その精神にのっとりて私立大学審議会の運営をはかつていかなければならない、かように考えるわけでございまして。文部大臣が決定するのであります。私立大学審議会にはかかる事項になつておりますものにつきます。これは、個々の事例によつて取り扱いを区々にすべきではない。したがひまして、私立大学審議会ではいろんな意見が出ます場合には、それを最大限に尊重して最終的な決定を文部大臣はしなければならぬ、こう考えるわけでございまして。そのことが、私立学校法第一条以下に規定されている精神ではなからうかと、そう考えるわけでございまして。

○宮之原眞光君 そうしますと、文部省の私立の問題に対するところのものの考え方といふものは、いわゆる法文のあるいは法令の一応筋が通つておるか、通つておらないかという判断だけを文部省がやるのであつて、いわゆる公教育という立場あるいは同じく私立学校のいま指摘されたところの、第一条にありますところの自主性を重んずると同時に公共性を高めるといふ問題があるわけで

すね。その公共性を高めるという観点からの文部省の助言と申しますか、そういうようなものはこの条項で、私立学校法のたてまえからしてこれは一言半句も所轄庁としては差しはさまむことがないような心がけでございんだと、こういうふうに理解してよろしゅうございいますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) そんなことを申し上げているわけじゃありませんが、自主性を重んじ、公共性を高める。当然私学といえども、教育基本法に基づいて運営されていかなきゃならない、そういう方向に文部省も助言していくこと、これも当然の任務である、かように考えるわけでございす。先ほど管理局長から申し上げましたとおり、戦前の反省の上に特に立っていると思うのですけれども、私学につきましては文部大臣の権限に立法されているようにございす。私もいろいろな事件が起こりましたので、このままには行かぬから、さてどういふところまで調査していけるのかと考えています、なかなか法律は慎重にできているようにございす。たいへんいいことだと思ふのですけれども、それはやはり私学の自主性を非常に尊重して戦後の立法が行なわれてきているせいだと思ふのです。そういう意味で、私はまた、私立学校についてのお尋ねに対してお答えをしておるわけでございす。私立学校によつてつまみ食いするような運営をしない、そういう精神に立っているのじゃないだろうか、だから考え方には私学の方の意見と、いろいろを十分尊重して、そして扱い方といふものを統一して考える。文部大臣が責任を持つていふことにつきましても、そういう姿勢で臨むべきだといふことじゃなかろうかと、かように考えているわけでございす。おっしゃるとおりにも、もちろん公共性を高めていく、学校は公のものだといふ規定も教育基本法に書かれているわけでございすから、私学も当然そのようなことは心得ておるだろうと、かように考えるわけでございす。

す。

○宮之原貞光君 実は、自主性の尊重という問題と、公共性をやはり重んずるというのがあるんですから、このかね合ひの問題が私は大事だと思ふからお聞きしておるんです。たとえば、先ほどの入学金の問題にしても、それは法規上入学金をとつてはならないといふことはないわけなんです。しかしながら、公共性というものを重んずるという立場から、いわゆる世の中であつておる一千万とか、二千万といふのはこれはあまりにひどいじゃないかといふ世の中での批判が出てくる。それに対してやはり寄付金の問題に対してもチェックをしなければならぬといふ、私は先般の予算委員会におけるところの大臣の答弁が出ておると思ふんですよ。そういうような面から見れば、この二つのかね合ひをどうやっていくかといふのが一番私は問題であつて、都合のいいときには自主性自主性ばかり言われていて、今度は何かのときには公共性、公共性ばかり言われたのじゃこれは困ると思ふ。したがって、少なくとも、私はやはり戦前のいろいろな反省から自主性を尊重するといふのは、これはずっと守られなければいけぬ、これはけつこうなことだと思ふ。しかしながら、その自主性と公共性をどうかね合せていくか、そこあたりの判断というの、私はやはりひとつ私立学校に対するところの問題点だと思ふのです。ですから、そこを私は先ほどからお尋ねしておるのですが、もう少し、この問題について何か意見があればお聞かせ願ひたいと思ふのです、このかね合ひの問題について。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私学の心がまえ、それはもう教育基本法に示されておるところでございす。また、学校は公のものだと明定しておるわけでございすから、それにはずれたような私学の態度はあるべきでないといふまでもないことだと、かように考えておるわけでございす。私が申し上げているのは、それをそのまま容認するのだという意味で申し上げているわけじゃございせん。当然、自主性を尊重する、その自

主性を持つている私学そのものが教育基本法にのつた運営を行なうつもりで論議しているという前提に立っているわけでございす。したがういまして、具体的に、何かそういうことで提起していただきますと私も答えやすいのじゃないかと思ふのですけれども、一般論でまいりますと、やはり私学自身が元来そういうたてまえで運営しているはずだと、皆さんが集まつていろいろ建議される、あるいは意見を言われる、その場合には、そういうたてまえに立っているはずと、あるいは個々の一つ一つとしてははつたような意見もあるかもしれないけれども、全体としては、そういうたてまえにおいて意見が出てくるんだらうと、こつた前提に立つてお答えをしているものでございす。具体的な問題でお答えいただきましたらまた私もお答えしやすいんじゃないかと思ひます。

○宮之原貞光君 また、いろいろ具体的にお聞きしますが、いづれにしても、この第一条のいふところの趣旨といふものは、自主性といふことを基調に踏まえながら公共性という問題とのかね合ひの中で私学の運営という問題をはり重要な性があるんだと、こつたふうな理解をされると思ふのです、そのように理解してよろしゅうございす。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私学法の第一条に書いてあるんでございすので、そのとおりに理解してあります。

○宮之原貞光君 じゃ、もう少し法律的なことをお聞きいたしますが、この私立学校法の十九条、二十条との関連についてお伺ひしたいと思ふのです。この十九条の第二項の委員の選出がございす。この委員の選出の第二項を第一号と第二号に分けて両者の関係を第三項に、いわゆる二号から任命される委員の数は第一号に該当するところの委員の三分の一にとどめなければならぬといふ規定がございす。この規定の趣旨といふのはどういふ趣旨ですか、立法の趣旨です。

○政府委員(安嶋彌君) これが先ほど申し上げましたように、私学行政は私学人の手という、そういう考え方が、この法律は二十四年当時制定された法律でございす、そのときに非常に強い一般の考え方でございす。そういうことで、この第一号の委員につきましては私学団体が推薦するといふことだけではなくて、その委員の大多数が私学側の委員でなければならぬといふことを先ほど来申し上げているような趣旨から、特に法律をもつて担保したのがこの第二項の趣旨であるといふふうに理解をいたしております。

○宮之原貞光君 そういたしますと、第一号の私学側から出るところの人と学識経験のある者といふのがありますね、学識経験者です。これは、学識経験者がこの三分の一以内でなきゃならぬという規定でしょう。そうすると、これは私学人の私学といふのは学識経験者といふのも私学の中から選ばなければならぬといふ意味ですか、そうじゃないんでしょう。だからその学識経験者を選ぶ場合は、数は私学の三分の一以内でなきゃならぬ、こつた意味なんでしょう、どうなんですか、これは。

○政府委員(安嶋彌君) おっしゃるとおりでございす。

○宮之原貞光君 ですから、私学人は私学人でなきゃならないといふことではないでしょう、いま御答弁になつたように、これは。

○政府委員(安嶋彌君) ちょっと私の言い方が不十分であつたかと思ひますが、この法律を制定いたしました当時の一般の考え方は、私学行政は私学人の手というそういう考え方、気持ちが強かつたわけでございす、しかし御指摘のとおり、だからといって私立大学審議会の委員の全部が私学人でなければならぬといふことではもとよりございせん。この法律では第一号の委員の三分の一以内とございすけれども、当然、そこには私学人以外の一般の学識経験者を加えるという思想が入つておるわけでございす。

○宮之原貞光君 この次の今度第一号に該当するところに、委員について、学長または教員である

理事以外の理事からの任命されるものとして、また二分の一以内という規定がございますね。これはどういふ立法の趣旨ですか。

○政府委員(安嶋彌君) これは私学人と申ししましても、まあいろいろあるわけでございますが、いわゆる経営者に対しては、教務側の委員の数を多くしていきたいと、そういう気持ちで三項に盛り込んでいるわけでございます。

○宮之原貞光君 教務側の委員を尊重したい、重視をしたいという考えは、これは教務側の委員ばかりではないんだと、やはりバランスを考えなければならぬのだと、こういう意味も含まれておりますね。

○政府委員(安嶋彌君) はい。

○宮之原貞光君 それと第二十条の委員候補の推薦につきましてお尋ねをいたしたいんですが、「私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学」云々と、こうずっと書いてありますね。こういう団体は具体的にどの団体をさすんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 日本私立大学連合という団体がございます。

○宮之原貞光君 そうすると、そういう団体だけがこの推薦のところで言え資格があるという意味ですね。そうなりますと、かりに三分の二はいけれども、三分の一前後、三分の二には達しない組織率しかないけれども、私学の団体が別にあるとすれば、これは、それからの団体の推薦はできないという仕組みですね。どうなんですか。

○政府委員(安嶋彌君) その推薦は、この二十条の推薦ではないということでございます。

○宮之原貞光君 二十条の推薦でなければ、文部省が推薦をする、きめるものの選考の対象にならないという意味ですね。

○政府委員(安嶋彌君) 二十条一項の推薦でなければ、文部省はその任命について法的な拘束は受けないということでございます。

○宮之原貞光君 法的な拘束とはどういう意味ですか、わかりやすく言えは。

○政府委員(安嶋彌君) もうちょっと具体的に申し上げたほうがおわかりがいいかと思いますが、ただいま申し上げました日本私立大学連合という団体があるわけでございますが、この団体を構成いたしておりますものは私立大学連盟、それから私立大学協会、私立短期大学協会、その三団体でございます。その三団体が二十条第一項の団体として委員を推薦していただくわけでございますが、それ以外にも実は私立大学の団体があるわけでございます。

○宮之原貞光君 それでは、少数の学校ではございますが、それをもって構成されている団体がございます。その団体は二十条の一項にいう推薦団体ではございませんから、法的にその委員を推薦する権限はないわけでございます。ですからその団体が推薦をしてまいりました人物については、文部省はその委員の中から選ぶとか選はないとかいったようなそういう拘束は受けないと、こういうことを申し上げておきたいでございます。

○宮之原貞光君 そうしますと選んでもかまわぬのですか、どうなんですか。皆さん任命されているけれども。

○政府委員(安嶋彌君) それは、学識経験者という扱いで選ぶことは可能かと思ひます。

○宮之原貞光君 まあ、実際はないということですね。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、さらに具体的に申し上げたほうがいいかと思ひますが、現在、私立大学審議会の委員は一名欠員がございますが、十九名の現員でございます。そのうち十四名はいま申し上げました二十条の規定によりまして推薦された委員でございますが、四名の学識経験者のうちには、実は、私立大学連合に加盟していない私立大学懇話会から推薦された方が学識経験者として一名含まれているということがござい

○宮之原貞光君 そうしますと、この十九条第二項の一号にいう「学校法人の理事」とか云々ということは、第一号から選出される者、そういう人

の選出は、これはもう奥野文部大臣が非常に得意であるところの窓口一本にされておるといふことなんです。窓口は一本でなきゃあいが悪いんだ、こういう意味ですね。少なくとも、先ほど申し上げたところの十九条の第二項の一号の推薦人は一委員は、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) そのとおりでけっこうでございます。

○宮之原貞光君 それでは、いまあなたはこの問題についての現在の委員のメンバーを言いかれたんですが、ちょっとそれを発表してください。現在の私立大学審議会の委員のメンバーと年齢までちょっと聞かしてください。

○政府委員(安嶋彌君) 十九条二項一号の委員といたしましては、今小路寛瑞さん、この方は相愛女子大学長、相愛学園理事長でございます。七十四歳。今村有さん、前の福岡大学の総長、七十六歳。上田忠雄さん、金沢女子短期大学長、六十九歳。大木金次郎さん、青山学院長、六十八歳。春日井薫さん、前明治大学総長、七十三歳。河西太一郎さん、前立教学院理事長、七十七歳。小寺武四郎さん、関西学院大学長、六十歳。佐藤朔さん、慶応義塾大学塾長、六十七歳。この方が会長でございます。高柳義一さん、東北薬科大学理事長、七十八歳。多田基さん、実践女子学園副理事長、七十二歳。中原実さん、日本歯科大学理事長、八十歳。藤田たきさん、津田塾大学長、七十四歳。二上仁三郎さん、富士短期大学理事長、六十六歳。村井資長さん、早稲田大学総長、六十三歳。以上十四名が、一号該当の委員でございます。

○宮之原貞光君 学識経験者としたしましては、大沼淳さん、文化女子大学長、並木学園理事長、四十四歳。それから桜井和子さん、学習院長、七十歳。滝野文三さん、駒沢大学法学部長、七十一歳。樋口一成さん、東京慈恵会医科大学長、慈恵大学理事長、六十八歳。福井直俊さん、国立東京芸術大学長、六十九歳。

以上でございます。

○宮之原貞光君 そこで、文部大臣にお伺いをいたしたいと思ひますが、だいたいやはり私学の自主性を重んじられて、お年寄りばかり集められておられるようですが、私は、委員の一人一人はなるほどりっぱな方でありまして、とやかく申し上げようとは思ひつけない。しかし、いま発表のありましたところの十九名という顔ぶれは、ほとんど私立大学の学長さんかあるいは前の何とか学長という名前の人か、理事長ばかりの構成で、言うなら、これはもう私学一家だけですね、この十九名は。そうすると、先ほど説明をしたところのこの学識経験者という一大臣聞いてください。学識経験者という立場からできるだけ私学経営、私立学校のあり方という問題についても、おそらく私は学識経験者というものを入れたということは、これはやっぱり若干私学のあり方、私学の運営の問題についてよく文部省が言われるところの大学の門戸をやっぱ国民に開いておこうと、いわゆる閉鎖社会のほうから一歩出ようというところで、学識経験者というものを私は入れたらうと思うんだけれども、少なくとも、これを見る限りにおいては、これはそういうものはないかと思ひます。率直に申し上げて、これは私の手元にこれとは別に大学設置審議会のメンバーもあるんですけども、これまた、大学の学長ばかりなんです。これでいざいざここで議論しなければならぬところの「開かれた大学」という方から言えは、この私立大学の審議会のメンバーほどそれと逆行するものはないとこれは断言しても言い過ぎじゃないかと思ひます。一体、こういうようなことで片一方では大学の国民への開放、「開かれた大学」といながら、私立大学あるいは大学設置審議会というメンバーは大学人だけだという閉鎖社会とも思ふところの人々ばかり選んで、これで大学の国民との云々というものが、私は言えるだろうと云々ということに矛盾を感じるのです、皆さんの任命のしかたの問題について。し

たがって、先ほど大臣は審議会のメンバーについても考えなければならぬというお話をされておったのですが、おそろしく、私はそのもの考え方というものは同感だろうと思うのですが、どうなんでしょうか、大臣、そこあたり所見を伺いたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話しのとおり同感でございます。学識経験者の中にやはり大学経営者以外からもっと積極的に任用すべきじゃないかろうかという気持ちを持つて一人でございます。同時に、文部省の事務当局も従来から私学の団体から推薦してもらいます場合にも、認可申請があつた場合には、一々現地に赴いて調査しなければならぬのだから、若い現業、強い人を出していただきたいと言ひ続けてきています。そうでございますけれども、出てまいります候補者はかなり高齢な方々ばかりであつたようでございます。しかし、そういう姿を見受けておりますことは、私立大学審議会の世間に対する信用を保持し得ないことにもなるわけでございます。私立大学のあり方につきましては特段に關心の高まつている際でございますので、今後、任命を新たにしますつど、積極的にいろいろの御議論にこたえられるような構成に努力していきたい、かように考えておるわけでございます。任期が四年で二年ごと半数交代になつておるものでございます。

○宮之原貞光君 次に、学校法人設立等基準認可の問題について若干お伺いをしたいと思います。この問題についても予算委員会と同僚の安永君からもお尋ねがあつたので、私はできるだけ重複しない程度で話をしたいと思ひますが、この認可基準というものは、文部大臣裁定と、こういう位置づけなんですね。これは法律的にはどういうことになるのですか。裁定というものは世の中でいわれるところの内規ぐらいのものでしょうか、どうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 大学の設置認可の基準でございますが、御承知のとおり、まず学校のサイドから申しますと、これは校地、校舎、設備それに教員組織、そうしたものを整備しなければなら

は成り立たないわけでございますから、そうしたサイドにつきましては、大学設置基準という文部省令がございます。法人を認可する際の基準といふことは、大学設置基準に規定してあるところの校地なり校舎なり設備なりが整備されておるといふことが、これは大学設置の認可の基準であると同時に、学校法人の設立を認可いたします際の試算の基準でもあるわけでございます。つまり、校地なり校舎なりを現実に所有してあるか、または、これを調達するに足る資金を有しているかということが、その学校法人の設立の基準なわけでございます。そのことは、私立学校法の二十五条にも規定があるわけでございます。つまり「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならぬ」という規定があるわけでありまして、でございますから、法的にはその文部省令の大学設置基準を運用することによって学校法人の設立を判断していくことになるわけでございます。したが、実際の扱いといひましては、さらに、その審査の便宜、並びに申請者に対する便宜等を考慮いたしまして、学校法人等設立認可基準という、これは通常申しますならば文部省の内規でございますが、文部大臣裁定で、そうした認可基準を定めておるわけでございます。ただ、これは内規と申しまして、外に出さないということではもちろんございせん。毎年認可申請の手續に関する説明会を行なつておりますが、そうした場合には、これを示して、これだけのものは大学あるいは学校法人を設立するためには必要なんだということを示しまして、それを充足する申請計画が出るということになつておるわけでございます。

○宮之原貞光君 そうすると、これはじゃ、文部省がきめるんですね、この中身は。それとも私立大学審議会がきめるんですか、どっちなんですか。

○政府委員(安嶋彌君) これは文部省と申しますか、文部大臣がきめるという事柄でございます。

が、実質内容につきましては私立大学審議会にはかつて内容をきめております。

○宮之原貞光君 そうしますと、これを見る限りでは、この間、大臣が予算委員会でお話した基本財産の自己財源を三分の二から四分の三にしますと、この胸を張つて答へられておつたんですね。これはどこにあるんですか、その三分の二とか何とかいうのは、それをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(安嶋彌君) それは、実は昨年の七月にかなり大きな改正をしておるわけでございますが、その改正後の姿で申しますと、その中に保有自己資金という事項がございます。大学等の設置に要する経費の三分の二以上(医学部または歯学部を設置することに係る場合にあつては、四分の三以上)の資金を申請時において保有すること。といった明文があるわけでございます。

○宮之原貞光君 そうすると、昨年の七月三十日から改めたのは、その三分の二とか四分の三というものは明記されておるんだと、こう理解してよろしうございせんか。いいですか。そうすると、やっぱり改正されたやつには、この施設の場合、あるいはその設備の面でも基準というものはずっと一応示されておつて、特別の事情により云々という特別書きがずっと改正前にはあつたんですが、今度のはありませんか、ありませんか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げました保有自己資金につきましては、特別の事情といふた例外規定はございません。ただ、たとえば校地でございますと、校舎基準面積の六倍以上の校地が大学にあつては必要である。短期大学、高等専門学校にあっては、五倍以上の校地面積が必要であるという原則がございますが、大都市のまん中にあるなど、非常に特別な事情があるような場合におきましては、教育上支障がない限度においてこの面積の一部を減ずることができるといったような例外規定も設けられておりますが、三分の二以上あるいは四分の三以上という資金の保有限度につきましては例外規定はございません。

○宮之原貞光君 私は、施設や設備の面で、こう断つてお聞きしたんですが、何も保有資金でただし書きがあるがと、だつて前だって保有資金がなかったのだから。実は、私はやはりここに問題があると思ひますよ。なるほどこれを見ると五倍以上とか六倍以上というのがあるが、みんなやはり特別な事情によりしかたがない場合には、教育に支障がない限りは、審議委員の皆さんの非常に自由に裁量できるところの余地というのが私はやはりこの認可基準の中にあるところ。今日言われているところの粗製乱造のいろいろな問題の要因があるのじゃないだろうか、こう思ひます。このことについて、大臣は先般はこれよりも少し拘束力のあるものにしたという答弁をされておつたのですが、いかがですか。この設置基準の問題はきつめてこれは正々白々として外に出してこれは私学を新しくつくろつとする人々にその目標に達するためにやつてもらわなければならぬ問題ですから内規なんと言わないで、法律にあるいは政令と申しますか、それぐらいのところにはやはりきちんと高めておいて、私学のやはり認可の問題についてはきちんと規定とお合ひしているかどうかということをしていくという、こういうことは、やはり今後の私学発展のために必要だと思ひますが、どうお考えになりますか、大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私学の認可その他私学問題全般につきましては根本から検討し直す時期にきていますと、こう考えているわけでございます。いま、御指摘の問題も含めまして広く御意見を伺ひながら結論がすみやかに出るように努力していきたいと考えておる次第でございます。

○松永忠二君 関連。大臣ちよつと聞きたいのですが、私は宮之原君が言われている認可基準を明確にして、そして認可基準を常に検査をしていわゆる水増しの入学がないのか、あるいは入学金とか、そういうことについて届け出の違反をしないのかというのを認可をするときには非常にやまましいけれども、そのあとの調べが現実には十分やつてない。こういう点について強調されている

点は私も全く同意見です。ただし、私は、こ

こで十分考えなければいけないことは、それだけ

のことをやっているとばかりでなく、私立の医科大学な

いし歯学部ができていくという事です。そして、

またそれを要望しているという国民が一面に

あるという事実ですね。こうなると、どう

してもやはり根本的というお話があったが、つま

り大学が長期的な計画を立てて、一体国公立の負

担すべき大学の分野と私立の大学の負担すべき分

野とを明確にして同時に国の大学に、これはまた

後に私も質問したいんですが、国の大学設置にあ

たって用地を提供させ、たくさん負担をかける

というやり方をしているわけですね。ところが、

いま私立の歯科大学や医科大学をつくるのには、

百億から百五十億の金がかかるわけなんです。

それをただ単にその基準をきびしくすればそれで

足りるという性質のものではないと私は思うので

すね。これは少なくとも、国のほうで設置をするに

あたっては地方公共団体に負担はかけない。しか

し、私立の場合においては用地についていわれる

助成の措置を認めていくとかというふうなもの

がなければいけない。そして私立の大学に対する助

成は、一体、運営費だけを助成すればいいものな

のか、どこまでを一体私立大学における助成の範

囲にすべきかというのを明確にしていかなけれ

ば、ただ、基準をきびしくすればそれで問題が解

決するということでは私はないと思うんです。

不正が解決するということではない。あくまでも

やっぱり大学の基準を明確にして水準を維持する

と一緒にその中で、私学の分野についてどれだけ

の一体国としては協力をするのか。そういうこと

を長期の計画の上に立って明確にしていかなきゃ

できないと思うんです。高等教育懇談会でこう

いう面の議論も行なわれると思うんですけれども

ね、これはいまの考え方では基準の問題は私にけっ

こうだけれども、これが何かきびしくすれば、い

わゆる自己資金をふやせばそれでいいんだとい

ことでは絶対ないと思うんです。これは現実

の一体私学が、あれだけの医科大学や歯科大学に

現にたくさんの方が入っているわけです。

【委員長退席、理事楠正俊君着席】

要望するからこそ、また、そこにたくさんの方が

集まるわけですね。それではそれにかわるべき国

として責任を持つてそれに応ずるというなら別

ですよ。しかし、とても国だけがそれをやってい

くだけのいわゆる財政的な余裕があるわけじゃな

いんだから、分野を明確にして、そういう中で

一体私学に対する国の責任はどこまでの限界を

持つてやっていかなければいけないかということ

を明確にするという、こういう必要があるという

ことを、やはり私はこれだけ、ちょっと話が出て

きたので、大臣の考えをお伺いをしたいわけ

です。基準を明らかにし、常にその基準を平常の

に確かめていくということは非常に重要なことだ

と思うんです。われわれもふだんから常にそれを

主張してきたけれども、何か答弁のきれ端が新聞

の記事に出てくるものだから——そういうことを

言っておられないのか知れませんが、いま

の答弁ではちよつとそういう点が触れられてい

なかった、この点について大臣の考え方を少し

簡単に聞いておきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全くそのとおりに考

えているわけではございまして、そういう意味で總

的に検討し直さなければならぬ時期にきている

と、こう申し上げているわけではございまして。特

に、私学の問題につきましては、これまで私学の

果たしてきた役割、これは高く評価すべきだ

と、こういう考え方を保持してきているわけです。

同時にまた、将来問題を検討するにあたりまし

て、私学の自主性は尊重していきたい、こういう

問題とどうマッチさせて問題解決に当たってい

かというところに問題のむずかしさがあると、こ

う判断いたしておるのでございまして。先ほどお

話になりました高等教育懇談会、そこでも一応の

結論を出しているわけではございまして、昭和六

十年までの間に、いまの大学への進学率が四〇

年という前提で、高等教育機関を整備すべきで

あるということではございまして、その場合に、い

ままのような私学におおさることでは、どうし

ても地域的な大学機関の配置、これは全きを期す

ることはできないのじゃないだろうか。私学の場

合には学科でありますとか、あるいは学生の規模

でありますとか、そういうようなことについては

片寄ってきた。これ以上東京や大阪に集中するこ

と、これは避けたい。東京の場合、関東全体を

ございまして、関東の大学は、進学希望者の一

七〇%を関東地方で収容している。反対に四国地

区では三九%しか収容できていない。非常なアン

バランスがあるわけで、こういうことも考えてい

かなければいけない。そうしますと、どうして

も、今後は国立公立の大学に相当な期待を寄せて

いかなければいけないのじゃないだろうか、こ

んな感じもいたすわけではございまして。

同時に、また、医学部、歯学部のような場合に

は、ばく大金がかかるわけではございまして、だ

けに、そういうばく大金を要するものについて、

私学にそのまますべておぼさすていけるかどうか、私は、

むずかしいことだと、こう考えているわけでは

ございまして。で、そういうこともございまして、医

学、歯学につきましましては積極的に国公立を増設し

ていくというところに進んでまいってきている

こと、御承知のとおりでございまして。同時に、公

立の場合にも、経常費助成に四十八年度から踏み

切ったわけではございましてけれども、建設費につ

きましても助成の道を開きたい、こういうことを

いま考えておるわけではございまして、そういう道

を私学についても考えたいというじゃないか、これも

言えると思うのでございまして。ただ、四十五年か

ら医学、歯学だけで二十一校認可しているわけ

であります。たいへんな数を私学について医学、歯

学の、医師の養成を期待した結果になっているわ

けでございまして。そうしますと、これからやはり

国公立でそういう人たちの養成を考えていかな

ければならない、こう思うわけではございまして。

いずれにしても、助成のあり方、あるいは

また奨学制度のあり方、そういうことにもやはり

根本から考え直す課題を私はかかえてきているよ

うに思うのでございまして。決して設置基準だけに

とらわれてものを考えているつもりじゃござい

せん。ただ今日まで認可申請にお出しになった定

員と現実に収容されている員数は何の関係あるの

かと思うくらいに大きな開きがあるからこちらで

出ているわけではございまして、同時にまた、松本

科医大のような問題が出てまいりますと、資金の

問題についても一体認可申請書と現実と何の関係

があるのかと、こういうことにもなってくるわけ

でございまして、こういうことが、やはり寄付金

問題もからんできているわけではございまして、

ほんとうに根が深いように思いますし、総体的に

われわれ対策を立てていかなければならない責任

が非常に重くなっている、これも考えているわけ

でございまして。

○宮之原貞光君 先ほど来長時間にわたりまし

て私は大学設置の認可のあり方の問題についてい

うお尋ねをしてきたわけではありますが、質問を

すればするほど非常に問題点があるということ

は、これは皆さんもお認めのとおりでございま

す。それだけに、私は、認可の問題もさること

ながら、今度は私立大学の解散にかかわる問題につ

いてはなおさらイジーに扱われておるのじゃない

だろうかという気がしてならないのです。審議

会等におきまして、まあ、事実法上見てみます

と、いわゆる施行規則の第五条に示されておるこ

ころの添付の書類あるいは文部省の告示による解

散認定の申請の様式等を拝見いたしますと、財

産目録とか、残余財産の処分に関する書類という

ような面については非常に詳細に書かれてい

る、しかし、その解散の場合に一番やはり重要な

問題は、何といつても、現に在学をしておるこ

ろの学生の問題とか、あるいはその教職員の処置の

問題が一番私は重要だと思つてございまして、こ

ういう諸問題について、解散の問題についての

学生、職員の問題等についてはどの程度のやはり

皆さんはこの重要性というものを認識しておら

るか、まず、やはりその点をお伺いいたしたいと

思います。

○政府委員(木田宏君) 学校の解散におきます学生
の処置等につきましては、これまた、教育上き
わめて重要な問題でありまして、私ども学校の廃
止の申請があります場合には、その当該学生の処
理についてどのようにしておるかという点は十分
検討すべき課題というふうに心得て処理をいたし
ておるところでございます。

○宮之原貞光君 学校廃止要綱を見る限りにおいてはきわめて簡単な項目になっておるわけですね。生徒の処理とか職員の出遇というようなかつこの欄をつくつて書かれておるのですけれども、私はやはり何と申しても、この財産の処理あるいは残余財産の問題等もこれは非常に大事だとい

思うのだけれども、これはやっぱり教育という立場からみれば、学生の問題なり職員の問題というものはきわめてこれは重要な問題なんです、こういう問題を審議会の審議に付する場合に、一体文部省としては、これらの問題についてはこの様式に書かれておるところの程度の問題で、何ら文部省としてのいろいろな具体的な調査をすることなく、このままでただ書類を出されるだけなんです、どうなんですか、そこをちょっとお伺いしたい。

○政府委員（木田宏君） 学校教育法施行規則の七条の七に解散の場合の必要書類の手続等が書いてあるわけでございます。で、その書類が出ました場合に、廃止の理由、在学生の処置、施設設備の処置等につきましては、それぞれ事項をあげまして審議会にも御審査をいただいているような次第でございます。

○宮之原貞光君　その場合に文部省はあれですか、解散をしようとするところの大学から生徒の処置の問題、あるいは学生、職員の問題についての様式に沿ったところの書類が参りますね。そうした場合は、ただ、それを取り次いで審議会に出すだけなのか、この問題についての文部省としてのやはり教育的立場からのものの考え方というものを意見なら意見として出すということになるのかならぬのか、そこらあたりをお伺いし

たい

○政府委員(木田宏君) 認可の場合も同様でございますけれども、申請が書類で提示されましたならば、その提示された書類をもとにいたしましたして、審議会の御審査をいただくという手順をいたしております。その場合、文部省のほうにおきまして、あらかじめその申請に対する判断を持って審査をお願いする、こういうことはいたしてございませぬ。認可申請が出ましたならば、認可申請の書類によって審議会に御判断をいただく、廃止の申請が出ましたならば、その書類をもって廃止することについての御判断をいただくという処置をいたしておるところでございます。

○宮之原貞光君　そうすると、ただ、文部省というところは、結局その審議会というところに取り次ぐだけの仕事しかせぬわけですね。たくさんの人をかかえて、優秀な人材を置いておいて、大学の設置とかあるいは解散というきわめて重要なやはり問題に對して、ただ、それぞれの学校当局が出されたところの書類だけを取り次ぐだけというなら、一体どういうことになりますか。文部省のあれというのは、先ほどこちよつと議論しかけたところの、ただ自主性というものを重んずるだけ

で、これに対するところの意見も何も加えぬという、そういう行政の姿勢という問題は一体肯定されていいんかどうか、そこあたり大臣どうお考えになりますか。——大臣に尋ねておるのですよ。

○國務大臣(奥野誠亮君) 国立、公立、私立、いろいろな学校があるわけでございますけれども、私立学校が健全に発展していくようにいろいろな助成その他の制度の整備その他に文部省が積極的な努力をしているわけでございます。努力しているわけでございますけれども、その間においても、そのあり方につきましては、先ほど来いろいろな議論になっておりますような自主性は最大限に重んじていかなければならない、こういうたてまえを貫いてきているということでございます。設置にあたりまして、一定の基準を備えたもの

につきましては、原則としてこれを認可していくというたてまえをいまままでとってきたわけでございます。その結果、それでいいか悪いかという問題が出てまいって、認可申請書に書かれたことと現実に行なわれているところとの間にかなりな食い違いがあらちちらに出てきているじゃないか、さてどうするかという課題に取り組んでいるわけでございます。また廃止にあたりまして、先ほど大学局長から申し上げました点は別にいたしまして、大体、学校の実態を解散せざるを得ないものにつきましては、申請が来しましたとおりにそれらを認可しているというのがいままでの姿であつたわけであります。

○宮之原貞光君　そうすると、もう文部省としては何ら見解を交えないで学校当局から出されるものをきめるといふことだけの事務取り次ぎの役割りしかないんですか。言うならば、大学の設置解散という問題については当事者能力はないということですね、審議会にすべてもうまかしちゃつて。そういうふうに理解してよろしゅうございいますか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　先ほど来申し上げておられるとおりですが、私立大学審議会には、設

置認可の場合にも、廃止認可の場合にも意見を聞くわけでございます。意見を聞くわけでございますが、あとう限り私立大学審議会の意見は尊重すると、そういうことを通じて自主性を尊重するということであつて、運営をしてまいつてきておるわけでもあります。もちろん、私立大学が設置されている間につきましては、いろいろな制度の整備である

りますとか、あるいは經常費維持助成でありますとか、あるいは奨学制度でありますとかいろいろうようなことで、健全な運営が行なわれるように配慮していることは申し上げるまでもないと思います。それ以上に、廃止につきまして、実態がすでに継続しているというところという熱意を欠いているところにどこまで介添えができるだろうかということにやっぱり疑問を持ちますので、その辺はそれ以上に文部省がはたして介入していつてその責任を果たす

ことができるんだろかということについては疑問なきを得ないという気持ちがいまいたします。

○宮之原貞光君　その自主性を重んずるといふのはけっこうなことなんですよね。しかし、やつぱり文教の責任あるところの官庁として、こういう申請が出されておるけれども、こここことはもう少し検討しなきゃならないとか、あるいはこことこことで、審議会で十分検討してもらいたいという何らの意思表示もしない。ただ、学校当局から出されてきたものを取り次ぐあるいは寄付行為の、設立者のいまから大学をつくろうと準備をしたものを取り次ぐという程度だったら何ら意味な

いじゃないですか。その存在価値ないじゃないですか。それが自主性というのですか、一体。重ねてそこを聞きますがね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 設置の場合には、もちろん設置基準というものがございまするし、設置基準に合っている、合っていない、文部省側からそれは当然説明をしていくべきでございまいし、同時にまた、現地に一々出向しているわけではございませんから、その場合に特に留意しなければならぬところを文部省は当然意見として言つて

きていいんだと思っております。いま廃止認可のことについて話が発展してきたように思うのでございませうけれども、そういう場合に、実態がなくなってきた場合、それをさらに文部省側から積極的に継続しろという場合には、よほど責任を文部省自身が負える姿のものでなければなかなか言えないのじゃないかなという感じを持っているものではないか

ですから、そんな気持ちでお答えを申し上げて
おったわけでございます。

○宮之原貞光君 何も、私は、継続しろという意
見を出しなさいということをいま話をしているん
じゃないのですよ。だいぶん先ばししてころ考え
られているようですが、少なくとも、先ほど学術
局長の答弁では、やはり解散という問題の中で一
番大事なことは、財産の処理の問題もさることな
がら、学生の身分とかあるいはいまままでつとめて

おつたところの職員的身分という問題はきわめてこれは大事な問題だということは、一番重視をされておるということですから、私も同感なんです。それならば、その学生の問題が一体片づいておるのか。職員の問題がほんとうに教育的な立場から処理をされておるのかどうかという問題について、それは文部省は一切口をつぐんで、ただ、学校の理事会が出しさえすればただ上に取り次ぐというだけでは能がない話じゃありませんかと。一体教育的な立場からそういう問題に対してはやはり理事者側からこういう問題があつたけれども、もう少し慎重にしてもらいたいとか、これはもう少し検討する必要があるとか、それは限界というのではありません。しかし、それについて何ら口を差しさむことなくただ取り次ぎだけだということならば、たとえば木田さんみたいな優秀な人を、私は事こつた問題については何も學術局長がやると、だれがやつたていいということにならねないもので、そういうことさえもただ取り次ぐだけですかということを聞いています。

○國務大臣(奥野誠亮君) お話よくわかりました。それはもう設置の場合にしても、廃止の場合にいたしましても問題のあるところは当然文部省側から審議会に對しまして指摘をすべきだと思ひます。どういふところに問題があるかということは指摘をして判断を求め、そういう態度は当然十全に尽くさなさいと思ひます。

○宮之原貞光君 早くそういう答弁が出てくれれば何も長く私は聞く必要はないですね。ただ、たとえば、この問題について沖繩大学と沖繩の國際大学の統廃合の問題については、私も前から見れば自主性どころじゃなくて皆さんが強力なこれ行政指導して問題が出てくるだけに、実はいままでの答弁とだいいふ違いがあるんですよ。大学当局の学長さへも短大は存続させてもらいたいという話だったんですよ。それを今度法案としてばあつとやつておいて、そういう問題については口を緘しておいたという過去の例がありますな、去

年あたりも、そうじゃありませんか、違いますか。あれも大学当局からみんな出されたものをただ審議会に取り次いだだけですか、首を振つておられますが、どうですか、それは。

○國務大臣(奥野誠亮君) これはちよつと私は、宮之原さんそれはよく受け取らないんです。

○宮之原貞光君 それは何ですか、それじゃ。

○國務大臣(奥野誠亮君) 将来の沖繩の私立大学をどう持つていったらいいかということは当時の琉球政府も加わりましてお話し合いをしたんです。話し合いをした結果、不十分な沖繩大学と國際大学二つ残しておくよりも、これを統合して充實した私立大学にする、そのことが沖繩の将来に對して必要なことだということで結論を統合ということでお出しになったのです。お出しになつて、そのかわり統合大学が一所充実するように日本政府も援助しようということで五億圓、五億圓、十億圓の援助もしました。こういふことで話がまとまつたのです。沖繩大学も國際大学もそれで賛成だったんですが、それでそう進んできたんですが、その後起こつてきた内紛でありました。私は内紛と、こう申し上げたほうがいいと思ひます。それで國際大学の方々が大部分沖繩國際大学——新しい統合大学へ進んだ、沖繩大学の方々は半数は進んだけれども半数は残つちやつた。そして従来どおり沖繩大学を維持していきなさいと、こう言つてきておられるわけでございます。それが経過の実態でございます。しかし文部省は経過は経過、それにとらわれませんよと、將來また沖繩で新しい私立大学をつくりたいんだ、認可しろとおっしゃるなら、それはもう感情にとらわれないで審査をして、認可基準に合つたものは認可していきましょと、こう申し上げておられるわけでございます。少し事実を正確に理解をしておいていただきたいとお願ひ申し上げておきます。

○宮之原貞光君 それは一昨年にありますな、沖繩国会で、この問題が議論された段階確かにそれがあつたんですよ。しかし、その後あなたも知つて

おられるように、やはり琉球大学や沖繩大学なり國際大学の中でだいい反對の聲があがつてですよ、現に沖繩大学の学長自体がやっぱり存続をさせてもらいたいということで、昨年の暮れからことしにかけて話があつたでせう。したがつて、沖繩の皆さんからすれば無理やりにやほりさせられたという気持ちがありますよ、それは。なるほど最初の話の過程においては大臣委員会です、その一つのものの方向の中で出たことは事実ですけれども、その後の時の経過の中で、やはり統合反對という問題が出てきたということは、これは事実でせう。それを内紛とはちよつとことばが過ぎやしませんか、それは。あなたは内紛だと思つておられることはあなたのお考えですか。私は何ら言ひませんけれども、それはちよつとひど過ぎますよ、内紛は。

○國務大臣(奥野誠亮君) 沖繩大学が施設基準に照らしまして本土の大学の基準だけ備えておるならば私は何をか言わんやと思ひます。それはもう堂々と胸を張つてそれを認めろとおっしゃつたらしいと思ひます。施設基準に合つていないんです。ずつと下回つておられるんです。沖繩大学も國際大学もそうだった。そこで統合の問題が起つたわけでありました。一たんは統合をきめたはずであります。それを向こうで制度も全部できたわけでありました。その後には沖繩大学の先生で言へば半数弱でせう、その方々が、いや向こうへ行きたくない、沖繩大学を従来どおりやつていきなさいと、こうおっしゃつておられるわけでありました。

〔理事橋正俊君退席、委員長着席〕

しかし、これは本土の基準に合つていけばいいのですが、ずつと下回つておられるのです。しかし、今後残りたければ施設基準に合うようにして申請なさいよと、感情にとらわれないで見ますよと、合つていけば許可しますよ、認可しますよと、こつち切つておられるわけでございます。決してどちからかに加担するということになつて、従来の経過を踏まえながらあるべき姿にのつとつて認可をしておいて、どちからかに味方する、どちからに反

對するといふような態度はとるべきじゃない、こつちういふ気持ちでおりますので、これはぜひ宮之原さんに理解していただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 何も、ここで沖繩問題を私はやろうと思つておりませんけれどもね、しかしやはり、沖繩の置かれてきたところの経緯、歴史的な事実といふことをあなた認識されないで、ただ、しゃくし定木にあつた問題ではめられぬと思ひます。だからやはり経過措置といふものを、ほかの場合にもたくさんあるわけですよ。たとえばお医者さんの問題、医師介補の問題にしても、弁護士の問題にしても、本土に復帰したときには直ちに本土法を適用しないで、何年か間といふものの経過措置といふものを置いておられることは、これははつきりした事実なんです。やはり教育の問題もそういうものから処せられなければならぬので、ただ基準がどうだからと論ずるの言つて沖繩の問題をこれは断つたんだと論ずるのには、沖繩のやはり歴史的な事実といふものを理解されておるとはどうしても思ひません。

しかし本論は、これじゃないんですから続けませんが、これでまあ先ほどの答弁で大事な問題については、やはり文部省としては限度はあるにしても意見を言うことがあると、こつちういふことですから次に進みたいと思ひます。

実は、農協短大の問題について、この問題と関連をしてお尋ねしたいと思ひます。まあ、おそらく文部省の関係者もこの問題については長い経過のあるところの問題ですから十分御理解をされておると思ひますので、具体的にお聞きをいたしたいと思ひます。これは同短大の滝沢理事長代理ですか、江上学長が、この農協短大をなぜ解散をするのかという理由づけの中に、一つは、二年制の短大では学力が十分でないからと、第二番目は、農協系統組織が大きな期待を持って財政のほとんどを負担をしたにもかかわらず、現在の学校法人では、たとえば教員の採用については一般的な学歴、教歴に基づくことに偏し、農協運動の貴重な体験を持つ人を加えることができない

かった等、結果として農協系統組織からの遊離した実情となったことがあげられると、こういうよりなものを要約いたしますと、あの理由としてあげていられるのです。そこで、私お聞きしたいことは、この具体的な理由として二年制では学力が十分でないからというんであったら、これは常識的には短大をもっと充実をして四年制の大学にするというなら、これは筋としてわかります。しかし、学力が十分でないからということも言いながら、いわゆる学校教育体制の中では各種学校の範囲にも入らない全くの企業内教育機関とあるところの中央協同組合学園ですか、以下私は、これから中組学園と申し上げたいのですが、その中組学園云々によって肩がわりさせるのが妥当なんだという理由の並べ方について、これは教育をあるとあるという立場から見た場合に、皆さんはどうお感じになりますか。このことをまず、お聞きしたいと思うのです。

○政府委員(木田宏君) 協同組合短期大学をつくられたときの御意図がどういうことであつたかというところもかかわってくるのではなからうかというふうに思うのでございます。いま、宮之原先生もおっしゃったように、二年で不十分なら三年あるいは四年に延ばしたい、それはおことばとしては私はそのとおりだと思ひます。ただ、中央農協が農協関係者の職員を教育をしたい、養成をしたいというお気持ちがあつて、そういう養成訓練と、そのつくてこられた農協組合短大のあり方とが、設置者の立場から見て、必ずしも期待のとおりに進んでなかった。そして農協職員の訓練という立場から見ると、正規の大学というよりは、職域における教育訓練活動として展開したほうが趣旨に合う、こういう御判断でなからうかというふうに考えますけれども、このことは、私どものほうで、この組合短大の業務を停止したいというお話を聞きました際に、いま御指摘があらりましたような理由は私どもも何っておるところでございます。

○宮之原貞光君 いま局長の答弁は、第二の問題を中心にしてあなた答弁されていきますけれども、私がお聞きしておるのは第一の理由の問題なんです。二年では学力がつかぬから、それだから各種学校でもない、企業内訓練所とまでは申しませんけれども、教育機関の、そういうものに持つていくのが至当だという考え方は、ちよつと常識で理解できますか、どうですか、その問題に關して。なるほどそうだと、あなたならなすけますか、ちよつと局長のお考えをお聞きしたい。

○政府委員(木田宏君) それは、こういうふうな教育をしたいというその中央協同組合のお考えによつて違つてくることではないかというふうに思ひます。確かに、二年の短大では不十分だから四年の教育にしようという考え方も十分あり得ることだろうと思ひます。また、その教育の中身を具体的に想定いたしました場合に、正規の大学というところでなくて、別の教育形態をとりたいというお考えもあり得ることだろうと思ひます。

○宮之原貞光君 すると、積極的なコメントはやりたくないというところですね。それならばお尋ねしますが、農協短大の教育方針といふゆる中組学園の教育方針と、どのような違いがあるというふうに皆さんは見えておられますか、ちよつとお聞きします。

○政府委員(木田宏君) 農協短大は、農業協同組合科といふものを設置をいたしまして、農業協同組合に關する専門教育を教授するというところと人格の陶冶と教養の向上というのを学校の目的にいたしておることを承知いたしております。中央協同組合学園につきましては、これは全国農協中央会のほうで運営をしておられる教育内容でございまして、農協役員教育の振興をはかるという目的で設置をされたというふうに承知をいたしております。

要な専門的知識、技能を授け、協同精神に基づく有為な人材を育成し、以て農業協同組合の健全なる発展に貢献をする、こういうやはり明確な方針が出ておるんですね。いわゆる学校教育、学校法人として私は一番正しい特色を発揮されること、この学校方針だと思ひます。それに対して、これを解散して新しい別なこの法人から離れようとするところの中組学園といふのは、単に「農業および農協をとりまく諸情勢のいちじるしい変化と科学・技術の高度な発展に即応し、農協が本来の使命を達成するために、役員員の協同組合の原理・原則に關する理解を深めるとともに、いっその資質の向上をはかる」ということが教育方針になつておるんですね。そうすると、お互い教育という立場からのその農協人といふものをつくり上げるとするならば、少なくとも、やはり教育基本法なりあるいは学校教育法に準じたところの農協人づくりをするというこのためこそ私は正しいと思ひますのであつて、いわゆる世の中に言われ、しかも大きな批判が出ておるところの企業内の猛烈な企業人づくりの養成にこれを交えていく、こういう方針に対しては、どうしても教育を知る者の立場から見れば、納得のいかない話だと言わなければならぬ。それでも文部省とすれば、それはよそまが、法人さまがおきめになることですから、これはしかたありません、こういうことについて、やっぱりコメントできないですか、どうなんでしょうか。感想でもいいですから、あなたの感想を聞かしてくださいます、こういうもののあり方について。人づくりの問題と関連しますからお聞きするんです。

○政府委員(木田宏君) いま、御指摘がございまして、協同組合短大につきましても、協同組合短大の目的があつて、その目的を実現するために関係者が学校を運営されたものというふうに考えます。しかし、その学校の運営自体を設置者である立場でいろいろとお考えになつて、違つた角度から教育活動を展開するのはいかという御判断が設置者の立場にあるとしますと、それは私ども

もの立場で一がいにかちがいあつちがいということを御意見として申し上げる筋のことではないんではないかというふうにも思ひます。いろいろと学校の設置、廃止等の場合に、こういう目的で学校をつくらなければならない、学料を変えたいとか、違つた学校にしたいとか、そういうお話を伺ひます。それぞれ学校の設置者のその御判断によつて、私どもも差しさわりのない限りその御判断に従つて事務を処理するといふふうにお考えをすべきではなからうかと思つておるところでございます。

○宮之原貞光君 これは大臣にお尋ねしますが、人づくりの問題ですからね。大臣はどうお考えですか。この問題と一緒にやると、またいろいろ警戒心が先立ちますし、離れてもいいです。大臣、人づくりの問題ですけれども、やはり将来の、たとえば企業なら企業、一つの企業を背負つて立つ人間にしても、これはやはり学校教育法とか、教育基本法に基づいていわゆる学校法人あるいは学校教育といふ一つの基盤を踏まえた中で、その企業の特徴になつたところの専門的な教育をやほりその中でさせていくというこのやり方と、もう学校法人とかあるいは学校教育、公教育といふものは全然抜きにして、とにかく企業の役に立つところの人間をさつてくれればいいのだと、そういう企業内教育といふものを主にすべきだといふそういう人づくりの方向というところについて、将来の日本のいろいろな企業を、場所は別にいたしましても、負つていくところの人をつくるとした場合に、どういう方向性が望ましいと大臣はお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) どういう人を対象にしてどういふ内容を備えさせようとするのかということによつて違つてくるんじゃないかと思ひますけれども、高等学校の卒業生を採用して、それに対して、さらに、進んだ教育を受けさせる。学校教育法に基づいて学校、これが一番望ましいと思ひます。そうじゃなしに、高等学校の卒業生もあれば、大学の卒業生もあれば、年齢から

いつでもいろいろな層がある。そういう方々について、特定の内容を備えさせたいという場合には、学校教育法に縛られない、少し弾力のある教育ができるというような行き方をしたいという考え方、これもあり得ると思うんです。私、具体の方角を知らないのですから、一般的なことでお答えするわけですけれども、同時に、具体の学校の問題については、私はいろいろな紛争、紛議があったように聞いておるんですけれども、ただ、一般的なことでお尋ねいただきますと、やっぱりどういふ対象に対してどういふ教育をするかということによって違ってくるんじゃないかと。一般論としては、やっぱりそのために学校教育法というものがあつて、学校があるわけですから、その筋を通るのが筋道だと、こうお答えできると思いますが、しかし、いま申し上げますような場合もあるものですから、そこはまた、一がいにも講習をやろうとする人の考え方によつては言えないんじゃないだろうかというふうにも思うわけでありす。

○宮之原貞光君 いや、たとえば、高等教育でも終えて、一つの企業の中に入つて、その企業の問題についてやる云々というのは、それは常識的にわかりますよ。しかし、いま大学の問題をいまここで議論しておるわけですから、大学教育のあり方、高等教育のあり方の問題を議論しておるわけですから、したがって高等教育ですから、高等教育を受け入るという者の層であることはもう共通の基礎でありますから、少なくともやはり、そういう者をこの企業の中で働かせようとするならば、企業内教育のところに押し込めて、こういうものの猛烈な企業に役に立つところの人間だけやれというところに、私は、今日の日本の大手企業を批判されるところのいろいろな問題点があると思うんです、率直に申し上げて、やはり教育の一つの問題として、少なくとも、やはり全体を見通し得るところの人間、その中でその企業のことについて精通をしていくところの人づくりをするというならば、一番やはり教育の場という

のは、それは学校教育の特色は別々あるでしょうけれども、学校法人というワクの中で特色を発揮させていくということは、一般論としては、きわめて私は望ましい形だと思ふんですが、その点では私は大臣も同感じゃないかと思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(奥野亮吉) いまおっしゃつたような意味で、高等学校を卒業してきた者に対して、さらに、もう一つ上の教育を与えて、企業の方にしようという場合には、学校教育法に基づく学校で広い教養を与えていく。そのことが結果的には企業の方に大きく役立っていくというふうな私思ひます。抽象的にはそれだと思ふんですが、具体的に、具体的にそれはいろいろな環境が生まれているものですから、具体の問題になつてまいりますと、それを何もかも一率に押しはめていく勇氣は持たないという意味で、先ほどのようなお答えをしたわけでありす。

○宮之原貞光君 それはやはり一國の文部大臣ですから、私はそういうお考えを持つならば、やはり学校教育全体に、たとへば、いま論じているのは、解散をさせよというなら、もう少し君待つて、そういうことを考え直したらどうかぐらいの助言などはやっぱりあつてしかるべきだと、ほんとうは思ひますが、それは別に、それ以上は申しませんが、実はいま一つの問題でも、やはりこれははつきりしておきたい問題があるので局長に今度はお伺いしますが、先ほどあなたが答弁として言われたところの問題です。

事、志と違つて、農協系統組織が意のままにならなくなつたから、結局解散をさせるということですね、これはつづめて言へば、あの農協短大の解散の問題に対しては、しかも、それを学校法人を廃して企業内の機関にあつて戻りてきていくという、この考え方には私は非常な抵抗を考へる、率直に申し上げて。たとえば、いまの学校は悪いからというなら、そんなら中身をうんと変えていくとか、あるいは新しい学校法人をつくるというなら話もわかるけれども、そんな学校法人よ、さよ

うならというかつて、企業内教育をやりますというところは、これは、私は、公教育そのものを否定するところのものの考えというものが基本にあるんじゃないだろうか、こういうことを考へざるを得ないんです。

もちろん、あそこは指定されておりますように、建学の精神というものは、それはその学校で私はやはり連綿として引き継がなければならなりませんし、また、学校法人ですから、その特色を生かすための教員構成ということも、きわめて大事だと思ひます。そのことはもう肯定します。しかし、やはり建学の精神云々というのは、いまの一般の私立大学の例から見ても、これは時代とともに変遷をし、進展をするものなんです。ただ、お年寄りが自分の郷愁でもつてあれは建学の精神に反する、どうだと判断するということ、これはちよつとおかしいと言わなきゃならぬし、また、私も間違ひじゃないかと思ふんですよ。

また、今度は、その教員構成も意のままにならなかつたという問題についても、これ調べてみますと、教員構成は、二十五人中十五人までは、実は農協系統の組織から推薦をされた方々なんです。しかも、いまだかつて、中央農協の推薦人が拒否をされたというところの事実はないんです。それにもかかわらず、職員構成がどうも自分たちの意のままにならなかつたというの、私はこれはためにせんがためのこじつけにしかすぎないと思へざるを得ないんです、具体的なその事実関係からいたしましてね。

それは、確かに農協短大の十五年の歩みを見てみますと、全国農協中央会の幹部の皆さんの言うとおりにならなかつた面があるんです。しかし、ならなかつたというの、いいことじゃないかと思ふんです。学校法人として、学校教育法の十条件の示すように、ときと場合によつては、不当な支配を排除するという、これは正しい行き方だつたと思ふんです。それを自分の意のままにならな

かつたから、これはだめだというものの考え方というの、これはあまり学校教育というものを近視眼的に見たところの問題じゃないだろうかと思はれるわけです。

確かに、この大学の問題には、解散の問題とやらんで若干のトラブルもあつたことは、私は否定しません。しかし、これはいわゆる町の、いわれるところの暴力学生が蟻略しているという問題じゃないでしよう、ところじゃないでしよう。したがつて、いま私はそれをつぶして、別のところをつくるというよりも、お互い教育というものの考え、あるいはあつたところの立場から見れば、むしろ、その問題点と言われたところの問題点を、いかにそれを排除するか、こういう問題になつて努力するという態度こそ、私は、まず第一番先にとられなければならぬ態度だと思ふんです。そういう態度を一てきして、単に、もうこれがおかしいので、もう解散をさせて企業内教育だということ、私は、私はどう考へてもこれは近視眼的なところの見方だと、こう思ひますし、しかも、もうこういふようなことを否定するとするならば、自主性という、私立学校の自主性さえもこれは否定されたところのやり方だと、こう思ふな

きやありません。あなたはさういふこの問題について、どう見ておられますか。感想でもいいから――文部省の考え、所見とさう言つて、また、あとから縛られはせぬかと思つてあなたはちやうちよきされるかもしれないから、まあひとつフランクな気持ちで、さういふものに対処するところの考え方をひとつお聞きたい。

○政府委員(木田宏君) いま、お述べになりました御意見には、私も共感を覚える点は多々ございす。一つの大きな企業組織でございまして、その企業組織が、できるだけ企業の方針にとらわれないで幅広い人材養成をするために、基礎の広い学校教育を推進していく、そのために力になつていくということは、非常に望ましいこと、けつ

こうなことをだと思ひます。しかし、一面、また、その企業の関係職員の養成という面から考えますと、正規の学校教育だけが十分にそれに対応できるということでない一面があることも否定できません。でございますから、企業との関係が、その関係職員のための教育をどうしたいのだらうということを考えた場合に、いろいろな道があり得るであらう。その場合、私は大学の担当者といひまして、もう正規の短大とか、大学とかというものでなくて、別の方式をとりたいという御意見に対しては、一面さみしい気持ちはいたしませんが、気持ちはいたしますが、これは関係職員に対する教育を、こういうふうに進めたいという関係者の御意見によるところでありまして、やむを得ないことじゃなからうかというふうに思っております。

○宮之原貞光君 局長の答弁はさびしい気持ちはするけれどもやむを得ないんだと、こういう話なんです、実は、私はさみしい気持ち以上に憤りを感じておるんですよ。その憤りというものは、実は公教育そのものを冒瀆するような言い方をやはり主張としてとられることなんです。それは、私はやはり客観的に皆さんにも判断していただくために農協から出されておるこの文章をもとにして申し上げます。たとえば、昭和四十四年の四月十七日に出されたところの「農協における役員員の教育訓練について」というパンフがある。これは言うならば、中組学園の一つの基本理念ともいふべきものの説明なんです。この中にこう書いてある。「正規の学校教育においては、官僚統制が強められ、人事や予算面の制約によって「経験学習による民主的教育」が後退し、「教場中心、教師中心、教育知識詰め込み中心の教育が行なわれ、教育技法も抽象的なものに片寄り、教師と学生の人間の触れ合いがなくて教育効果がないんだと、いわゆる学校教育、公教育というものは、だからして中組学園がこれを満たすためには必要なんだというものの書き方なんです。私も、もちろん現在の教育のあり方がすべ

て満点だと思つていないんです。これはやはり改善されなければならぬ問題たくさんあるし、そのためにまた立場の違い、いろいろな意見の相違あるにしてもみんな共通のそういう気持ちがあると思う。しかしながら、そういう立場からいへば、学校法人を解散をしようという、こういう考え方に對しては学校教育を知る者として義憤を感じざるを得ないんです。私は、もうあなたがたおっしゃっているさみしい気持ち以上に憤りを覚えてるんですけれども、あなたはやっぱりこれでもさみしい気持ちから一歩も出ませんか、どうなんですか。

○政府委員(木田宏君) 現在の学校教育、特に正規の短期大学あるいは大学の教育が高校卒以上の青年に對しては、いろいろな意味で十分に適合できているかどうかという一面は私も大学を担当するものとして常に考え、反省もいたしておるところでございます。もう少し、今日の大学教育がフレキシブルな教育内容を持つて幅広く、あるワケにはまったものでなくて、弾力的にならんであらうか、教育内容あるいは学校の運営等々についてもうさういふふうな改善の余地があるのではないかと、いうことも考えたりいたします。そして現実と同じ職種の養成にいたしまして、短期大学の正規の学校によって養成されるものと、そうでない形でいわゆる各種学校というふうな形で養成されるものというふうな形のごさいます。私どもからすれば、できるだけ正規の学校でいうことを考えられるならば広げていきたいという面もございまして、しかし、やはり一面今度のは正規の学校といたしますと、どうしても一定の基準、一定のワーク取りというものを考えなければならぬ。それから、教育のことを別の立場に立って弾力的に考えた場合に、社会教育的な観点からアプローチするほうがよいという御判断も十分あり得るというところは私もまた考えておるわけでございます。したがって、この教育活動を行なわれる方々が、特に農協中央会のはうで、系統職員

がよいという御判断がありますことにつきまして、これはそれを一がい否定できないと、私ももやむを得ないことではなからうかというふうな考えでおる次第でございます。

○宮之原貞光君 教育の問題の元締めを握るところの皆さんが、皆さんというよりもその一人であるところの木田さんがさういふような御答弁では私は逆に非常にさみしい気がしながらあなたのお話をお聞きしてはいるんです。先ほど私言いましたように、いまの学校教育が満点だと思つていない、改めなければならぬ面があるんだけれども、しかし少なくとも、正規の学校教育そのものを否定するといふものの方ではこれは間違いないんだと、これぐらいは私は言つてほしいと思ふんです。ね。その文教の責任者の一人であるところのあなたにそれさういふ言ひ方ではちょっと私納得できません。さう言われても、やはりああでもない、こうでもない、さう言われても、やむを得ませんとおっしゃいますか。どうですか。

○政府委員(木田宏君) 私ども同じ文部省におりながら学校教育だけで教育がうまくいくともいえない点がありまして、社会教育ということも別の意味から非常に進めていかなくならぬという立場にあるわけでございます。で、学校教育だけが教育のすべてだといふふうには考えておりません。その意味で、この教育活動を展開される方々が正規の学校教育というワークに対して、ある御批判と御判断があるというところはそれはそのこと自体はどうかやむを得ない、また、別の立場からの御判断といふものを私どもが否定するわけにもまいらないのではないかと、さういふふうに思つております。で、大学を担当するものといひましては、先ほど申し上げましたように、大学教育では十分に目的を達し得ないからほかの形態をとるといふふうな言われ方をいたしますと、確かに私もさみしい思いがする、さういふふうな御答弁を率直に申し上げざるを得ないわけでございますけれども、教育の展開という点では同じ文部省も幅広い

教育の姿勢というものを持つておりますので、ただいまのような御答弁を申し上げておるわけでございます。

○宮之原貞光君 まあ、あまり議論をする時間ないですけれども、私は、すべては学校教育でなければならぬと言つてはいるのじゃないんです。社会教育もあれば、このご言われておる生涯教育といふことも大事なこともわかつてはいる。しかしながら、これは学校教育のものとから発展した大学問題のあり方の問題で、一つ一つの形態の問題として、それが公々然としていまの正規の学校教育は、文部省の皆さんが、それもやむを得ませんといふことではちよつと心もとないのです、率直に申し上げて。もう少しその点はやはり学校教育という立場におけるところのものの考え方というもの、私はやっぱり今後少しはつきりしておいてもらいたいと思ふんです。

そこで私、大臣にお聞きしたいんですが、去る三月三十日発表されたところの農業白書です。ね。この中に、このままとでもいうべきところの中に「永い歴史のもとで培われてきたわが国の農村の風土をその文化的伝統とともに永く存続・発展させていくためには、農村社会の持つ現代的役割の国民的認識と評価のうえに立って、地域の特性に応じた農村社会の将来像を樹立し、新しい明日の農村を築きあげなければならぬ。」云々といふことを非常に強調されているのです。私は、やはり今後の日本の農業を進める中では、結びとしまして一番当を得ているのじゃないだらうかと、私もこの部面に限れば農業白書を肯定したのですが、さういふ立場から見ても新しいあすの農村をになうという、その人は何と言つても私はこの現実の問題としてはその農協人づくりでなければならぬと思ふんです。農協が主体になつては先ほど触れたように狭いワケの中であつて、やはり日本全体的な視野を広げたところの立場から人づくりといふものが一番大事だ、このことはこれは

衆議院の昨年の農水において元農林大臣の赤城さん自体視野の広い農協人づくりは短大のほうが望ましい、こういうことを言っておられるのです。が、私は、やはり将来の日本の農業を背負って立つこの人、農協人づくりの基盤というものはやはりそのことを頭に置かなければならぬと思うのです。が、しかしここでは、現実の問題として短大の廃止、中組学園という問題があるんですけれども、そこでやはり私は大臣に中組学園がいいか短大がいいかという問題以前の問題としてこの二つをやはり何かとめて何とかいってほんとうに学校教育法の中に載せていくぐらいの、大馬の勞をとるぐらいの積極的な意欲は文部大臣にございせんか。

○国務大臣(奥野誠亮君) りっぱな農協人を育成していく、それは文部省が学校教育法の学校の中で当然目ざしているかなきゃならないことだと思っております。農協人というよりも、広い意味の農業指導者と申し上げたほうがあつた方がいいのかもしれません。そういう問題とは別に、全国農協中央会が特別な人づくりを計画された、やはり短大がいいと思つたからそういうふうに進まれたと思ふんであります。ところが、事、志に反して、いろんなところでつまづいてきたと、こう思つた。そこで、やむを得ず別途の方法をとられたんじゃないかと。だから、どっちがいいとか悪いということじゃなしに、これは明らかに短大がいいと思つて進まれたんだと思ふんです。私は深くは経過知らないんですけれども、それがうまくいかなかったから、今度こういうおつしやつていような中組学園というんです。中央協同組合学園、学校教育法にもつとつていない、各種学校にもなつていない、こういう仕組みでやろうとされたわけでございます。全くやむを得ずこういう方向をたどつてきているんだらうと思ふんです。しかし、こういう方向をたどりながら、こういう方向によきを見つけた、よきを築き上げたい、こういうことで努力しておるんでしうから、それはわれわれとしては見守りたい。それ以上に

おつしやつていようなりっぱな農業指導者が育成されますような、いろんな学校でそういう努力を私たちが積極的にやつていかなきゃならない、かように考えるわけでございます。

○宮之原貞光君 私は、ここで短大が残されて、学園つくりなどというところになれば、一番けつこに、どつちがいいとか、悪いというよりも、両者を、やはりこの問題について学校教育のあり方というものを考えて、人づくりということを考えてみた場合に、合をさせていくという方向性こそ、ほんとうに私は文教の責任者として積極的に肩をかすべきだと思ふんですが、どうもこの問題については積極性がなく、がっかりしました。奥野さんならやつていただけるんじゃないかと、こう私は期待をしておるんです。

そこで、時間の制約もありますから、次に進みますが、解散の場合、やはり問題になつてまいりますのは、残余財産の帰属の問題になるわけですが、これは問題のついでで短大理事会はとも簡単に全国の農協中央会に帰属するんだと、こういう物のいい方ですが、私は非常にこれを疑問を持つておるんです。確かに農協法第七十三条、九の三号には「組合に関する教育及び情報の提供」ということと、ちよこつと教育という文字はあるんです。農協法の中を見ても、しかしながら、そこでいうところの教育というのは、これは教育、宣伝、啓蒙というところの程度の意味であつて、少なくとも、教育事業を受け継いで一つの学校ぐらゐを経営するところのものとどううしても判断できないんです。そういう立場から見れば残余財産を中央会ですんなり引き継ぐということについてはやはり法的に疑義を感じるんですが、その点どうお考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) まあ、法人の解散の場合の残余財産の帰属の問題でございますが、これは法人の解散というものは、学校の閉鎖の結果でございます。また、残余財産の処分というものは法人の解散の手続の一部でございますから、前提に

なる条件がいろいろあるわけでございます。かりに、いま問題の学校が廃止され、かつ法人が解散されるというところになつた場合のことかと思ひますが、その場合には、この私立学校法の三十条の三項の規定、並びに五十一條の規定によつて、残余財産の処分帰属が行なわれるわけでございします。この私立学校法の三十條の規定によりますと、御承知のとおり、その残余財産が寄附行為の定めるところによりまして、学校法人その他教育の事業を行なう者のうちから選定されたものに帰属するということになつておるわけでございします。この「教育の事業を行なう者」というのがどういう範囲かということでございますが、文部省にいたしましては、従来の考え方といたしまして、この教育というものは、学校教育に必ずしも限らない、社会教育その他も含むということが一つと、もう一つは、特にその認可を受けた各種学校がその対象であるとかないとかというように限定も考えていない、きわめて一般的に多数者に対して継続的な教育が行なわれるということが、ここに言う教育の事業であらうというふうに理解をいたしております。

○宮之原貞光君 多数者に対して継続的な教育を行なうというところと、具体的に、たとえばどういうことを意味しますか。

○政府委員(安嶋彌君) 認可を受けた各種学校等でございますれば、その点は明確かと思ひますが、そうでない場合におきまして、社会教育関係団体といたしましては、組織的な社会教育活動を長期にわたつて実施をしているというふうな団体でございますれば、この教育の事業を行なう者に該当するかと考えます。

○宮之原貞光君 そうした場合に、いわゆる農協法の言う情報や教育、宣伝の部類に属するものまでそこにイージに入れちゃつて、そうして農協中央会が引き継ぐのだというところは、これはどうして私は問題があるかと思ふ。この点だけをここにきかんとやっぱり指摘しておきたいと思ふ。いづれかの段階において、また、皆さんで検討されると思ひますけれども、なおまた、このことと

関連して、農林省から昭和三十年に百三十五万円、昭和三十四年に一千万円の施設補助金が農協短大に出されておる。そうすると、やはりこの処理の問題というののも一つの問題点になつてくるわけなんです。残余財産、財産処理の問題の中には、そうすると、これは農林大臣の所管に属するところの公益法人の設立及び監督に関する規定、これは農林省令の七十八号によれば、これはやはり私はこの処分をいとも簡単に農協中央会にあるというものの考え方には、非常に問題があると思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(安嶋彌君) これは、補助金の一般的に扱ひの議論になるかと思ひますが、特定の目的のために補助金を支出いたしました場合に、その対象事業が不成功に終わった。しかも、その対象事業の結果が残存しているというふうな場合、その残存物の価格についてどう扱ふかということ、は、補助金の適正化法等にも規定があるわけでございます。具体的には、これは補助金を支出された農林省が御判断になることかと思ひますが、一般的に申しますれば、返納というふうな問題も起こり得るかと思ひます。

○宮之原貞光君 事実百三十五万円のは、一部返納を命ぜられてゐるのです。昭和三十年のものはね。こういうことから見れば、当然私は処理はそういう方向にあるべきだと思ひます。それさへも農協中央会はどうな欲ばりか知りませんが、それとも、それもおれのものだ、おれのものだというのは、ちよつと常識では考えられないところの話なんです、この点は私はやはりあなたの説を、この点に關してはそうだと思ふんですがね。

そこで、もう一つの續いて問題に移りたいと思ひますが、例の冒頭に触れた学生の処理の問題、これは去る十二月十四日東京地裁におきまして身分關係存在確認請求事件というものの判決がございしましたね。この判決に対するところの見解を承りたい。

○政府委員(木田宏君) 現在の段階におきましては、地裁の判決に對しまして、被告側から控訴が

ありまして、東京高裁に事案は係属中でござい
ます。案件は学費未納を理由として除籍処分を行
なったという事柄に對しまして私も判決の内容
として承知いたしておりますのは、学費が少額で
あること等の理由の指摘がありまして、そういう
少額の学費の未納を理由として除籍処分を行なう
のはいかがであらうかというものが判決の内容で
あったと承知をいたしております。

○宮之原貞光君 これについてもコメントはない
んですか。これももう少し私は具体的に伺いまし
ますが、私は、この判決はいろんな判決あるけれ
ども、なかなか客観的に出ておるものだと見てい
るんです。これは判決の理由は皆さんもお読み
になられたでしょうけれども、三点にわたって
言っております。特に、その一番最後にこうい
うものの言い方をしております。学校当局は理
事会によって定められた——これは文部大臣、
ちよつと文部大臣も聞いておいていただきたいと
思うのです。大事なことであります。学校当局は
理事会によって定められた「大学解散方針を早期
に実現しようとする余り、原告が個々の過去の努
力の跡や将来への期待に對し全く教育的配慮を払
うことなく、被告短大の運営上さしたる意義を認
め得ない少額の在籍料の滞納に藉口して形式的画
一的かつ杜撰な調査手続によつて強行されたもの
として、冒頭説示のような特殊な性格を有する
教育機関としての本分、使命に鑑み著しく裁量の
範囲を逸脱した違法の処分と断ぜざるを得ず、」こ
ういふ言い方を裁判所はやっておるんですね。実
はここに農協短大の学生処分の問題があるん
です。除籍問題の本質が。言うならば短大の、農協
でことしの三月三十一日廃校にするというこ
きをめたら何としてもこれまでに学生をなくしよ
うということ、これは判決文の判例のすつと説
明の中にもありますけれども、いままでは一年一
千円というものを卒業するときに払えばよかつた
ものを、たまたま払っておらなかったからとい
うことに藉口して、お前は除籍だ。そしてこのよう
に学生はおらなくなりましたからもう学生の問題

心配ありません、文部省認可してください。こう
いうもののやり方なんです。それだから裁判所も
教育的な配慮というものを一つも、教育機関とし
てのあり方というものがどうであらうかと、こう
言っているのですが、これは全く私はそのままだに
客観的に指摘をしていると思うんですが、こう
いうところの問題に実はこの学生の除籍問題があ
るんです。

そこで、私が冒頭から申し上げたように一番大
事な学生の問題がまだ十分処理をされないままに
三月三十一日がきたからはい、学生は形式的にお
らなくなりましたから認可をしてくだささい、こう
いうやり方なんです。先ほど来申し上げました
ように、公教育のあり方というものを全然冒瀆す
るような言い方をし、今度はとにかく農協の理事
会できめたことをとにかく守ることにききゅう
うとするあまりこういふ非教育的なことをやって
いるところに問題があるんです。そこで私は、や
はり聞きたいことは、学生の問題がある程度理解
できるところまで処理されない限り、この問題私
は安易に学生の問題は処理済みだといって書類が
きたからはい、それですかすかと取り次いで困る
といっているところのものがこつちにあるんです
ね。その点を私慎重を期してもらわなければなら
ぬと思うんですが、その点いかがでしょう。
○国務大臣(奥野誠亮君) 私、あまり詳しいこと
知りませんでしたが、いまのお話を伺いな
がらたいへんにこじれた問題なんだということ
はよくわかりました。いすれにしても、廃止
の認可申請がまいる場合には、そういう事
態もつまびらかにして審議会にかけるようにすべ
きだと、かように考えます。
○宮之原貞光君 そこをもう少し理解を願うた
めに、私は、やはりもう少しこの点を言っておき
たいと思います。次の議案の関係者の大臣も入ら
れたようですけれども、まだ私の持ち時間少しあ
りますから、皆さん少ししんぼうしていただきた
いと思うのです。
これ確かに見てみますと、去年の四月からこと

しの三月三十一日までスクーリングの問題——こ
れは通信制の学生の問題ですからね、この問題
で、それは若干努力した点も客観的に私は認めま
すよ、学校当局が。しかし、これは確かに形の上
ではつとめられていきますけれども、学生の個々に
あつたてほんとうに親身になって、もうあと少し
の単位だからこれだけは救つてやろうというところ
の教育的な配慮からなされておるかどうかいとい
う点から見れば非常に疑問を持つのです。たとえ
ば、ことしの三月三十一日といわゆる二十四名の
人は終わったといふかどうで卒業証書をくれま
した。あと三十五名残っております。この単位を
見てみますと、まだ単位が非常に少ない人もお
るんですけれども、あとスクーリングが一回あれば
もらえるところの人も相当おるのです。たとえ
いわゆる単位はこの学校では六十二単位で、卒業
論文が四単位になっていきますから五十八単位なん
です。そうするとすでに四十単位までとれている
者が十人、三十単位以上の者がさらに十名いるの
です。したがって、もう少しの時間をかけて、ほ
んとうにせつかく勉強して、しかも自分は農協の
職員でしょう。そういう立場に立てば立つほど、
こんな二月、三月という一番農協の決算時期に、
これを無理に単位をとりにこいとすめるのじゃ
なくて、若干やはりひまなときに単位農協の皆さ
んにも協力してもらつて、その制度だけは特別に
スクーリングの期間を与えてやる、こういう教育
的な配慮があるとするならば、これはもつと解決
つくところの問題なんです。これさえも問答無
用だと切られて、実は明日、何か聞くところによ
りますと、理事会は解散の評議員会を開いてきめ
て文部省に申請を出そうという運びになっていま
らしいけれども、事やはり教育機関におけるこ
ろの学生の処分の問題というものはきわめて重要
な問題であるだけに、これは先ほど来申し上げた
ように、きたから、はいそうですか、取り次ぎま
しょうということだけは、これはやめてもらいた
い。少なくとも、先ほど来おそろしく私と同じ気持
ちだろうと思ひながら、政治的にものが言えない

気持ちでもやめたところの気持ちであられた
と思ひますけれども、そういう気持ちがある
ならなおさらのこと、この問題については教育的
なやはり配慮をもつてこの学生の問題を処しても
らいたいと思うのですが、その点いかがですか。
○政府委員(木田宏君) いま、御指摘がございま
したように、学校の廃止の際には、私も学生
の処置につきまして一番気を配つておるところで
ございまして。すでに御承知のこととは思ひますけ
れども、協同組合短期大学におきましては昭和四
十四年以降学生募集を停止いたしております。そ
して通信教育生がおりました関係上、昭和四十六
年三月に学則の一部を改正いたしました。あと二
六年、すなわち、昭和四十八年三月末までの在籍
期間ということを示した措置をとりました。昭
和四十六年以降、その当時私も話を聞きました
が、さらに、百名余りの通信教育生が在籍をして
おるといふ承知をいたしたわけでございます
して、これらの学生に對しましてあと二六年の間
にできるだけの単位が修得できるような指導
を行なうようにということを当時から強く要請を
してまいりましたものでございまして。その結果、いま
御指摘がございましたように努力も私われまし
て、三月三十一日の時点で卒業できなかった者が
三十五名ということはお話しのとおりだと、私ど
もも承知をいたします。こういう事実につきまし
ては審議会でも十分御判断をいただかなければなら
ぬことだといふふうに考えております。
○宮之原貞光君 だから審議会にすべてをまた逃
げ込もうとするところに、私は先ほど来指摘する
ように、一体、文部省の教育という立場からの指
導性があるのかないのかということを書いていま
す。これは形式的には学則の問題にして
も、廃止して早く学生を除籍するために変えたん
でしょうが、端的に申し上げるなら問題があるだ
けに、もう十単位か十五単位あればできるところ
の生徒がおるのに、三月三十一日が来たから、は
い、これでさようなら、こういうようなことで
一体済ませるかというのです。ほんとうにこれ

は、やっぱり教育という立場から、私どもはあまた配慮を要するところを見なければならぬし、私は、文部省のそういう配慮があつてしかるべきやないかと申し上げているのです。それはおわかりでしょう。その点を私は肯定されると思ひますが、いかがでしょうか。これはやっぱり大臣から直接お聞きしたほうがいいね。

○国務大臣(奥野誠亮君) こじれて少し時間が長くなり過ぎているという感じを持ちながら、伺わせていただいております。そういうことで廃止の認可申請は来ていないわけじゃありませんけれども、その間におきまして、何かよい知恵があれば相談してみたいと思ひます。いずれにしても、審議会にかける場合も、実質審議ができるような配慮はしてみたい。その間にまた何か御意見がありましたら、具体的にどういう方法があるじやないかというところとがございまして、お教えをいただいて、考えさせていただきます。少し長くかかり過ぎているのじやないかという感じを私としては深く持つてまいりました。

○松永忠二君 関連。

いままで、大臣の答弁は別として、局長の答弁聞いておりましたら、一番しまいのところ、ひつかかるもので、非常に先回りした答弁をしているわけですね。

それで、私は、一番問題になるのは生徒の問題だと思ひます。特に、これについては、第一、文部省が認可をしてやらしたものですよね。認可をしてやった短大が通信教育をやっていたという、それを完全にやらないでいて、いま言つたようなことを受けるような整理をやらうなんというところは、もつてのほかの措置だと私は思ひます。私の聞いた話では、今度出てくる、いわゆる各種学校でもないし、学園は通信教育制度をやらない。そういう学校だから通信教育の制度をやつたて意味がないでしょう。そういうものも全然入れる余地が残らないような学校にしてしまつていくわけですね。そういうことに移行するのなら、いま言うように、暫定の期間、資

格を取得できるような方法を努力したとしても、努力が足りないということであれば、当然その設置者であつた者が責任を負わなければならぬ筋合いのものであつて、それを処置してから問題を解決すべき性質のものだと思ひます。だから、ずいぶん宮之原委員の言つたことは、教育的立場からいへば、もう宮之原委員の言われたとおりであつて、大学局長が答弁されているのは、何か先を見越して答弁をそういうふうによつておられる感じがします。実はどういふことについて、一般論としては明確なことだといふふうにはつきり言ひながら、しかし、解散の問題は、これは別の問題なんだという区別の言ひ方をしているが、基本的な態度をわれわれに明らかにしてもいい。大臣はややそういう点について明らかにしながらやつてきたけれども、そういう感じを受けていた。しかし、一番重要なこの問題の生徒の問題について、通信教育の単位を取得できない状況の中で、しかも、未納を口実にしてこれを除籍をするなんというふうな、そんなことをやつて、しかも判決がそういうふうに出てくる段階の中で、文部省としてこれをしっかり明確にしなければ、われわれは認可をした責任が果たせないと思ひます。だから、この点については、いま大臣が言われたように、今後ひとつ出てきた際なり、いろいろ前段階において努力をしてもらつて、少なくとも、文部省が認可をした短大で通信教育を受けた者が、その学校がなくなることによつてその者が単位を取得できない、しかも、ほんのわずかなところで単位が取得できない、そんな事態が起これらうに、これはもう大臣としては明確に責任を果たすといふことを言つていただきたいし、そういう努力をしていただきたい。これはもう当然なことだと、われわれはいまのやりとりを聞いていて思つていたわけなんです。最初から、私はこの生徒の問題が出てくれば、大臣の態度も少し変わつていくと思ひますが、最後に、生徒の問題が出てきたわけですが、私には、やはり意図的に何かとつと思ひようになら

ぬので、順次自分の思ひようになるような方向に問題を持つてきた、そのこと自体に批判はあるけれども、公的ないろいろな理屈からいへば、それはそちらの問題だといふことは言えるだらうけれども、事、教育に關しては、われわれはこういうふうな基本的な態度を持つていふという答弁はあつてしかるべきであらうという感じを受けていた。

最後のこの問題については、大臣も明確にいま御答弁あつたけれども、これはぜひひとつ責任を果たして、そういう点について、いまこつちから控訴をしていふとしても、これはやはり教育的な指導と助言をやつたり明確にやつてもらいたい、そういう余地はあるであらうといふふうにはわれわれは考へていふのです。特に、善処を私たちも強く要望いたしておきます。これは御答弁ありませんか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほどもちよつと申し上げましたように、非常にこじれてきています。こじれてきている結果が、そういう除籍通知といふふうなことになるのじやないかといふことがわかつてきたやうな気がいたします。どういふやうななきき方があるのか、私、いま知恵を持つていふわけじやありませんけれども、なおよく考へてもみたく思ひます。また、私立大学審議会にかけます場合にも、そういういまのやうな御意見、事情を十分説明をして実質審議が行なわれるようにしなければならぬ、両様に考へていきたい、かように思ひます。

○宮之原貞光君 もう時間がありませんから多くを申し上げませんけれども、たとへばいま大臣、ちよつと長過ぎるという感じを持たれたと思ひます。率直に、しかし、これは以前は大体九年くらい常識だつたのです。それは先ほど申し上げたように、大学局長は規則、規則、規則が学則を変えたとおつちやいますけれども、解散をするときめたと、学則を変えて、生徒をばつぱり出すために四年間しかおれぬぞといふ学則にほんとうは改めたのです、経緯は、だから、初めから一

つの意図のもとに学則改正も出てきているわけですよ。したがつて、やはりこの問題は、教育的な立場から考へてもらわなければならぬし、ただ巷間には、そんなことはいいけれども、文部省は控訴をすすめたのだといふ説まで理事者側は言つていふのですから、それはあなた、控訴をすればまた時間かせぎで、それで高裁で判決が出たところで、学校はなくなつてしまふからもう事件にならないといふて、そういうことを考へておるとするならば、これこそやはり教育の名によつて糾弾されなければならぬ当局の態度だと言わなければならぬと思ひます。それだけに、やはりこの問題については、松永委員からも指摘があつたし、また、大臣からは、相当、十分に考慮したい、こつちが考へて表明されただけに、十分ひとつこの問題については慎重に検討していただきたい。

いま一つの問題があるのは、職員身分の問題、これはいままでの職員団体と当局との話し合ひの中では、いわゆる背後におりますところの絶大な力を持つておる、このごろの圧力団体の最でありますところの中央農協の宮脇会長も、組合に對しては善処をする、こつち最初言つておられたのです。そして、実は三月二十九日に、この問題で組合と団体交渉があつた。現在なつておるところの十五名の職員のうち、この方々の一体四月以降身分はどうなるのか、この問題について、いわゆる短大教職員の身分保障についての交渉が行なわれた。交渉が行なわれながら、翌日の三十日は、はい、さうなら、ちよん、おまえたちはもう三月三十一日まで全員解雇しますという通知でしよ。こつちまた常識では考へられない労働使のあり方です。しかも、長年の間、短大に勤めたところの先生方ではしよ。もちろん、この中には、十五名のうち五名は、これは非組合員で、話を聞くとこつちによると、中組学園に行くのだそりです、当局側の言つたとおりになつていふから。あとの者は、路頭に迷ふといふかこつちうなんでしょう。こつちうやう方をされて、職員の問題も

学生同様片づきました。文部省認めてもらいたいという申請を出そうという魂胆なんです。ね。一体、こういうことが今日の段階で、世の中において許されていいかどうかというのです。今日の労働関係を見てもらいなさい。事、少なくとも、やはり一番基本的な人権に關する問題については十分なやり話し合い、団体交渉というものはなされるのが慣例でしょう。それを二十九日一回だけやって、その翌日は、ぼん、さようなら、一方的な通告でしょう。これでは、これまでまさに基本的な人権さえも否定するところのやり方といわなきゃならんと思ふんです。したがって、私はやはりこの問題についても、いずれ、やはり文部省に認可申請するところの段階に出てくるでしょうが、少なくとも、こういう問題はこれはどうだと、いろいろ経緯はどうであろとも教職員の今後の身分の問題だけをきちんと話してやればどうだ、これぐらいの助言というまたひとつありますから申し上げませんけれども、指導性というまたあれですから、そこはまあ個人的な立場でもいいたくは、文部大臣としての立場から、ある程度この問題について皆さんが仲介の勞をとるぐらいの意欲を見せられていいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか、この問題。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまのお話を伺っていますと、廃止の認可申請が出てくるのは時間の問題のようでございます。そういう際には、また、関係者からも事情をよく聞かしてもらいたい、こう思っております。そして、どういふようでございますけれども、すべての事情を私立大学審議会にかけます場合にも明確にしておけるようにしたいと思ひます。その間に、しかし、もう、円満に解決するよう具体的な道がありましたら、そういう道を選ぶことができればあわせたという気持ちには持っております。

○宮之原貞光君 これで質問を終わりますけれども、この農協短大の問題というのは、やはりしなくとも一番冒頭からいろいろ議論をしまいたしただけでも、私学のあり方の問題とかかわり

ますところの大きな問題でございます。それだけに、私は何回も申し上げておりますけれども、書類が整い、形式が整いさえすれば上にエスカレーターで上げるといふこのやり方は、設置の場合もさることながら、特に廃止、解散という問題の場合には、特に重要であるところの学生の問題、教職員の身分という問題については十分なやり配慮をしていただいて、この問題について処していただきたい、こういうことをこの機会に心からお願ひをして、私の質問を終わりたいと思ひます。長時間どうもありがとうございました。

○委員長(永野鎮雄君) 別に御発言もなければ、本件に關する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(永野鎮雄君) 次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。三原衆議院内閣委員長。

○衆議院議員(三原朝雄君) ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。御承知のとおり、現行の国民の祝日といたしましては、国民の祝日に關する法律によりまして、元日、成人の日、建国記念の日、春分の日、天皇誕生日、憲法記念日、こどもの日、敬老の日、秋分の日、体育の日、文化の日、勤労感謝の日の十二の祝日が設けられており、これらの日は、国民にとって祝ひ、感謝し、または記念する日として定められ、また、同時に休日とすることと定められております。したがって、祝日を休日として定めているのは、それぞれの祝日の意義を考え、平常の勤務を離れて、それにふさわしい一日を過し得るようという趣旨と考えられるのであります。本法律案は、これらの国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を休日とするものとして、祝日、日曜ともに、それぞれ平常の勤務を離れた日として確保し得るようにならうとするものであります。

今日、わが国の政治における第一の政策課題は、国民の福祉増進であるといわれており、その実現は、各般にわたる行政施策を通じて遂行されるべきでありましようが、現在、すでに国民各層の間から、生活の中にゆとりある余暇を求める声が高まっていることはいふまでもありません。

また、諸外国におきましても、祝日と日曜日が重なったときは、翌日を休日としている例もあり、この際、本改正を行なうことは、時宜を得た措置であると考えた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(永野鎮雄君) これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○松永忠二君 だいたいおそくなりましてしたので要點をお尋ねいたしますのでお答え願ひます。

まず、提案者と総理府の長官に御答弁いただきたいのですが、この国民の祝日に関する法律の一部改正が提案をされるようになりましたのは、どういふような経過でありましようか。つまり、これはたとえ内閣の法制局で検討したとかあるいは衆議院の法制局で検討したとかあるいはこの機会にこの法律ができて提案されるようになったのはどういふ経過からでありますか、ちよつとその点を委員長と総理府の長官は総理府関係でそれを御承知であればちよつとお聞かせをいただきたい。

○衆議院議員(三原朝雄君) 松永先生にお答えいたしますが、提案をするに至りました理由と申しますか、経過と申しますか、ごく簡単に……

○松永忠二君 理由はわかりましたが……

○衆議院議員(三原朝雄君) これは御承知のように、現在、健康的な文化的な生活をしたというところで週休二日制の問題等がいろいろ言われております。なおまた、祝日をふやしてはどうかというふうな御意見も出てまいっております。実

は、たまたま昨年は完全に祝日と日曜とが重ならずに過ぎた一年でございましたが、ことしになりました二月の十一日が重なってまいり、その次には二回、また天皇誕生日とそれから九月になりますと秋分の日が重なってくるというふうな問題がございまして、何とかひとつダブっておるものについては一日休日を設けてはどうかという御意見が出てまいりました。そこで、それはひとつ中小企業の方々なりという方々あたりにもある程度御相談をしながらということでも意見を聞いてみますと、この時期においてはお考えをいただけてけっこうだと思ひますが、というふうな御意見を伺ひ等もございまして、私ども内閣委員会の理事会におきまして、各党の御賛同を得て、政府のほうにも通じたというふうな経過でございます。そこで法案を準備されるに至りましたのは、衆議院の法制局のほうに政府と連絡をとらせながら法案の準備をされたというふうなことでござい

ます。そういう経過でございます。

○国務大臣(坪川信三君) ただいま衆議院の三原内閣委員長が仰せになりました大体その線からこうしたこの問題が、衆議院において正式に議員提出として提案されたことはそのとおりでございます。ただ、政府といたしましては、この世論といたしまして、また国民の各位の中にもこうした世論といたしまして、かゝるあるように、強く強くなつてきているということも踏まえまして、政府といたしまして、かゝるあるように、かゝるあつてほしいというふうな気持ちも、おのずから賛成をいたすというふうな気持ちで合致いたしましたといひます。各党の御意向も明らかにいたしましたので、政府といたしまして、そうした姿勢で、ともどもに祝日の意義をお互いの心の中に持ち、またそれを心から喜び合ふと。また、その意味を心におのずから言い聞かせるというふうな気持ちといたしまして、さらにいいのではなからうか。ことにまた御承知のとおり、週休二日制というふうな問題もかなりこの本格的な取り組み方の世論の動向なども考えましたときに、けっこうなこと

ではなからうかと、こういうような気持ちがありまして、われわれといたしまして、全面的に御賛同申し上げますと云うことでございます。

○松永忠二君 これは間違いないでしょうか。この話の起きたのは、もともと閣議で円切り上げ対策のときのいろいろな議論をする中で、週休二日制はすぐできないけれども、これはこの四月一日の日付で外務省が調査したので、一時的な動きの動きというところに、世界各國の週休二日制というのが出ております。この中の週休二日制だと思つて、そうじゃなくて、世界の中でやっぱりこういうふうな祝日がある場合にそれを繰り延べている国がどのくらいあるかというのが出ておりますが、そういう点で早くから政府の内部でも関心を持っておられたように思ふんですが、二日制の問題と兼ね合わせて。そういうことで前にも実はこの週休二日制の問題そのものが第三次円対策のときの中に第五項目の中に出ていたわけですが、週休二日制を推進するといふ話が出てきて、そこで、実はこの問題は閣議の中で話が出てきて、週休二日制をすぐやるわけにいかぬから、これをひとつダブらぬようにしたらどうだろうといふ話が出てきたんです。したがって、それを内閣法制局がこれを検討した。ところがその後、やるなら議員提案でやたらどうだろうといふわけで、衆議院法制局で検討して委員長提案になったんだと。まあ事実、実はいふんこういふことについて、ここにありますのは四十六年の十二月、当時の山中長官のときにもこういう話があった。いろいろ話が出たんだが、まあ四十七年、去年は全然ダブってないからというわけで、話はそのままになつてた、お話しのように。それでこゝしになつてダブっているからといふことになつてきて、これはむしろ閣議のほうで問題が出てきて、それを検討した。それを、それならむしろ議員提案としてやるのがふさわしいんじゃないかといふことで、議員提案になつたんだといふ、そういう経過だといふふうに私、聞いてるのであります。これは間違いないでしょうか。

○國務大臣(坪川信三君) 閣議の場において、これが、正式の閣議の議題として取り上げまして、閣僚の意見等を整理しておつたことという事実は全然ございません。ただ、非公式の場において、言いかえしますならば、与党の連絡会議の上において、こういうようなこともいつてはなからうかといふような話が出たとき、総理も、けつこうなことで、自分もかつて、過去においてこれを提案したこともあるのだといふような話をされて、そして総理から総務長官である私に対して、こういうようなことも、非公式には何だが、どうだろうかと、こういうような御相談といふんですか、お話しが、しかし、総理も私も、こうした問題は、やっぱり国民の合意といふんですか、私どもの、政府が指導的な立場でこれをとるといふことでなくして、やはり各党の御了解、国民の総意に立つての進め方が一番好ましいんではなからうかといふようなこともあります。そうした点から考えて、おのずからそうした話が内閣委員会のほうに向けられて、そして各党が御相談いただいたといふことで、ありのまま申し上げますが、やはり政府がこれを指導的にとるといふことは、あまり好ましい姿でないんじゃないかならうかといふような配慮もあつたことは事実でございます。どうか、その点御理解願ひたいと思ひます。

○松永忠二君 わかりました。それで、さつきお話しが出ましたように、その二日制という問題も議論されてるんだからといふお話しで、こういうことがまとまつていったし、また、いまの提案理由から聞いてみても、とにかく祝日と曜日が当たつて、その翌日を休日にして、とにかく十分休息をとることにしたらどうかといふ趣旨だと思ふんですけれども、こういうことをやらせても、実はそれがとれないという者があるという点については御検討があるんでしょか。つまり、給与については、いわゆる例の休日給等の問題、祝日と休日給の給与の出し方とか、いろいろな問題があるので、そこで給与法の

法律の一部改正といふことをやってきたわけですが、けれども、しかし、こういうことをやって、ともかく休めば職場の状態がどうにもならないといふようなものがある。こういうことをやっても、その恩恵を受けることができない者があるといふような点については、どういふ検討をされたのでしょうか。

○衆議院議員(三原朝雄君) ごもつともな御意見でございます。当然、たとえはこうした処置をとりまして、その恩恵に浴さない、休まれない方ができるじゃないかといふような問題が討議されました。そこで、この問題を、要するに、変則勤務といふようなことになるので、特別勤務の方々が扱われるわけでございます。それらの方々の処置を当然考えてやるべきだといふことが一つでございます。それから、いままでは大企業は、こういう点、右へならえをいたしますけれども、中小企業について、そういう配慮を十分してやらなければいかぬのではないかと議論がなされました。なおまた、それに関連をいたしまして、日給制の方等も関連をいたします。そういう問題をどうだと。それから収入減になるといふような、生活にさつそく影響するといふようなことになってはいかぬではないかといふような問題が議論をされました。人事院、それから通産、労働省、そういうあたりの方々に、その法案を決定します前に、それらの観点から政府としての処置をただしたりたいしたのでございます。そういう経過がございます。

○松永忠二君 時間もないので、私の聞いてるのは、この給与法を改めたのは、中小企業の適用は別として、給与の点については、不合理を正す必要はあれども、要するに交代制、つまり変動、変則勤務者については、要するに人がふえなければそれはできないわけですね。もし休めば、全体のバランスがくずれまうわけですよ。休めないわけなんです。それは定員が少しふえてきて、そこに行く人が、当たる人が出てくれればいいけれども、そうでなければ、もういままでは、結局、ダブった日についても、それからダブらない場合についても、それはちゃんと勤務していただくわけですからね。だから、そういう点で、まあ週休二日制もできないし、ひとつ休ませようといふ話なら、そういう変則交代制の人たちに対しては、定員なり、何かの措置をしてやらなきゃ、実は中小企業どころじゃない、現に一般の公務員について不均衡が出てしまつて、この点、そういうところは全然手当てをせずにこれやつたといふことでは困ると思ふんですが、これについては何か考え方があつたんですか。そこまでは手が回らぬと考えるのか。どうしようといふのか。

○國務大臣(坪川信三君) ごもつともな御意見であり、御指摘であると私は考えるのでございまして、御承知のとおり、一番多くて四日、少なくて普通二日、ない年もあるといふようなことを考えますと、週休二日制という問題が正式に取り上げられることになりました。これは重要な問題でもあることは当然でございます。しかし、そうしたことを踏まえてみますと、いま申しましたように、ごく僅かなことでもありますので、そうした点十分考えてもおりますが、それぞれの当事者において暫定的な措置は講ずべきであるといふような気持ちを持っておりまして、これが週休二日、そういう問題になつてきますと、これは当然そうした措置を考えなきゃならぬと、こういうような気持ちを持って、いまの間は、当分は各省の運用に待つといふことをいたしておるといふことで御理解願ひたい、こう思ひます。

○松永忠二君 つまり、運用ができないわけですよ、率直に言つて運用と言つても、要するに、一日休みがふえるという、それを休んでしまえば結果的には人員が足らぬから、一日特定の日曜にかわるべき場所を選んでそこで休んでいて、それで全部働いているわけですからね。それをもう一つ休息の日をつくることによつて、それは要するに一般より超過勤務をふやすかなんかしなきゃ、実際にはほかの人よりも要するに働く時間をふやすといふような相対的な問題なんです。何か

休みがふえたと、だから公務員の人たちはみんな休みが一日ふえたんだと考える、そうじゃなくて、休みのふえたのはいわゆる平常の勤務をやっている者であって、交代制の変則勤務者については同じことだという、そういう認識があつてやっていると認めるのか。もし、そういう認識があるとすれば、これ何とかがしてやろうという気持ちで働かしておられるのかどうか。この点をひとつ簡単に言つてみてください。

○衆議院議員(三原朝雄君) ごもつともな御意見で、衆議院においてもその問題が非常に論議をされました。これは佐藤人事院総裁等にその詰めがなされたわけですが、その例示としてあげられましたのが気象庁でございます。気象庁の表まで出しては実は論議をいたしました。とにかく無理ではないかということで、気象庁の次長から何とかこの線に沿つてやりくりはいたしますけれども、確かにそういう点についての問題の指摘については、相当考えねばならぬという御意見もあつたと、私は承知をいたしております。これと、それから運輸関係のあれば、船に乗られる方等でもやっぱりそういう問題が……。

○松永忠二君 管制官……

○衆議院議員(三原朝雄君) 管制官もございます。そういうことで、具体的な指摘をなされて、これはやはり定員問題とからんでくると、そういう立場から人事院なりあるいは行管等の問題として、この問題に関連をして、はつきりした処置を要請しておくべきだという御意見でございましたので申し上げておきます。

○松永忠二君 したがつて、総理府の長官にそういう認識のもとに立つて、実際に、こういう場合には休みが一日ふえたと、交代制の人にですね、それが実行できるようにひとつ措置をしていただきたいとお願ひをするわけです。

それからその次に、これも新聞に出ていように、扇子・カレンダー協議会とか全国カレンダー出版協同組合が総理府に陳情した。すでに一年間の生産量の三分の一——四千五百万部も製

作が終わつた。したがつて、これによる損害というのは約四億五千万円だと、こう言っているわけですね。何とかひとつ補償をしてもらいたいし、救済措置をしてほしいと、これは粘り強くやるんだと、こういう話なんです。そこで私は、さっきの経過からいって、これは責任があると思うんです。これは四十七年にはなかつたからよかつたが、四十八年にはダブつたからやると、こういう話が出てやるとのこと自体に、やっぱり国としてももうちょっとちゃんとしたところがないとできないじゃないか。われわれ議員提案だから、一応この責任を負うわけけれども、その場合には、せめてそういう影響のない時期にこういう措置がでないのか。それも、議論されたのはもう前からそういう話が出ていたわけなんです。だから、何か政府というよりなところ、あるいはまあこの話、私たちから言えば、自民党の議員の皆さんと連絡のところで、いいじゃないか、やろうじゃないかという話になつてやつてきたけれども、結果的に、あとから考えてみたらこういうこともあつたということだと思ふのです。こうなつてくると、やっぱりわれわれとしても責任があるように思ふし、政府としても、もうちょっとそういう点についてはしつかりしたところがないとできない。しかし、国民全体が要望するところであり、また、そういう趨勢だということそのほうをとるとするならば、その点については、そんなことは問題にはならぬとか、そんなことはどうでもいいんだとは言えないと思ふんですね。だから私は経過から見て、これはやっぱり何とか相談に乗つてやるべき筋合いのものじゃないのか。またそれだけの努力を、衆議院の委員長提案として出てきた以上は、これはやっぱりめんどろ見て、話をしつかり聞いてやつて、方法としてどういう方法があるのか、私はいま具体的に言えというわけじゃありませんけれども、何らかやつぱりこれに対する措置を手当てすべきだと、それをやらぬというなら、何か官僚主義に、国会至上主義というよりな、そういうところにくのじゃないか。

いいことだからやつた、やつてきたら何かあるということなら、それは当然やつぱり責任を持つて措置をしてやるというところは必要だと、経過から見て私はそうだと思うんですが、この点について御両者からひとつお考えを端的に述べてくださいます。

○国務大臣(坪川信三君) 先生の心情的なお気持ち全く私も同感でございます。ことに、このたびのこうしたことによつての零細なカレンダー印刷業者に対する影響といひますか、大手筋はもちろんでございすけれども、私は、やはり考えておりますことは、全く気の毒な零細なるこうした業者に対して一部十円ほどの損害を与える、大きく数かふえまして、四万五千部というところになつて四億五千万と、この声の強いことも十分私聞き及んでおります。そうした立場から、ほんとうにお気の毒だなど、あるいは申しわけないなという気持ちには全く同感で、心情的には一緒な気持ちでおるわけでございますけれども、どうもそれに対するところの財政措置をどう講ずべきかというよりな点になると、なかなかいい何が出てきていない。ことにまた三日休むという祝日法案が——ふえましたあのときもやはりこの問題が強く出てまいつたのでございすますが、そのときも、残念といひますか、申しわけありませんが、それに対しての何らの措置も講じておけなかつたという一つの過去もございす。そうした点を考えますと、まことに申しわけございませぬけれども、ほんとうに何とかいたしたいという答えを心情的にはいたしたいのでございすけれども、おじょうず言うことだけが政治家の私は姿ではない、やはり責任も持つてのお答えをいたすべきである点から言うといひま、まことに申しわけございませぬけれども、零細なるこれらに対するところの救済措置を講じ得ることについての段階には至っていないことをひとつ申し上げてお許しを得たい、また、御理解も願ひたいと、こう考えております。

○衆議院議員(三原朝雄君) もつともな御指摘、私どもでもその点特に野党から強い御意見が出ま

した。政府に、何とかしてやらないといかぬという強い要請を申し上げておるわけでございます。そういう事情でございまして、やはり責任を感じて処置を見守つていく以外にないと思つておりますが、そういう事情でございす。

○松永忠二君 私は、方法は決してなくはないと思ふのです。従来のあのときは経過が少し違ふのじゃないかという気持ちも実は持つていたもので、何も金を補助するといふばかりが手じゃないと思ふのですが、たとえばミカン——かんきつの豊作の際にもその措置ができていたわけでしょう。今度は、天災的なそういう措置の場合でも措置ができるのに、政府なり議員、国会みずからそのことをあえてやつたわけですからね。そのことの責任をとるといふ、その影響を措置をするといふことは、天然自然よりはまたいふゆるその責任のとり方ははつきりしていると思ふのです。あるいは補助するといふ措置がでないなら、それじゃ、金融的な措置をしてやるとか、あるいは低利の融資をその際するとか、あるいは方法というのがあるのじゃないか。そんなたいした金でもないし、やつぱり国会なり国がやる場合には見通しをつけてやっていると、それでなければ、やつてみて、あとから気がついてそれは困つた、誠意は尽くすといふ、そんなことじゃ国民は納得しませんよ。また議員も、国も、そんな無計画なことではやるものじゃない、いいことをやる場合でも。そういう点についてはあまりに計画性が實際からいってなさ過ぎる。だから、そういう強い指摘を業者はしたいところだろうと思ふけれども、そういうことはまさか業者は言わぬでしょう。しかし、われわれみずからやつぱりこの措置については考えていくべきことであつて、まあ、長官の言うのは正直な話だと私は思ふけれども、その政府の言うことそのままだと私は聞く必要はないのです。それからまた、政府もやはり強い要望が出るによつてそれを実施をするといふこと、これはやつぱり責任をとつていかなければ、これはわれわれも申しわけないのです。た

だ無条件に賛成、賛成というわけにはいかぬので、この点はひとつ、いまここでどうこうじやないけれども、方法を考へてもらいたい、それからまた考へさせて実行させる、こういう決意をしなければならぬ。まず、委員長からはその点をほつきり聞かして欲しい、決意のほどを。長官は、まあ言えれば言つてもらつてもいいから、くれども。

〇松永忠二君　そこで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇國務大臣(坪川信三君)　先ほども申しましたように、対象の中でほんとうに気の毒な零細なる業者に対する影響というものが私はやつぱりほんとうにお気の毒である、これについては私はまじめに取り組まなければならぬ、こう申し上げておる。まあ大手筋を無視するんじやございません。大手筋もまたそれなりの事情がございますから、やつぱり考へなければならぬということを考へておりますので、後ほど三原委員長もお述べになるだらうと思ひますけれども、衆議院においても、この問題について取り上げられまして、大蔵省の財政当局から特別な財政措置を講ずるということには必ずかしんじやないかと、これは困難である、私ははつきり申し上げておきたいと思ひますけれども、中小企業庁長官もその委員会に出られまして、そして中小企業者を守る立場の責任者である長官もなるほどという気持ちをお持ちいただいて、何らかの検討を加えたいというふうなこともおっしゃつていただいておりますので、いままも係の政府委員とも話しておつたわけでございます、そうした面でも、やはり責任ある私の立場から、ひとつ御配慮のほどを、なるべく前向きで取り組んで、何らかの形で進めていただけないかということ、私を、私をいたしましてひとつ十分進めたいといひますか、助言も申し上げておきたい、この毒なる業者を幾らかでも守つてあげたい、こういう気持ちであることを申し上げておきます。

〇衆議院議員(三原朝雄君)　先ほども申し上げましたように、内閣委員会として、衆議院をいたしましても、委員長をいたしましても、十分責任を感じておるといふことを申し上げました。した

二〇〇賛成、賛成している国民は、全体で五〇％、非常に若い者が普及を望んでいて、こういう調査が出ていくわけですね。この調査を前にして、私は、人事院総裁がそのくらいなことを言うのは、これは当然なことだと思ひます。そこで、まず最初に、総理府長官にお聞きをしたいことは、これについてどういふふうにして実施をしようというふうな考へていらっしゃるのか。さつき話しましたように、昨年十月の三十日の関係閣僚協議会で、第三次円対策の第五項に、週休二日制の推進を掲げているし、どういふ形で、これを実施へ持つていこうというふうな形に、いま総理府長官考へておられるのか、これをひとつまずお聞かせください。

〇松永忠二君　それだけの御熱意があるとすれば、たとえば、地方公共団体が積極的にこれを実施をするという段階に、これをブレーキをかけるなんというものは、そういふばかなことはないと思ひます。〇國務大臣(坪川信三君)　民間あるいは公共団体、公共事業も、あるいは財界、あらゆる各層において、そうした機運がひとつ生じつつあるといふことも踏まえたときに、そこでチェックするといふふうな考へは政府をいたしましても考へておりません。

〇松永忠二君　そうすると、やや少しい具体的にそのした事実があるわけですね。たとえば、愛媛方式というのをいまやつておられるけれども、愛媛方式は、実際は勤務時間が別に四十四時間を減らしたわけじゃないのです。で、そういうことで、結局、まあ八十八時間・二週間の間で操作をしていくだけだ。これは、ほんとうの意味の週休二日制じゃないわけですね。完全な週休二日制をやろうとしたのが千葉県なんです。千葉県がやつたところが、そんなものはやつちやいかぬというので、国のはうからとめられてやめてしまった。これは大臣のときじゃないけれども、こんなことは二度とあり得ないと思ひますが、これはそういふふうな理解をして、もういまや時代も進んだことであるし、積極的に地方公共団体がやるということならそれはもうどんどんやりなさいといふことだと、これはちやうど、たとえば、医療の問題だと

が、強く政府にも要請をいたしておりますので、いま先生の御進言もございまして、今後のその詰めでひとつ監視をしながらまいりたいと思ひます。責任を持つてまいります。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

〇松永忠二君　それで、話少し進めますが、週休二日にかかわるものとして、まあこれをひとつやうというものでありますので、週休二日の問題についてこの際少し聞かしていただきます。

か社会福祉の問題で、地方ができる財政力を持つたところで着手をしていくというのは、むしろ、これが積み重なって国が実施をするという一つの段階になることは、もう、いろいろな社会保障の面について実証済みである。そういう意味で、こういう点で、そういうことをやっぱり認めていかなければならぬ。やめるなんというばかなことはないと思うのですが、この点、念のためにひとつお聞かせ願いたい。

○国務大臣(坪川信三君) いま、松永先生御指摘になった具体的な事実、これも聞き及んでおりますけれども、これは、もうここ一、二年の間に行なったような問題ではなくして、四、五年前だったと私は心得ております。そうした点を考えなければならぬけれども、非常に重要な自治省との関連もございますので、私が自治省の所管の關係まで対しての考えなり、あるいは指摘なり、あるいは批判的な——批判といいますが、そうした感想を申し上げることはひとつ御遠慮いたしたいと、こう思います。私の心情だけはひとつお察し願いたいと、こう思っております。

○松永忠二君 まあ、最初の述べた基本方針に基づいて——もし批判されていることがあるというのであれば、それこそ関係閣僚協議会あたりで、これを、そういうことがないようにしてもらいたい。

そこで、人事院總裁に、一体、前向きな表現と言ったのはどんな意味なのか。これは要するに、直ちに実施に移すというようにことを意味しているのか、この点をもう少しはっきりお聞かせを願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 正直に申し上げますと、私も、実は昭和四十六年からその点に非常に関心を持ちまして、克明に民間の調査を続けておりまして、昨年の八月の勧告の際に、その四月調査ですか、昨年の四月調査でいえば、民間のデータというものを基礎にいたしまして、昨年八月の給与勧告にあわせてその報告書の中で、こういう調査をやった結果これこれの数字が出

た。まだちょっと少ないような——そこまでは書きませんけれども、気持ちはその中にありまして、まあ、慎重に検討を進めていく必要があるというふうなことを、報告書の文章にあらわしたことがあります。これはいまから考えてみますと、ちょっと消極的過ぎたなという、実はそのあと、私は、秋、欧米にやっていたかまして、いまちょっと松永委員おっしゃったように、現場を一回りしてまいりますと、とてもほんとうにいたたまれないくらいにどうもこれは恥ずかしい思いをしてきたということが一つ経験として加わりまして、これはとてもこのまま慎重検討というだけのことじゃ済まないだろうという気持ちを持ちまして、その後もことしもうやるつもりでありますが、民間のほうの調査は十分続けて、そして実情を申し上げますと、いまのような私の感じから、帰りますと、私どもの職員局が主管の局でございますからして、ひとつ具体案を、こういうふうにするば直ちに実施に移せるというところを、機運が熟してきた場合には、すぐの引き出しから出せるような原案をつくっておいてもらいたいということから、実は、新聞にもちょっとのうあたりの新聞に出ていましたけれども、やはり各省の方々にもそれぞれお家の実情がございまして、各省のほうとも連絡をとって、これを、この実情を進めながら、作業を進めておるわけでありまして。

ただ、その機運が熟したという意味になりますけれども、外国で私の経験したところでは、これは役所ばかりでなく、民間がもう全部お休みになっておるということが一つ。わがほうでは、いまお話がありましたように、また、私どもの調べでもわかりますように、着々と民間における実施の率は上がってきておりますというところもございすけれども、やはり行政サービスの面をわれわれとしては考えなければならぬ。それから先ほど総務長官のお話にもありましたように、国民の各位の御理解というものも必要だろうということとは、大きな立場としては一つ考えなければならぬ立場がある。

それから技術的な立場としてですが、たまたま先ほど松永委員おっしゃいましたところの祝日法案のこの関係で、交代制勤務その他変則勤務をしておる者についてどう考えるかといったところのさつきお尋ねがございました。実は、その問題が、一つの大きなむずかしい問題として週休二日制にあるわけですが、ですから、祝日法のいまの問題については、実は私どもは週休二日制の一つのこれは予備の勉強になるかと、はしりとして検討の価値があるというふうなことでやっておりますのです。このほうの問題がまあお金で、休日給か何かのお金で、その調整をとるということとはこれは非常に安易な方法で、できないことはありませんけれども、できれば、やっぱり現実に休んでいただくのが望ましい姿じゃないかという気持ちを持っておりまますので、このやりくりの問題が、一つ技術的な大きな難関になっております。したがって、交代制勤務の職場を持っておられる各省の方々とみざを交えて、何か名案はないかということを検討しております、それが現在の実情でございます。したがって、率直に申し上げますと、去年の報告書で書いたことは、少し消極的過ぎたなあと、あれは多少打ち消すような形のせめて表明ぐらいはしたいなと最小限度、そのくらの気持ちは持っております。もっと自信が出てきますれば、それはどういふ表現をとりますか、これはわかりませんけれども、最小限度そのくらの表現をとる必要があるのじゃないかと、いまひそかに考えておるわけでございます。

○松永忠二君 だいたい、私はもうちょっとはつきりしたことをおっしゃると思つたんだが、表現を改める程度のことじゃあないが悪い。一体どういふふうにして調査検討するのですか、具体的に。

○政府委員(佐藤達夫君) この問題は、官庁主導型でいけというお声も相当ございすから、私どもが従来企業などとしておりましたような完全に民間追随型なんという考え方にはこれはとらわれ

る必要はないだろう。といつても、独走型になつても困るというふうなところをめどを置いておりますけれども、やはり先ほど申しましたように、現実の実施の問題としては、交代制勤務が一番悩みの種でございます。したがって、現在交代制勤務の職場について調べておりますが、これはたとえば刑務所、これは四十八時間どころじゃない、五十一時間が週勤務時間になっておる。そういうきびしい中で交代をやっておられるわけですから、まずわれわれとしては、週休二日制もさることながら、そういうところからひとつ手を入れて、調整をしていかなきゃいかぬのじゃないか。百万、法務省あたりとも協力してこの四月一日からやつとそれを四十八時間にいたしましたというふうなことも、一つの先ばりとしての苦勞でございます。ですから、そういうふうなことの検討が、やはり一番大事なことじゃないかという、むずかしい問題じゃないかということにあるわけでございます。

○松永忠二君 いまから八月の勧告まで調査をするということははつきりしているわけですね。あるいはまた話によると、十月からこれそのもののずばりの調査を本格的にやるといふような話も聞いている。そうなるべくして、今回の勧告ではまだ実施というところまでは踏み切らないとしても、次の段階には、それだけの用意ができるということとはもちろんのこと、いまお話を聞くと、いつても引き出しの中から出せるようにしておけという話になってくると、もっと進んだようなお話も一面に出ている。だからそういう面から考えてみると、実情は実施の問題はいろいろあるので問題はあるけれども、もう考え方としては、それほど本格的な調査せんだって、考え方としてはやはり方々もあるんだということなんですか。それともまだ調べなきゃわからないのですか。その点はつきりしてください。

○政府委員(佐藤達夫君) 調べる問題は大きく分けて二つあるわけございまして、民間の動向というものも、これが非常に民間が進んでくれば、

必要はないだろう。といつても、独走型になつても困るというふうなところをめどを置いておりますけれども、やはり先ほど申しましたように、現実の実施の問題としては、交代制勤務が一番悩みの種でございます。したがって、現在交代制勤務の職場について調べておりますが、これはたとえば刑務所、これは四十八時間どころじゃない、五十一時間が週勤務時間になっておる。そういうきびしい中で交代をやっておられるわけですから、まずわれわれとしては、週休二日制もさることながら、そういうところからひとつ手を入れて、調整をしていかなきゃいかぬのじゃないか。百万、法務省あたりとも協力してこの四月一日からやつとそれを四十八時間にいたしましたというふうなことも、一つの先ばりとしての苦勞でございます。ですから、そういうふうなことの検討が、やはり一番大事なことじゃないかという、むずかしい問題じゃないかということにあるわけでございます。

○松永忠二君 いまから八月の勧告まで調査をするということははつきりしているわけですね。あるいはまた話によると、十月からこれそのもののずばりの調査を本格的にやるといふような話も聞いている。そうなるべくして、今回の勧告ではまだ実施というところまでは踏み切らないとしても、次の段階には、それだけの用意ができるということとはもちろんのこと、いまお話を聞くと、いつても引き出しの中から出せるようにしておけという話になってくると、もっと進んだようなお話も一面に出ている。だからそういう面から考えてみると、実情は実施の問題はいろいろあるので問題はあるけれども、もう考え方としては、それほど本格的な調査せんだって、考え方としてはやはり方々もあるんだということなんですか。それともまだ調べなきゃわからないのですか。その点はつきりしてください。

○政府委員(佐藤達夫君) 調べる問題は大きく分けて二つあるわけございまして、民間の動向というものも、これが非常に民間が進んでくれば、

われわれとしては、ますます勇気を増すことができるわけ、それはそれとしてやりますが、ただ、机の引き出しから出すべき答案でございますね。その答案の内容をどう書くかというものが、先ほど申しましたように、交代制勤務の人を一体どういうふうに取り扱うかというむずかしい問題がそこにあるわけでございまして、それから、それらについて各省の事務局なども実情を聞きながら、あるいはお互いに勉強しながら、そのほうの解決の名案を考えておられるというところが一つの準備の大きな山になっておるわけでございします。それができてこれならだいたいやうぶというところになれば、それは答案を机の引き出しにしましう段階になるわけでございします。それから、それをいつ出すか、これは、またタイミングの見きわめがございしますから、直ちにできたからといって、打ち出すことにはならないと思ひますが、まず、その答案をひとつつくりうというものが、われわれの目下の努力の焦点、これやはり週の勤務時間というものを、いまのままではちょっと済まされないもので、やっぱりこれを短くしながらやらなければならぬという面もございします。やはり役所の仕事の身中というふうなもの、勤務の内容の調整というところもあるいはあるかもしれませんが、定員をふやしていただければこれは問題ありませんが、これはなかなか言うべくして容易なこととじゃございしませんから、定員をいたすにふやさないという範囲でやりくりをしなければならぬから、そこに苦勞があるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○松永忠三君　そうするともうちょっとその辺だけを開かしてござい。とにかく、この前に勧告をした文書も私も見ておりますけれども、今度はそれよりずっと進んでいるので、相当前向きなわゆる考え方をとっていききたい、それからまたわゆるその次の段階としては、少なくとも、完全実施というところに段階的になるのか知らぬが、とにかく何らかの形を、この問題についてはとにかく次のですね、次というか一年後の問題については、もう打ち出しをしていかなければいけないだろう、私は、こういうことをやっぱり明らかにしていくことが準備体制をつくる一つの重要な問題だろうと思ふ。これは人事院總裁あれだけ言ったことについて、これはやっぱり本気にみんななっているわけ、これは何といつても、あなたはそういうふうな面においては、公務員についての勧告の権限を持っておるんですから、一番具体的なことを言い、一番この問題について発言を信用するのはあなたの方でございします。だからそういう意味からいへば、その用意をしていくことをするわけですから、まあとにかく考え方を前進させたい、そうして具体案をつくって実施という何らかの形に持っていくたいという、とにかく一年おいて直ちに今度の勧告に、その実施の面は出てこないとしても、次の段階では何らかの形に表現をあらわした形にしていかなければいかぬ、こういうふうな決意と、考えととって間違ひありません。

○政府委員(佐藤達夫君)　先ほど来述べましたところによりまして、私もその意欲と申しますか、意欲だけはひとつ十分御理解いただいてけっこうだと思ひます。また、御激励をいただきつつ勉強を進めてまいりたいと思ひます。

○松永忠三君　私の言ったことについてそういうふうにとつていいかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君)　ことしの勧告の際に、どのような表現をとるかというふうなことにいつてのお尋ねだと思ひますけれども。

○松永忠三君　その次です。

○政府委員(佐藤達夫君)　その次、何ですか。

○松永忠三君　何らかの形にする……。

○政府委員(佐藤達夫君)　それは答案のでき次第と周囲の環境の熟し次第になりますけれども、まあ、答案のほうはこれはとてもむずかしいこととございまして、そこにいまあふ汗をたらしているという段階でございしますから、ことしの十月から実施するとかいうようなところまで、勧告で書いてしまふかとおっしゃれば、これはとても

お約束したらあふないこととございします。先ほどおっしゃいましたように、われわれ責任ある立場におりまして軽々しいことは申し上げられませんが、慎重な考えで答えをしておるわけとございしますけれども、そこまではとてもむずかしいと思ひます、率直に申しまして。

○松永忠三君　逆なふうな印象をとられては、かえって困りますから。私の言ったのは要するに、ことしの勧告には前より前進したものをきちんと表現をしていく、そういう情勢だ、その間に十分な研究をして、次のいわゆる勧告の際には、何らかの完全実施とか、そういう問題は別として、何らかの形をとりたいというふうな決意を、実は持つておる、決意がある、そういう決意でとにかくものを考えていきたいということだと私は思ふんですが、その程度のこととはやっぱりはつきり、はつきりじゃない、もうこのくらいは考え方があつてしかるべきだと思ふ。私は、そういう決意を持つておるという、そういう気持ちだというから、大体そういうふうな判断をしたわけですが、そういう判断は誤りのない判断だと私は思つてゐるわけ、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君)　大体、ことしも勧告をいたしましたすべし、八月の半ばになりますからまだ四カ月ばかり間があるわけなんです、早まってここで無責任な答えはできませんけれども、最小限度一線を画して御理解いただければ、昨年の報告はちょっとわねながら恥ずかしいくらいに消極的過ぎたんじゃないかなというふうな気持ちで土台にしながら積極的な意欲を少なくとも見せたい、そういう気持ちでおるわけとございします。

○松永忠三君　わかりました。

○松永忠三君　実際は、時間もありませんから言いませんけれども、いまやつてゐる週休二日制は、一体はたしてどうだろうかという問題がございします。経営者のほうはどういう考えでこれをやつてゐるだろうかという問題について、かえつて週休二日制をとつてゐるところのほうで勤務時間が長いという問題があるわけですが、そうなつてくると、単

に経営上そういうやり方のほうが有利だという取り方を持つてゐる者もあるわけ、あるいはまた、私は基本的には、また労働者の中でも、週休二日制をやるよりは、一日七時間というものがすでに実施されているんだから、これをくずされたいへんだ、一日休んでその他の日に八時間なり労働することのほうがむしろ後退だという取り方をしてゐる者も、労働者もあるわけですが、また逆に、週休二日制をすれば、年休を今度は減らしてくるという経営者もあるわけなんです。だからこれは問題があるし、その点については十分やっぱりはつきりしたことをやつていかないとできない。あるいはまた週休二日制を先に踏み切るのか、勤務時間の四十時間というものを先に踏み切るのかという問題もあるわけなんです。何か単に時の流れに任じてただただやるようなやり方ではない、本質的なものはここにまだほかにある。これをまずやつて、これからどうだということもあると私は思ふんですが、この点についてやはり十分なひとつあれをして、きちんとした考え方を持つて進んでいかなきゃいけない筋合いだと私は思ふんですが、そういう意味で言ったんですが、これはまた機会を見てあれすると思ひます。

○松永忠三君　そこで、文部大臣にお聞きいたします。私は、いまや人事院總裁もそういうふうなときになつてきてゐるというわけですが、それからまたさつき申しましたように、これは週休二日制というのは、政府が出している調査もほとんどどういふふうな結果を出しているときに、一体文部省は、この調査のこれについてどういふふうな調査と考へ方を持つてゐるのか。たとえば、教師の週休二日制と定員問題がどうからんでくるのか、教師の週休二日と児童生徒の週休二日とはどういふ関係を持つのか、週休二日と教育課程との関連は一体どうなるのか、あるいは諸外国はどういふ実施をしているのかというところについて、責任ある調査と考へ方は、もう私は現在として明らかにしていかにできない時期にきてゐると思ふんですが、この点

についての大臣の考え方、また、文部省の取り組み方というものをひとつお聞かせを願いたい。
○国務大臣(奥野誠亮君) 早かれおそれか公務員に週休二日制が実施されるようになる、こう思っております。その場合に、地方教育公務員、教育公務員も例外にするわけにはいかないだろう。問題は、児童生徒の教育との関係はどうする、という問題でございます。非常に荒っぽいことでも申し上げますと、週休二日制を教員について実施する。児童生徒の場合は従来どおり授業を行なっていく。そうしますと、一日の授業をどういう形で行なうかということが一つ問題でございます。

第二には、先生方の週休二日制、児童生徒も週休二日制、そうした場合に、家庭なり社会なりがどう受け入れることができるか。教育水準の低下を来たさざるを得ないのじゃないか。これをどうするかといった問題があらうと思ひます。
第三には、先生方の週休二日制、児童生徒も週休二日制だが、その授業の減ってくる部分を夏休みその他で補う道があるかどうか、というようにいろいろな問題があるわけでございます。大問題でございますので、そういうことで、いろいろいま省内で研究を続けているところでございます。私たちがとしては、ぜひ児童生徒の教育水準を維持しながら、週休二日制を実施する道がないかなというのが一番の希望するところでございます。

諸外国の例でございますが、アメリカ、カナダ、スウェーデンは日曜日のほか土曜日が休日でございます。イギリスは日曜日のほか土曜日が休日でございますが、一部の私立学校では土曜日を休日にしておりません。西ドイツは日曜日のみ休日ですが、学校は月曜日から土曜日まで平日授業であります。一部の州の実験学校では、土曜日を休日としてその授業時数を他の日に振りかえております。しかし、西ドイツではいまだに教育水準が低下する、授業時数をふやしたい、しかし、減らしたものをふやすことは大問題で、なかなか困難だということでもがいているというようなのが実態

のように伺っております。
フランスは日曜日のほか原則として水曜日が休日ということになっております。これが世界の姿でございます。

○松永忠二君 私は、別に外国のことを聞いているわけじゃないんですよ。私は、何か研究しているという程度では足らぬのじゃないかと思うのですがね。

それからまた特にこういう休み、教師の勤務という問題について、こういう時期にやっぱり早く取り組んで、文部省自身が真剣に考えるところがあるやっぱ現場の教師に与える影響というものは非常に大きいと思うのです。教育課程とかなんとかということになると、すぐあれをいつてくる、何とかという、すぐもう研究会をつくった、あれをつくっているのに、なんでこんなもので研究会をつくらないのか、早く、省内にちゃんと対策の会をつくらないのか。それできちんとした考えを早くまとめてもらいたい。まとめた段階で早く人事院に申し入れをしなければいけないじゃないですか。人事院のほうへまかしておく筋合いではない。教員というものは週休二日の場合における実態は違ふわけですから、だから、そういう点で、私は、もっとはっきり省内に組織を持つてきちんとやっぱ検討していつてほしい。もうそういう時期だと思ふ。もう早晩あなたのおっしゃったように出てくるのだから、そういうことを望んでいる。だが、まだそこまではいつていないでしよるかというのを言っているわけなんです。また、そういうものを持つていくという考えがあるのかどうかということをお聞きしたいわけ

でございます。
○国務大臣(奥野誠亮君) 欧米では日曜日は必ず児童生徒が教会へ行くものですから、それなりに週休二日制を実施しやすいと思ふのであります。日本の場合には、そういう風習がございせんし、のみならず、社会におけるいろいろな受け入れの施設がございせんだけに、文部省としては急ぎそういうものを整備したいという方向で努力

を続けているわけでございます。体育施設の整備など、それを頭に置きながら整備を進めてまいつてきておるわけでございます。省内でこういう問題の研究をやっているわけでございます。すぐにはできないかということになりますと、いまのような問題がございまして、とてもそうはいかない。しかし、ぜひそういうことができればよい体制にひとつ考えていきたいということでも努力をしていくわけでございます。

○松永忠二君 人事院総裁にこのことについてお聞きをしたいわけですが、この前、四十七年度の参考資料の十四表の「民間における勤務時間および週休制の状況」の中で、完全に実施をしているのは、教育部門が一番高いわけですね、二・四％。最も多いというのが出てくるわけですが、これはどういう事情なのか、どうなのか。

それからまた、いま言ったようないろいろな問題があつて、特に教育の問題については人事院としてどんな考え方を持つてこの万全の措置をやつていくかとしているのか。これをひとつ総裁から伺つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど触れましたように、先ほどは非常に交代制のことばかりに集中してお答えをしたようで、ちよつと不行き届きだつたと思ひますけれども、やはり私どもは行政サービスという、広い意味では各省それぞれの所管の行政について支障なくやる方法はいろいろ方法であらうかという角度から、私自身、各省人事課長の会議の際に、ことしの年頭にお願ひしたことでございまして、これに引き続いて、先ほど触れましたように、わがほうの当局者が各省のやはり主任官と常にひざを突き合はして勉強しておるわけでございます。したがつて、教育の話も当然文部省のほうといろいろ協議を申し上げ、いろいろ御意見を聞かしていただければならぬわけでございます。そういう意味では先ほど申し上げましたので、私どものほうは、教育はかくあるべきだということから、文部省の御意見も聞か

ないで、こちらから打ち出すという立場でもあるまいと、そういう気持ちを持ちながら仕事をしておるわけでございます。

○松永忠二君 もう一つの点、調査。
○政府委員(尾崎朝実君) 昨年の四月に民間の給与調査をいたしたわけでございますが、その内容につきまして昨年の勧告のときに発表してござい

ます。その際に、いま御指摘のように、教育部門につきましては完全な週休二日制がはかり比較的に多くて二・四％ということになっておるわけでございますが、一方、研究部門のほうは一・四・三％と非常に大きくなつておるわけでございます。一般の管理部門のほうは一・一％と非常に少ないということでございます。これは、注にござい

ますように、事業所に幾つかの部門がある場合には、それぞれ該当する部門ごとに調査をして表示しておるということでございますので、大きな会社等では研修所等を独立させているところがあるわけでございます。そういうところは、教育部門として調査しているはずでございますから、そういうところが入つてきておる。大きな会社の研究部門等は、大きな会社だけにほとんどござい

ますので、非常に大きく出ているということだろうと思ひます。
○松永忠二君 最後に、一つ文部大臣に聞きますが、これは教特法の際に人事院総裁もいて、前の大臣のときに話し合ひをしたことです。私がさっき言つたとおり、労働省なんかの調査によると、二十日以上休んでいる、いわゆる週休以外に、余暇制度として二十日以上以上の企業が三三％あるわけなんです。つまり、前年は七％であつたものが三三％。ところが、いわゆる夏休み、冬休みといわれるような休みがあるという先生が一体どれだけ休んでいるかという問題、休暇をとっているかという問題、特に夏季の休暇についていろいろデータをあげてこの前言ったわけですが、ここに千七百六人の調査をしたところのデータが一つあるんであります。夏休みに出動した日数が二十日以上

を設けて研修をやらせるといふやり方をしてい
る、そのかわり夏は休みじゃありませんから勤務
をきちつとしてもらわなければいかぬと、こうい
うならわかりますよ。だから私は、一番最もふさ
わしいのは夏の休みであらう、このときに、他の
職場にすでに出てきているようないわゆる週休二
日なり、あるいは余暇を長くするということに呼
応した対策をとっていく一番いい時期じゃない
か、また、そうして事務的にでも研修しなきゃで
きないのだから、この研修の最もいい時期だ。しか
も、現実に高等学校の職場ではほとんど休んでい
るじゃないですか。それを何で一体小中学校の先
生だけ呼び出してやらなければいけないのです
か。何で一体、小中学校と高等学校とそれだけ差
をつけないといけないのですか。差がないとい
うのですか、あなたは。こんな指摘を私はいまこ
こでしたわけじゃありませんよ。もう教特法の当
時から、この指摘をして、それについてはやはり
そうあるべきではなからうというような意見も出
てきている。それをいまごろになつて勤務時間
だ、先生の休みじゃありません、子供は休みです

けど、先生の休みじゃありませんなどというそんな答弁を聞いて、それでよろしゅうございませうというわけにはいきませんよ。もし、私の言うことが間違っているなら、別個の方法で、この大勢に順応するような教育の場における方策を持っているというのなら、その方策をお聞かせください。

○政府委員(岩間英太郎君)　ただいま先生がおっしゃいました夏休みを利用して研修をやる、あるいは年次休暇をとるそういう方針で……。

○松永忠二君　夏休みに年次休暇をとらせるほうがいいのか……。

○政府委員(岩間英太郎君)　年次休暇をとるというふうな、いま、そういうふうな御意見じゃございませんでしょか。

○松永忠二君　そうじゃないでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君)　夏休みと申しますのは、これは授業を行なわないのでございませうから、もちろん、児童生徒は休みでございませうけれども、

ども、これは、先生は勤務を要する日でござい
す。したがって、その期間に研修をする
か、あるいは年次休暇をとるかというふうな
ことは、これはそういう方向でいくのはけつ
こうだと思ひます。しかし、授業日と申す
のは、これは年間で二百四十日以上とい
われておられまして、まあ、二百四十日か
ら五十日ぐらいが普通でございまして、そ
のほかは春休みとか、あるいは冬
休みとかいわれているものもございまして、一
年を通じて先生方が有給休暇をとられるとい
うことはこれは可能なのでございまして。

いま問題になっております週休二日の問題、こ
れはまた、それは別個の問題として考えるべ
きじゃないか。たとえて申しますと、授業は従来ど
おり行つておられまして、先生につきまして週
休二日をどうするかという問題になりました場合
には、先生のほうは週に二日休んでいただ
きまして、その一日よけに休む分につきま
しては、これは教員を補充するといふふうな方法もあるわけ
でございまして。そういうものを総合的に考
えてこれから週休二日の問題に対処して
いきたいというのが私の考えでござい
ます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教員の研修の必要性、
非常に強く意識されておりますだけに、おし
やいますように、そういうことでもかなり多
くの時間を使われているのだからとよく理
解できるわけでありまして。同時にまた、
教員の執務体制から考
えましても事務職員、養護職員、栄養職員
その他の職員の配置も充実させながら負
担の軽減を並行的にはか
つていかなければならぬであらう、か
ようにも考へておられるわけではござ
いまして。やはりし
っかり勤務していただくためには、十
分休んでもらうといふことも大切なこと
だと思ひますので、いまのお話し私よく理
解できますので、今後
なお調査しながら適応する対応策を研
究していきたいと思ひます。

○宮之原光君 関連。
先ほど来文部大臣の答弁を聞いてお
つた限りにおいては、いわゆる教員
の場合の週休二日の問題

は、二日の休みのその問題については
いろいろな諸外国の例をあげながら、い
わゆる子供を、そういう週休二日の
問題について対象にしながら、い
わゆる現在のままにおいて、学力を
低下させないような方向にいくた
めにはどうすればいいかということ
などを検討しておると、こういうお
話しのうちに承つた。ところがいま
初中局長の話では、子供は六日
間出ると、よつては教員だけ五日
だけ休ませるためにどうすればいい
かということについて検討して
おられるという話で、だいたい
話が違つておる。それが、ど
ちがほんとうか。もちろん、責
任者は大臣なんだから大臣のこ
とばを信じたいと思ひますが、
聞いておつて、一体どうなつて
いるんです、あなたの方の検討
というの。

○国務大臣(奥野誠亮君) いろいろな問題がある
という問題点を先ほど申し上
げているわけではござい
ます。同時に、先ほど私も触
れましたように、児童生徒が週
休二日というところになつた
場合に、家庭や社会がこれを受
け入れられるかどうか、そ
つちに一番大きな問題があ
ると、こゝろ思つておられる
わけではございまして。したが
いまして、そういうことにも
対応できるように、社会教育
の施設、体育の施設、そ
ういふものを充実してい
かなければならぬ、とりあ
えず、将来受け入れられ
るような社会にはしてい
かなければならぬ、こ
う考へておられるわけ
ではございまして。し
たがいまして、一年、二年
の間に児童生徒を二
日休みにできるかとい
われれば、これはとても
できない。そういう
気持ちで初中局長も
います。児童生徒は週
休二日というわけには
いかないのですと、
先生の週休二日制を
実施した場合には代
替の先生を考へな
ければならぬ、こ
ういふことを内
部では議論して
おられるところで
ございまして。

○松永忠二君 もう終わりますが、私は、いまの
答弁では納得が
できませんので、それだけ
言つてお
きますよ。
それから、大臣に
お願いしたいのは、
時間がお
そくなつた
のですが、私は、
小・中校と
高等学校

の夏休みの勤務の実態の相違というものを調べた
ものをやぱりちゃんとしておかなければいかぬ
のじゃないか、そういういろいろな点も問題
出たわけですよ。

それから、同時に年休というお話ですが、年
休をどの程度一体とれておられるのか。現
実にとれてい
るのかという問題があるわけですよ。で、一
番い
ゆる教員が余暇をとる場合において一番
とりやすいのは、いわゆる夏の休みである。
そういうふう
な休みに結局余暇をふやすという意味から
言へばもうすでに一般的になつてい
る厚生義務免というものの数をふや
して、そういう中でそれをや
らせる、あるいは研修のために
だけの時間をとつておられるのか、私は、
実態を調べて、そういう局長
のお話があるなら私は別に何も
言いませんよ。また、いまこ
こでは追及いたしません
が、それだけの開き直つた御答
弁をするなら私はいろいろ資料
を出して、調査をした結果でお
しやるならわかりま
すけれども、現実にはこの前も
調査したものを
出すといつて出さないわけ
ですよ。持つてないわけだ。逆
に私たちが持つてい
るわけですよ、こ
う申し上げたように、夏はど
ういうふうにと
られるか。それだけ現場で
問題になつて
いるわけですよ。

一つは、格差のあること、いわゆる矛盾、小・
中・高の格差のある矛盾、小学校にお
ける夏期のいわゆる休みのとり方とい
うものについて、もう少し
やはり実態の上に立つて前進
をしてほしいというこ
とを要望しておきまして、
また、機会を見てひとつ追及
を再度いたします。

たいへん長くかかつて失礼いたしました。
○内田善利君 まず、提案者の三原
義典院内閣委員長にお尋ね
いたしますが、この法案は、
日曜日が祝日になつた場
合には、月曜日と限定して
おりますが、この月曜日の
限定については、いま話
題になりました週休二日制
も考慮に入れた上でお
きめになつたのか。先
ほどの答弁の中には土、日
が非常に多かつたよう
ですけれども、週休二
日制です。その場合に土、日、月と、
こ
うい
う
休
み

出てくることになり
ますが、こ
うい
つたことも踏
まえて月曜
日になつた
のか、この
点をちよつ
とお伺い
したいと思
ひます。

○衆議院議員(三原朝雄君) 先ほど申
し上げました
ように、現在
時点で週休
二日制の問
題もござ
います。祝
日をもう少し
ふやしては
どうだとい
うような意
見もござ
います。こ
の法案をつ
くりま
す際には、
それは一応
あとに残
して、一応
分難を
して、し
たがって、
そういう
事情が
ござ
います。けれども、それは
切り離して祝日と日曜
日を重
なつた、その
ダブつて
おられ
ます点の
問題だけ
をこ
ろえて、
そ
うい
う
処置を
いた
したので
ござ
います。そ
うい
う
事情
でござ
います。

○内田善利君 私は、最初労働省にちよつ
とお伺
いして、そ
れから総
理府、文
部省と
お伺
いしたい
と思
ひます。
質問が
ダブ
らない
ように
したい
と思
ひます。けれども、労働省
としては、私も休日
がふえることは
賛成ですけれども、
中小企業にも先
ほどは相談
してみたこと
でしたが、私は、
中小企業
の働く者の
立場から、週
二日制ある
いはまた休
日がふえま
すと、生活
も苦しくな
るという点
も出てくる
と思
ひますが、こ
うい
つたこと
については、
労働省とし
てはどの
ように指
導なさる
つもりか
お聞
きたい
と思
ひます。

○説明員(廣政順一君) 中小企業で週休二日制の
普及状況は、昨年の九月の調査によりま
して、目下のところ大企業と比べますとかなり遜色は
ござい
ます。中小企業の場合、経営上あるいは労務
面で種々の問題をかか
えておられるところ
でござい
まして、それだけに
中小企業において週
休二日制をど
のように進め
ていくかとい
うことは、私
どももとい
たしまして、何と
申しますか、
段階的に進
めていく、ある
いは集團
全体をこ
ろえて進め
ていくとい
うような形
で、き
めこまか
い行政指導
を進めて
まいりたい
と思
ひます。こ
のように思
つておる
次第でござ
います。

○内田善利君 私は、主として、き
ょうの質問
は、余暇の
利用とい
うことで
質問して
いき
たい

思うんですけれども、労働省としては労働者の余暇利用ということについてはどのように考えておられますか。

○説明員(廣政順一君) 余暇の利用の問題につきましては、まあ労働省といたしましては、まさに余暇をどのように過ごしていくかという点について、労働省自体も考えておりますが、また、これ政府全体の問題かとも存じます。それだけに、たとえば、ことしの予算要求の段階におきまして、各省でいろいろそういう関係の施設と申しますか、についての意見交換もいたしたところでございます。私ども基本的には、大企業の場合には比較的会社自身がいわゆる余暇を楽しむための施設を持っているというように認識いたしております。ただ中小企業の場合には、その点が結局恵まれないということでございますので、特に中小企業の労働者が気軽にまた安い価でそういう余暇を楽しむことができるようにという、その点に特に重点を置きまして、本年度も各般の予算措置を講じておるところでございます。

○内田善利君 具体的にはどういふことですか。

○説明員(廣政順一君) 従前から私もいたしておりますが、青少年向けあるいは婦人向けあるいは一般向けという各種の施設も、先ほど申し上げましたような趣旨にのっとって、労働省としては施策を講じてまいっておりますが、四十八年度におきましては、新たにたまたま御審議いただいております予算要求の中で、先ほど申し上げました趣旨を特に生かすという観点に立ちまして、名前が労働省のこの村という名前でございますけれども、これを逐次、ことし、四十八年度を初年度といたしまして、逐次これをふやしていくという計画を立てておるところでございます。

○内田善利君 あまり計画もないようですけれども、今後は、やはり労働者の余暇利用ということについて、もっと具体的に推進していくときはやってくるかと、このように思ふのです。まあ、いこいの村もけっこうですけれども、その他体育施設とかいろいろな面で、文部省だけにまかしてお

くんでなくて、労働者の余暇利用ということについてもう少し積極的にやっていただきたいと思いますが、これいかがでしょう。

○説明員(廣政順一君) 先生、御指摘のとおりでございます。私どもの労働大臣の私的諮問機関でございます労働者生活ビジョン懇談会というものがございまして、この生活ビジョン懇談会で週休二日の推進方についてのレポートをちょうだいしたわけでございますが、それと並びまして、余暇をどのように一体過ごすべきであらうかという問題についてのレポートも、やはりちょうだいいたしておるところでございますが、その中でも余暇をほんとうに労働者が楽しんでいける、家族とともに楽しんでいける、そういう環境づくりに政府としては十分力をいたすべきだということの御指摘をいただいております。そのレポートをもとにいたしまして、ことしの予算要求も考えさせていたいたしたわけでございまして、これから先とも、特に中小企業ということを考えながら、余暇施設の充実ということにつきましては鋭意つとめてまいらるようにならしたいと思っております。

○内田善利君 それでは、総理府にお尋ねします。休日がふえますと余暇が増大してくるわけですが、休日も、その余暇の過ごし方ですけれども、特に、青少年にとつては、この余暇の過ごし方ということが非常に大事になってくると思ふのですけれども、また、国の将来にとつても、非常に大きな問題だと思ふのですが、昨年、青少年問題審議会の答申がありまして、この中で青少年問題に対する行政の役割は、青少年の積極的行動、青少年の主体的参加のための条件整備ということが言われているわけですが、この条件整備は具体的にどのように対策を考えておりますか。

○国務大臣(坪川信三君) 内田委員御指摘になりましたこと、私は、総務長官に就任いたしました以来、国政の中にあつていろいろ重要な問題がありましても、その中であつて最も重要な柱は、私は何と申しても、次の日本を背負っていく、次の世代をにやってくる青少年対策とい

うことが非常に重要な問題であると、私は私なりに理解し、私の使命の重いことも感じておるような次第でございますが、その中であつて、やはり青少年の最近の不幸な動向を思うときに、いわゆる人生に対して希望を求めず、ほんとうの瞬間的な享楽を追つていく若き世代の姿を見ると、私は全く不幸だと思ひます。これはやはり政治の上において理解と愛情を持って考えてやらなきゃならぬ。その問題の解明をいたす場合には、やはりこの青少年のつどいの場をどうすべきであるか。また、余暇の利用というものをどう指導すべきであるかということが最も重要な問題ではなからうかと、総理府といたしましては、各省庁間にまたがつておるこれらの重要な問題の調整をはかりながら、十分ひとつつとした面に私は万全を期したいと考へて、至らぬ私ではございますけれども、二月以来、二月にはいわゆる五万有余の会員を擁しておりますところの根っここの会の会員の諸君と、川越の彼らのいこいの場に参りまして、半日間食事をともにしながら、踊りも踊りながら、また彼らの強い人生に対する希望も、また職場に対する不満も、あるいはこれら各部門を含めての、食事をともにしながら話し合いの場を持つて、いわゆる中小企業にまじむにつとめていくける青少年のこうした面に、もつともつとやっぱ理解を持たなければならぬということを感じました。三月に入りましては、御承知のとおり、やはりこれも四万近い会員の背景を持つていられる社会に奉仕するといふ非常に重要な一若者といふと失礼ですが、若い世代が真剣に取り組んでいる、私は大きい魅力を感じておりますところ、いわゆる、何といひますか、社会に奉仕するといふ気持ちを持って働いてくれるのをささげるといふ気持ちを持ててくれるから、五つの会合のいわゆる代表といひますか、会員の方々、約三十名の方々に会ひをいたしました。たとえば気の毒な身体障害者に自分の若い情熱をささげて、自分の月給を出してそしてこの仕事を

してくれているというふうなもの、あるいは日赤団体を中心とした不幸な方々に活動が続いている団体、幾つもございまして、その中の五つの方々とやはり時間を持ちまして、問題点の解明と、彼らは彼らなりの熾烈な訴えを聞いて、そしてそれなり、私は私なりの指導をいたすというふうなことで、今月は、私は、やはり四月の十日かでございますが、あすなろ会だとかあるいは杉の子会とかいふような会員、いわゆるこれらの方々と一日、日曜日をつぶしてひとつ話し合いの場を持つて、そしてそれが私には一つの波になって、幾らか青少年において、政治に対する期待と情熱を持つてくれるのじゃないか。これは私は単なるそうした面に働いている若い世代の者ばかりでなくして、人生にともすれば反逆しがちな場にあつておられる方々に対しても、私はあたたかい理解の手を差し伸べる必要から、そうした若い青年とも私は次の会に会ひたいと思つて、また計画を青少年対策室長にお願いしてやっていると、これはやっぱ何といひてもレジャーの時間をこういふふうにして活用してくれている団体もあるのでございますから、政府は、もつともつとこういふ問題に、文部省においても、あるいは労働省においても、あるいは通産省においても、もつと積極的に打ち出さなければならぬ、こういふふうな私は一つの希望と信念を持ってこれに取り組んでおります。ことし幸いにいたしまして、レジャー対策に関連する調査を五百万円、予算をこのたび計上いたしました。これからの検討を加えておりますので、来年は私はもつと積極的にこうした問題に取り組むのが私に与えられた政治的使命であるといふ気持ちを持って、総理府はあげて努力をいたしておりますことを御理解願ひたいと思ひます。

○内田善利君 いまのお話のように、青少年が積極的に参加し、また、主体的に行動するといふふうには、そういったための条件整備ということだと私は思ふのですが、そういった条件の整備が、環境をつくつてあげるといふことが、諸外国に比べて非常に貧弱であると、そう思ふのです。ま

あ、フランスのような場合には青少年スポーツ余暇省という省まであるわけですから、そういった、もう少し行政が、青少年の積極的なそういった参加ができるような施設をつくる方向でいくべきだと、このように思うのですが、まあ、日本では青少年の育成とか、青少年の指導とか、そういうことはありますけれども、外国にはそういう育成とか指導とかということとはほとんどないわけですね。むしろ、そういった条件を整備する、特に、フランスの青少年スポーツ余暇省では、主要な機能は、施設整備を中心とする財政投資、それと指導者の養成、こういうところに重点を置いてやっておるわけですね。まあ、そういったことから日本の現状はどうもおとれておる、このように思うのですが、青少年スポーツ余暇省ぐらゐな責任あるそういう省庁をつくらせて、青少年に対して、こういった余暇が十分に活用できるような施設をつくるべきである、このように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(坪川信三君) 全く同感でございます。したがって、私は本年度の予算におきましても、若い青年たちが外から日本をながめてくる姿、また、いわゆる先進国のようにこうした問題に真剣に取り組んでくれるという真摯な一つの気持ち、また、世界の各国と平和を結ぶ、民主国家としての世界の平和の交流をはかるというような観点から、「青少年の船」に対するところの問題を、私は、青少年みずからの船であるという、「青年の船」、まだ――夢ではございますけれども、かなり事務的に進んでまいってきておりますので、「青年の船」というものをわれらの船だという気持ちで、国家にしてみたらというふうな気持ちでなくして、いわゆる青少年の船をつくりたい、こういうふうな考えで、アイデアで、民間の御協力も願いたい、こう思つて鋭意これにも取り組んでおるとともに、海外に対する派遣も昨年よりおかげさまで百名ほどふえた予算配慮もできましたので、こうした点を付加しながら活用いたしてまいるとともに、日本のわれわれ

の国の中に、そうした場を、そうした時間をもつともつと積極的に持たすように、内田委員御指摘になりましたような配慮を、ひとつ前向きな姿勢で、積極的に真剣に私は取り組んでまいりたいと考えていることを表明申し上げておきたいと思ひます。

○内田善利君 それです。それから、総理府としても、いまある余暇施設ですね、陸上競技場とか、県立の体育館とか、そういった現在ある施設をもつと有効に効果的に利用する方法を考えるべきだと思ひますが、この点はいかがでしよう。

○国務大臣(坪川信三君) 御指摘のとおりでございます。したがって、やはりサークル活動をやる場合のつどの場というものが、また、文部省にお願いして積極的に打ち出してはいただいておりますけれども、「青年の家」というような場が、全国の各府県によりやく一つぐらいあるというふうな状態では、ほんとうにとっても心もとないと思ひます。各市町村に一つずつつくっていくというふうなことで、私は来年度にはそうした面で文部大臣にもお願いし、私たちも推進役になつてこうした場をつくりたい、こういうふうな気持ちであることを御理解願ひたいと思ひます。

○内田善利君 ちょっと文部省にお聞きしますけれども、国体がある場合に、非常にりっぱな体育施設が競技場ができるわけですが、その後の競技場の利用状況なんですが、私の調査によりますと、非常にだんだんだんだん年を追うて利用状況が少なくなつていっているわけですね。これはある県の施設の利用状況ですが、だんだん減つていっているわけですが、しかも国体関係の選手――一部の者の利用が多くて、一般青少年の利用が少くない、そういう状況なんですが、この利用状況と、これに対する対策をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国民体育大会の各競技会場、ほとんどは学校の体育施設が社会体育施設として予定されて設けられておる状態です。したがつて、学校教育及びそれぞれ地域住民のためのスポーツセンターとして、そのあとには利用されるという姿になつていっているわけでございます。たとえば、開会式場に当てられた陸上競技場なども、陸上競技場に使用されることはもちろんでありますけれども、そのあと、地域住民を対象としたスポーツ教室を開設したり、スポーツ研究指導センターをそこへ設置するなど、体育、スポーツの普及、振興のために利用されているわけでございます。しかし、おっしゃつていますような、規模が過大に失しないかという意見もあるようでござい

ます。国体のあり方をもう一べんこういう機会に再検討すべきじゃないかという議論もございまして、体育協会の中に、そういう意味の委員会が設置されまして、いろいろな議論が重ねられていくところでございまして、ぜひ、御指摘のように、あとあとで十分に利用されるような施設を国体を機会に整備していくという方向を重点的に考えていかなければならない、また、そういうふうな持つていきたいものだ、かように私考えているわけでございます。

○内田善利君 最後に、もう一言、総理府にお聞きしておきますが、施設ですけれども、非常に各省庁ばらばらにできているわけですね。たとえば青年の家は文部省、勤労青少年ホームは労働省、ユースホステルが運輸省、農村青年研修施設が農林省というぐあい、ばらばらなために配置が非常にばらばらになつていっているわけですね。これを総理府としては、調整する必要があると思ひんでは、調整されるおつもりがあるかどうか。

○国務大臣(坪川信三君) 私、総務長官就任いたしました以来、老人対策の問題と青少年対策の問題は、先ほども申しましたように、非常に大きな柱として、国の国民的課題として進めなければならぬということを強く感じておるような次第であります。幸い田中総理も非常にそうした点に深い憂慮を持たれたまはしたときには、四月の予算が成立いたしましたときには、さしたあたり厚生省と総理府の話し合いがまとまりまして、田中総理が本部長になり、私と厚生大臣が副本部長になりまして、老人対策室を総理府に設けて、そして老人対策の一元化をはかるということに、よい第一歩を踏み出すような段階になりました。これは、私は非常に一つの進歩だと思ひます。いま御指摘になりまして、私もやっぱり、決して官僚というか、お役人さんを批判する、やっぱり自分の職場に対する強い熱意と愛着があればあるほど、それが弊害となつて、セクシヨナリズムに通ずるというふうなことを考えますと、心情的には私は理解してあげなくちゃならぬと思ひますが、真にやっぱり国家的な立場を考えたときには、やはりこうした行政の総合調整、一元化ということが国家的な重要な課題であるというふうなことを考えますと、私も、やはりこの青少年対策という問題は、各省庁間にまたがつておる、これはやっぱり政策を推進する場合の一つの隘路になつておるというところを強く感じておりますので、いよいよ老人対策の問題が本格化して、それを並行いたしながら、私は青少年対策という問題もだんだんと一元化の姿でひとつこの方向に取り組みなければならぬと、こういうふうな気持ちも持つておりますが、その間は総理府が中軸になりまして、各省庁間の調整をはかりまして、青少年対策に万全を期し、行政上、予算上も十分配慮いたしてまいりたいと考えておる次第であります。

○内田善利君 それでは、文部省にお伺ひしますが、総理府にお尋ねしたと同じように、余暇の利用というところを中心にして質問したいと思ひますが、最初に、図書館行政についてお伺ひしたいのですけれども、わが国の国民一人当たり年間の図

が、学校教育及びそれぞれ地域住民のためのスポーツセンターとして、そのあとには利用されるという姿になつていっているわけでございます。たとえば、開会式場に当てられた陸上競技場なども、陸上競技場に使用されることはもちろんでありますけれども、そのあと、地域住民を対象としたスポーツ教室を開設したり、スポーツ研究指導センターをそこへ設置するなど、体育、スポーツの普及、振興のために利用されているわけでございます。しかし、おっしゃつていますような、規模が過大に失しないかという意見もあるようでござい

ます。国体のあり方をもう一べんこういう機会に再検討すべきじゃないかという議論もございまして、体育協会の中に、そういう意味の委員会が設置されまして、いろいろな議論が重ねられていくところでございまして、ぜひ、御指摘のように、あとあとで十分に利用されるような施設を国体を機会に整備していくという方向を重点的に考えていかなければならない、また、そういうふうな持つていきたいものだ、かように私考えているわけでございます。

○内田善利君 最後に、もう一言、総理府にお聞きしておきますが、施設ですけれども、非常に各省庁ばらばらにできているわけですね。たとえば青年の家は文部省、勤労青少年ホームは労働省、ユースホステルが運輸省、農村青年研修施設が農林省というぐあい、ばらばらなために配置が非常にばらばらになつていっているわけですね。これを総理府としては、調整する必要があると思ひんでは、調整されるおつもりがあるかどうか。

○国務大臣(坪川信三君) 私、総務長官就任いたしました以来、老人対策の問題と青少年対策の問題は、先ほども申しましたように、非常に大きな柱として、国の国民的課題として進めなければならぬということを強く感じておるような次第であります。幸い田中総理も非常にそうした点に深い憂慮を持たれたまはしたときには、四月の予算が成立いたしましたときには、さしたあたり厚生省と総理府の話し合いがまとまりまして、田中総理が本部長になり、私と厚生大臣が副本部長になりまして、老人対策室を総理府に設けて、そして老人対策の一元化をはかるということに、よい第一歩を踏み出すような段階になりました。これは、私は非常に一つの進歩だと思ひます。いま御指摘になりまして、私もやっぱり、決して官僚というか、お役人さんを批判する、やっぱり自分の職場に対する強い熱意と愛着があればあるほど、それが弊害となつて、セクシヨナリズムに通ずるというふうなことを考えますと、心情的には私は理解してあげなくちゃならぬと思ひますが、真にやっぱり国家的な立場を考えたときには、やはりこうした行政の総合調整、一元化ということが国家的な重要な課題であるというふうなことを考えますと、私も、やはりこの青少年対策という問題は、各省庁間にまたがつておる、これはやっぱり政策を推進する場合の一つの隘路になつておるというところを強く感じておりますので、いよいよ老人対策の問題が本格化して、それを並行いたしながら、私は青少年対策という問題もだんだんと一元化の姿でひとつこの方向に取り組みなければならぬと、こういうふうな気持ちも持つておりますが、その間は総理府が中軸になりまして、各省庁間の調整をはかりまして、青少年対策に万全を期し、行政上、予算上も十分配慮いたしてまいりたいと考えておる次第であります。

○内田善利君 それでは、文部省にお伺ひしますが、総理府にお尋ねしたと同じように、余暇の利用というところを中心にして質問したいと思ひますが、最初に、図書館行政についてお伺ひしたいのですけれども、わが国の国民一人当たり年間の図

書館の貸し出し冊数がどうなっているのか、諸外国と比較して答弁をお願いいたします。

○政府委員(今村武俊君) 日本図書館協会の昨年度発表いたしました図書館白書によりますと、国民一人当たりの年間の貸し出し冊数は、イギリスが九冊、デンマークが六冊、ハンガリー五冊、アメリカ三冊、日本〇・二冊というぐあいになっております。

○内田善利君 いま、社会教育局長から答弁がありましたように、日本の利用は非常に少ないわけですね。英国が九冊、デンマークが六冊、ハンガリー五冊、アメリカ三冊、日本は〇・二冊ですから、図書館の利用は、余暇の利用という面について非常に少ないと、そのように思います。

それとも一つお聞きしたいのは、都市部は比較的読みたい本もすぐ手に入るわけですから、読みたい本が手に入らない地域、こういうところが非常に多いわけですね、そういう地域は図書館が必要なんです、都市部と町・村に分けて、公立図書館の普及率を教えてください、と思います。

○政府委員(今村武俊君) 都市部とその他の地域というところで、どのくらいの普及率か、データのとり方がむずかしい点がございしますが、都市部と農村部は、都市の中に農村もございしますので、それで単純に市・町・村がこのうちで図書館を持つているパーセンテージだけあげてみます。市で六六・二％、町で二〇・一％、村で二・五％という数字でございします。もつともこういう数字があるからといって、町・村に全く図書館がないわけではないのでございまして、公民館の図書室とか、あるいは個人の蔵書だとか、そういうものが役立っているということも申し添えておきたいと存じます。

○内田善利君 国民一人当たりの図書館の貸し出し数にしても、あるいは一番必要な地域ほど比較的に図書館も少ない。私は、これは逆だと思っております。こういった対策を講ずることがほんとうの過疎対策ではないかと、このように思っております。

けれども、文部大臣いかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど来おっしゃっておりますように、わが国の余暇利用施設、社会教育関係の公共施設は非常に不十分であると考えておるわけでありまして。社会教育審議会からも、そういう答申をもらっているわけでございます。で、積極的にならうという面が充実されますように、今後一そう努力をしていきたいと思います。と同時に、多くの人たちが利用されるような啓蒙、これも大切なことではなからうかと、かように存じております。

○内田善利君 その次に、この学校教育の中のクラブ活動について若干お聞きしたいと思っておりますけれども、大体クラブ活動が今度の高等学校指導要領によりまして必修になっていくわけですね。クラブ活動の意義といたしまして、それと全員にクラブ活動をさせるという意義ですね、この点についてちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府委員(岩間英太郎君) クラブ活動の意義でございしますけれども、これは学校生活では比較的同じ学年の同じクラスの横の関係を申しますか、そういう関係はあるのでございしますが、縦の関係を申しますか、上級生、下級生の交流という点から考えますと、クラブ活動が一番縦の関係がつきやすいという面はあろうと思っております。それからもう一つ、私どものほうで調べました、まあ学校生活にどういふふうな生きがいを感じるかというふうなことでもございしますけれども、友だちとの交流ができるというのと並んでクラブ活動ができるというところにつきまして非常に意義を感じるといふような調査もございします。そういうことで正規の学校教育、正規の教科以外の分野を通じて、文化的にあるいは体育の分野でそういうふうな交流が行なわれるということが一番大きな意義があるんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○内田善利君 私は、クラブ活動は子供たちの希望に応じてやらせるべきじゃないかと思っております。同じ一週間の中で、一時間クラブ活動ということになりますと、大体そういうクラブ活動ができる運動施設があるかどうかですね。同じ校庭で陸上競技もやっている、ソフトボールもやっている、バレーボールもやっている、庭球もやる。そういうことはほとんど不可能だと思っております。したがって、そのクラブ活動の必修の時間には、教室にいていられないことがなされると思っておりますけれども、理論的なことと走ってしまいうというところになりかねないと思っております。いままでが大体そうだったと思うんです。それよりも伸び伸びと自分のやりたいことをやっていくようなそういうクラブ活動にしてはどうだろうか、あるいは学校の中だけのクラブ活動でなくて、社会に出ていって社会の中でクラブ活動をしていく、そういう方向に持っていくならば、狭い校庭から解放されて、それこそいほんんとうの意味のクラブ活動ができるんじゃないかと、このように思っております。

が、同じ一週間の中で、一時間クラブ活動ということになりますと、大体そういうクラブ活動ができる運動施設があるかどうかですね。同じ校庭で陸上競技もやっている、ソフトボールもやっている、バレーボールもやっている、庭球もやる。そういうことはほとんど不可能だと思っております。したがって、そのクラブ活動の必修の時間には、教室にいていられないことがなされると思っておりますけれども、理論的なことと走ってしまいうというところになりかねないと思っております。いままでが大体そうだったと思うんです。それよりも伸び伸びと自分のやりたいことをやっていくようなそういうクラブ活動にしてはどうだろうか、あるいは学校の中だけのクラブ活動でなくて、社会に出ていって社会の中でクラブ活動をしていく、そういう方向に持っていくならば、狭い校庭から解放されて、それこそいほんんとうの意味のクラブ活動ができるんじゃないかと、このように思っております。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の御指摘のとおりだと思います。実は、クラブ活動を必修にいたしました前にも、省内におきましてもいろいろな議論がございました。また、十分な施設、設備がないのにこういうことを踏み切るといふこともいなかたというふうな意見も出ておりましたが、しかし、先ほど来申し上げましたように、クラブ活動の意義と申しますか、そういうものにかんがみまして踏み切ったというわけでございます。これに伴いまして中学校におきましては教材費の面、それから高等学校におきましては新しくクラブ活動のための設備の補助を本年度四十八年度から実施するということになしたような次第でございます。しかし、できますれば、先生御指摘のようには、学校というワケをある程度離れまして伸び伸びとやるというところは望ましいわけでございますが、先ほど来御指摘のようになした遺憾ながらそういうふうな施設の整備状況も不十分だということでは大臣も先ほど申し上げましたように思っております。

う施設が整い次第、次第にそのワケを広げていくというふうなことは、今後私どもの課題として考えていかなければならないことではないかというふうに考えております。

○内田善利君 私は、いまのままでしたら非常につまらない一時間のクラブ活動になってしまふと、そのように思っております。こういった祭日、休日があるわけですから、そういった日こそ先生とともに外に出ていってクラブ活動を推進していくということが一番望ましいじゃないかと、そのように思っております。と同時に、クラブ活動を実施する、指導する先生の取り扱いといふこと、何といひますか、先生に対する措置といふことになってまいりますけれども、これは一昨年の教育法の審議のときに、せっかく西岡政務次官から十項目の中に私案として、教員に対し時間外勤務を命ずる私案が出たわけですが、結局法律には措置できないで、それがそのままになっているわけですね。したがって、休日の日に生徒を連れて、子供たちを連れて試合に行くとかなんとかいう場合にもこれに適合しない。そのために、学校としては旅費と日当を支給するということにとどまって、こういう法律で、せっかく私案として出たおなが消えてしまっている。こういった祭日の日に先生方が子供を連れてそういうクラブ活動に専念した場合のそういう措置がなくなつたということになっているわけですが、この点はいかがでしょう。やはりだめですかね。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げました正規の学校教育としてのクラブ活動以外に、各学校でいろいろふうにいたしまして行ないます活動と申しますか、そういうものがあるわけでございます。これは先生御指摘のようには学校の自由、生徒の希望、そういうもので実際にやられているわけでございます。私も、私どもが何をやらねにやれというふうなことは申し上げておりません。ただ、最後に御指摘になりましたような、実際上そういう活動が行なわれております場合につきましての手当の問題でございます。これは、実は十

必要は多分にあると思います。ただ、教育大の附属、青山学院の附属ということになってまいりますと、家庭もかなり恵まれているんじゃないかと思ふのです。同時にまた、東京でありますとある意味においては地方よりも外の施設は整つてきている面が多いかもしれません。そういうこともございますので、なかなか一律的な研究はむずかしいんじゃないかと思うのでございます。しかし、どういふところに問題があるのか、カリキュラム編成の問題もあるわけでございますので、御指摘のような方向を研究していきたいと思ひます。

○萩原幽香子君 一部国立でやり、一部私立でやると、やっていないところは公立だけだと、こういうことでございますから、これはぜひ一度御研究をわすらわしいと、こう思います。

で、日本の国は明治以来学校が唯一の教育機関

をせひ大臣から、こういう週五日制になる、そうしたらあとの二日は子供についてはこう学ばせ、こういうように伸び伸び生かされると、これを私は大臣からお聞きをしたい、こう思つたわけなんです。しかし、まあ、いまは時間もございせんから、すぐに、じゃその二日をどう過ごさせるといふことはむずかしい問題になるかも知れませんが、これを私は軸に置いてお考えをいただきたい。そしてその知育の水準と申しますか、こういうことについても広い視野に立つて人間をつくるという意味について、こういう問題は御検討をいただかなければいけないのではないかというふうに思います。

で、先ほど余暇の増大について、健全な余暇の過ごし方をよほど詳しく内田先生のほうからお尋

ねになったわけでございますが、最近、徐々に週休二日制を採用している企業もふえてきたわけでございますけれども、まだ日本人はその余暇をもてあましきみであるということも考えられます。たとえばテレビロということは、これは大臣御存じでございますか。それから雑踏の中へ飛び出す、こういうことではたして週休二日制というものの意義があるかどうかということを考えるわけでございますけれども、この余暇の健全な過ごし方に対してどのような構想を持っていらっしゃる

か。これはひとつ社会教育局長さんからお尋ねをしたいと思います。

○政府委員（今村武俊君） ただいま仰せられますように、テレビを見てごろ寝をしているといったような傾向が強くて、積極的にかからだを使う、積極的に集団活動をするといったようなことが少のうございいます。それで目下社会教育の上で非常に

重要なのは、従来社会教育のリーダーと申しますか、指導者の点について手を染めるようなことがなくて、少数のボランティアに依存してきた傾向があったわけですが、昨年度から社会教育指導員の増員等につとめまして、今年度は二千五百名の指導員の報酬を払うことにもなりまして、またつい先ごろは、大臣の御命令があって、

社会教育審議会に市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について諮問をいたしました。そうして社会教育の指導者の拡充強化の方策を求めつつございます。また一方、社会教育研究所、その他都道府県教育委員会と連絡いたしまして、指導者がいかなる内容の能力を持つべきであるかということもみなとともに研究を進めております。で、こういうことに精出すことによつて、徐々にではございますが、現在ではきわめて微力でございますので、徐々に力をつけていくことができるのではないかと考えております。

○萩原幽香子君 私は、前の稲葉文部大臣が、社会教育主事の半額国庫負担の問題、五カ年計画ということをおっしゃいまして非常にこれはうれしうと、まあ教としては少ない数ではございますけれども、それでもその社会教育主事のそうした問題を半額国庫負担にするとおっしゃったときには非常にうれしうと思ったのです。ところがそれが見送られたという形になりました。実はずっかりいまして、その見送られました理由でございまして、一体どういうことなんだろうと思つたところから承ります。

○国務大臣(奥野誠亮君) 率直に申しまして私の仕組みをせむとりたいと思つておりました。また私なりにそういう努力もしてみました。ところが事務当局間の折衝の過程におきまして、四十七年度から社会教育指導員三分の一ほどで、去年は千名設けられた。それもふやしていききたい。それを千名から二千五百名にふやす。そのかわりに社会教育主事は将来の問題に見送るということまで話がついてしまったわけでございます。たいへん残念なことになつたわけでございます。たいへん残念なことです。ぜひ、将来、社会教育主事に有能な方がなつてもらう。そうしてやはりある程度市町村を回られていいのじゃないかと思うのです。そのほうが広い視野が生まれてくる。指導力を身につけてくる。また、補助制度をつくることによつて、素質のある方がこの社会に入つてくださるということこそ私は期待しているわけ

でございます。将来の問題としてぜひ実現させたい。そして社会教育の目玉、目にしていきたい、こう思つておるところでございます。

○萩原幽香子君 社会教育を進める上には、何と云つても人と場ということになると思つます。それで局長さん非常に御努力をなさいます。公民館の問題もだんだんと進めていくくださるようでございますけれども、それにしまして学校教育、社会教育は車の両輪だといわれるのは、まだまだいまだしという感じが非常に強いわけでございます。で、先ほどの図書館の例、私はちやうど佐藤総理の最後の決算委員会での問題を、図書館の問題を取り上げました。総理も非常にびっくりをされるような状態であつたわけなんです。が、なお、あんまり進歩してないやうでございます。で、それからこの問題につきましても、私はよほどこれから考えていただかなければいけないのではないかと今思ひます。

で、最近、自治省は総額一兆五千億円というこの十カ年計画を打ち出しております。これ文部省、こういうことを自治省が先におやりになつたのですけれども、こういう問題は、文部省いかでございませうか。

○政府委員(今村武俊君) 自治省の構想を聞かしていただきました。まことにけっこうなことだと思つております。

○萩原幽香子君 これはけっこうでございますけれども、やはりこういう問題は社会教育のほうとしても十分これやってもらわなければならぬ問題だと思つたのです。どうも文部省は、これ大臣もほんとに申しわけないのですけれども、文部省やそれから厚生省はともその大事なところであるのにもかかわりませず、ほかのほうに予算を取られ過ぎるというふうには私に考えるのでございますがね。大臣いかがでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 文部省の予算も正直いいますと、毎年毎年前年の伸び率よりも高い伸び率を示しておるわけでございます。特に文部省の公共事業的な事業だけ見ていきますと、一般の

公共事業のこの十年間に五割ぐらいよい伸びているやうでございます。まあ、努力はしているのですけれども、かかっている範囲がたかさんあるものですから御期待に沿つていないと思つたのでございます。ぜひ御期待に沿えるやうに一段と努力をしていきたいと思ひます。

自治省が、余暇の利用につきまして総合的な整備計画を立ててくれたわけでございますが、文部省の社会教育局、体育局なども自治省と話をし、文部省の保健体育審議会からもいただきました。申、これが完全な実現でございます。協力をお願いするのでございます。やはり、政府間で力を合せていかなければならぬと、かように考えております。

○萩原幽香子君 やはり、私は、この前の予算委員会のときに、縦割り行政というものは非常にぐあいが悪いんじゃないかということを申しました。そして、福田長官は何か御回答のやうなお答えをしてくださつたわけでございますけれども、やはり、こういうたあちらにもこちらにも関係のあるところというものは、やはり、タコソボ行政ではぐあいが悪い。さらさら型行政にしていただいて、あちらにもこちらにも連絡のあるところは、ひとつのところにやっばりちゃんとやつておいていただかないと、今度この余暇利用なんということについては、これは週休二日制になれば当然出てくる問題ですから、これは文部省としても十分考えていただかなければいけないのではないかと。特に、先ほど私が申しましたやうに、学校五日制でもとることになれば、子供の週休二日の問題だつて十分これは考えなければいけない問題だと思ふんです。だから、そういうことについて、ひとつ、文部大臣は、こういうことがばつと出たときに、どういふふうにお考えになりましたか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 実は私、この案のできる過程におきましてもお話を受けておるものでございまして、積極的に大いにやりなさいよと、激

励したものでございますが、文部省におきましても、先ほどちょっと触れましたやうに、週休二日制を頭においてもうろの施設を整備したいというところで、社会教育局や体育局が案を持つておるわけでございます。それをこちらのほうの協力も得ながら進めていくわけでございます。ぜひ、御期待いただいておりますとおりの施設が計画的に整備されていきますやうに努力を払っていききたいと思ひます。

御承知のやうに、自治省は、地方公共団体のお世話をやいておるわけでございます。地方公共団体は、総合的な行政の運営について責任を負つておる。文部省はおつしやいますやうに、縦割りでございます。その縦割りのいろいろな注文を自治省や府県や市町村に受け入れてもらつて、そして、総合的にも完全な計画になつていかなきゃならぬと思ひます。縦割り、横割りを両方通じまして目的を達成させるということになるんじゃないかと、かように考えておるわけでございます。

○萩原幽香子君 時間がございませぬから、これで私は終わりたいと思ひますけれども、自治省がこういう十カ年計画を出しになります前の段階で、文部省はこの週休二日制を踏まえてこれを自治省以前にこういう問題をお考えになつたでございませうか。その点はいかがでございませうか。

○政府委員(今村武俊君) 私どもも事務屋でございますので、週休二日制が実施された場合、どういふぐあいになるかということ前提にいたしまして、いろいろ計算は出してみました。そして、昨年度もすでに社会教育振興五カ年計画案というのをつくつて、そして目標を設定して、その目標に基づいて計数をばいじてみて、そしてこういうことを基礎にして財務当局とも予算折衝もいたしました。折衝の根拠の数字にしたわけでございます。ところが、御承知のやうに、現実の予算があまりにも少ないし、それからまた一べんに予算を伸ばしても、地方公共団体の関係者の理解がございませんと、結果としては、国民の税金のむだ使いというやうな形にもなります。したがって、現

実はやっぱりそれを処していつて、順に考えていかなければならぬので、いろいろプランは立てながら、そして自治省の十年計画も参考にしながら、私もプランを立てておるのでございすが、まだ、これを社会教育審議会等にかけて正式のものにしない限りが現実にはあるわけでございます。

○萩原幽香子君 先ほど、市町村に「青年の家」をつつづらいつくりたいと、こういうことではございませんか。これをやっていたらと私はたいへんうれしいと思うんです。ところが、そういうものをつくりたいとしたときに、土地の問題がやっぱりひっかかってくるんじゃないかと思ふんですね。その見通しはいかがでございますか。

○国務大臣(坪川信三君) 「青年の家」を各市町村にぜひお願いしたいという気持ちは非常に大事なことでありまして、政府といたしましては十分考へてまいりたい。しかし、これはやはり各地方自治体の問題でもありまして、自治体の御協力を得なければならぬということも十分われわれにいたしました。配慮せざるを得ない、こう考へております。ともにもいまの土地の取得ということについては一番先行すべき問題でございますので、御承知のとおり、新たな土地対策の問題、税対策等の問題を踏まえて総合開発法もぜひひとつ議決をいただきまして、そしてこれらに対するところの先行取得、土地の規制、これの利用計画等について立法措置を十分生かして行政指導をいたし得ます段階をぜひとも迎えたいと、こう考へております。

○萩原幽香子君 そうしますと、この前のときに田中総理は列島改造の問題で、私は島になったつもりでちよここと上から見て言つたんだというお話だったんです、私に對する答弁でございすね。ですから、そのことから考へまして列島改造論というのは、こういつたような福祉施設もつくらなさいいけないんだという形で空からこう島になったつもりで見ていただきますと、ど

うも列島改造論の中には私はもつと人間の心を変えたいということも触れてないからけしからぬと、こう申しましたら、第一巻を書きますと、こうおっしゃったんですけれども、その心の問題に触れるその以前の福祉の問題としまして、こういう週休二日制があるということになったら島になつてもう一ぺん下を見おろしていただいて、どこにどういふ施設をつくれればよろしいかということをもう一回見直していただく必要が私はあるんじゃないか、これはまあきょう総理がいらいしやいませんからちよつとお答えがいただけないんですけれども、しかし、この問題について総理になりかわつていかうございましてよろうか。

○国務大臣(坪川信三君) 国土開発推進本部の部長という立場でお答え申し上げたいと思ひますが、御承知のとおり、都市に人口、産業すべてが集中したしまして、ほんとうにまあ病的なほどスプロール化してしまつておる、この不幸を避けたら、均衡のとれた国土開発をいたすべきであるというの、このたびの日本列島改造の総理の大きな一つのアイデアであり構想である、こう考へますときに、それをなしましてあらゆる施設を、いわゆる均衡のある施設を地方に分散するということの優先すべき問題は、やはり人間環境の整備をいたすということが優先する問題でございますので、そうした点から公害の問題、あるいは施設の問題、すべてを考へざるを得ない、こう考へることで政府は取り組んでおりますので、どうかそうした点をひとつ、いわゆる均衡のとれた、ほんとうに魅力のある地方のそれぞれの町が、村がつくられていくということで、いま御指摘になりましたような施設あるいはそうした場をつくつてまいりたいと、こういふようなことに優先して考へておることを御理解願ひたいと、こう思つております。

○萩原幽香子君 終わりますけれどもね。どうもあの列島改造論を拝見いたしました限りにおきましては、私は、そういうにおいがかぐことがむずかしゅうございす。ですから、いまそういうお

答へてございすから、ぜひそういう面に入力を入れて、これからほんとうに国民がなるほど福祉国家になつたなというよりな気持ちで喜べるような、そういう施設がまず先につくられていく、私はどうも福祉と言ふんだつたら福祉に使う予算にしまして、福祉に使う予算を取つてあつたそれをやるために経済はどうあるべきかというのなら私はなるほどと思ふんです。ところが、やっぱり経済のほうが先になつてということになりまして、経済社会基本計画のほうが先に出ちゃつて、あとで社会福祉計画ですか、そういうものがこつとじゅうにつくられるというの、多少本来転倒ではないかというのを思ふんです。だからそういう基本計画、そういう政府のお考へが、私はどうも列島改造論とおつしやつても、これは福祉のためにつくられるものは、そんなにたくさんないという感じが私にはいたします。だから、きょうはたいへんいい御答弁をいただいたわけなんです。だからぜひ、この青少年というものをほんとうに愛するということお気持なら、なんじの国の青年をわれに任せ、われなんじの国の前途をトさん、こういふように、青年をりつぱにするためには、いまおつしやつたように、ほんとうに社会教育の予算は少な過ぎます。だからもう少しがんばつていただいて、もうたつぷり予算も取つて、ほんとうに青年のための施設をどつさりつくつていただきたい。そういうことをお願いをいたしまして、質問を終わります。決意のほどをちよつとお聞かせください。

○国務大臣(坪川信三君) 決意を申し上げます。もの豊かさを喜ぶ前に、日本民族としての心の幸せ、心の豊かさを、心の貧乏を排除したわれわれの国民生活を取り戻すということが、このたびの日本列島改造の最終の目標であるということだけは、ひとつ御理解願ひ、さういふ方向に向かうことの決意を申し上げて御理解願ひたいと思ひます。

○萩原幽香子君 そんなことおつしやつたら、私は言いたくなりますよ。そんなことおつしやつたら、

いで、正直に、総理もお認めになつた、だからこそ第二巻を出しなさいと、私にお約束になつた、そういうことをお考へになつて、やはりそれはいまのような線に沿つてやるんだ、日本列島改造論はちよここと書いたから、目標にはなつてない、目標を逸したのだと、総理がみずからおつしやつてゐるんですからね。だから、そんなことおつしやつらないで、もう少し正直にお答へをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) 十分拝承いたしました、その方向に努力いたします。

○萩原幽香子君 終わります。

○委員長(永野鎮雄君) ほかに発言もなければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永野鎮雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二分散会

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案（衆）
一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

一、教育委員会法案（衆）

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を削る。

第三十一条までの間、高等学校には、第五十条の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、すみやかに、養護教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「へき地学校等」とは、次の各号に掲げる学校をいう。

一、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）第二条に規定するへき地学校

二 人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準の維持が困難となつていて地域で政令で定めるものに存する公立の小学校又は中学校
三 前二号に掲げるもののほか、当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすること等の政令で定める特別の事情がある公立の小学校又は中学校

第三条第一項中「学年」を「引き続き二の学年」に改める。

第三条第二項中「学校の種類及び同表の中欄に掲げる」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、へき地学校等の同学年の児童又は生徒の数の基準は、三十人を標準として、都道府県教育委員会が定める。

第三条第二項の表を次のように改める。

学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数の	
	同学年の児童又は生徒で編制する学級	二の学年の児童又は生徒で編制する学級
	四十人	十五人
		十人

第七条第四号を同条第八号とし、同条第三号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 五学級以下の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

六 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級を置く小学校及び中学校の特殊学級の学級総数に一を乗じて得た数

七 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第七条第二号の次に次の一号を加える。

三 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの小学校の数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗する数
六学級から十一学級までの学校	一
十二学級から十七学級までの学校	二
十八学級から二十三学級までの学校	三
二十四学級から二十九学級までの学校	四
三十学級から三十五学級までの学校	五
三十六学級以上の学校	六

第八条第一号及び第二号を次のように改める。

一 小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

二 十八学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

三 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九条第一号を次のように改める。

一 小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第九条第二号中「三十学級」を「二十二学級」に、「二十四学級」を「九学級」に改める。

第九条第四号中「へき地学校」を「へき地学校等」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 政令で定める学校給食を実施する小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第十五条各号列記以外の部分中「次に掲げる事情」を「当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別の研究が行なわれていること等の政令で定める特別の事情」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附則
（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（学級編制の標準に関する経過措置）
2 公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）
3 新法第六条に規定する小中学校教職員定数の標準については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条の規定により算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）
4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十年」を「昭和四十九年」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約百三十億円の見込みである。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「実習助手、寮母及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）」を「学校司書、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条を次のように改める。

（学級編制の標準）

第六条 公立の高等学校の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、全日制の課程にあつては三十五人、定時制の課程にあつては二十五人を標準とする。

第七条中「第十二条」を「第十二条の三」に、「合計した数」を「合計した数に百分の百十を乗じて得た数」に改める。

第九条第一号から第五号までを次のように改める。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を置く学校について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは一に切り上げ、その数が十五に達しないときは十五とする。）の合計数を合計した数

課程の別	算定の方法	
	全日制の課程	定時制の課程
十五学級以下の課程	学級の数 $\times 2 + 5$	学級の数 $\times \frac{24}{10}$
十六学級以上の課程	学級の数 $\times \frac{34}{15}$	学級の数 $\times \frac{34}{15}$
通信制の課程	出座の数 $\times \frac{30}{30}$	

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に従い、同表の中欄に掲げる課程の別に従い、同表の下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合計した数

学科の区分	算定の方法	
	全日制の課程	定時制の課程
農業に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{8} \times 2$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 2$
水産に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{3} \times 2$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 2$
工業に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{3} \times 3$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 3$
商業に関する学科	学級の数 $\times \frac{6}{3} \times 1$	学級の数 $\times \frac{6}{4} \times 1$
家庭に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{3} \times 1$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 1$

第十条を次のように改める。

（養護教諭等の数）

第十条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た数と、十八学級以上の全日制の課程又は十二学級以上の定時制の課程の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（学校司書の数）

第十条の二 学校司書の数は、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た数と、十八学級以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十一条第一号から第三号までを次のように改める。

一 次号に掲げる学科以外の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる当該学科に係る課程の規模の区分に応じ、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	
	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	十一学級以下の課程	三
	十二学級から十七学級までの課程	四
	十八学級以上の課程	五
定時制の課程	七学級以下の課程	三
	八学級から十五学級までの課程	四
	十六学級以上の課程	五

二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる当該学科に係る課程の規模の区分に応じ、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	
	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	十七学級以下の課程	二
	十八学級以上の課程	三
定時制の課程	十五学級以下の課程	二
	十六学級以上の課程	三

学科の区分	算定の方法	
	全日制の課程	定時制の課程
農業に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{3} \times 2$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 2$
水産に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{3} \times 2$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 2$
工業に関する学科	学級の数 $\times \frac{15}{3} \times 3$	学級の数 $\times \frac{15}{4} \times 3$
商業に関する学科	学級の数 $\times \frac{6}{3} \times 1$	学級の数 $\times \frac{6}{4} \times 1$

家庭に 関する 学科	全日制 の課程	
	定時制 の課程	通信制 の課程
	$\frac{15}{3} \times 1$	$\frac{15}{4} \times 1$
	$\frac{15}{5} \times 1$	$\frac{15}{10} \times 1$

四 通信制の課程を置く学校の数に三を乗じて得た数

第十二条第一号から第四号までを次のように改める。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に五を乗じて得た数

二 四学級以上の全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の学級の数から三を減じた数に三分の二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

三 農業、水産、工業又は商業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、当該学科を置く課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学科の区分	乗ずる数
農業又は水産に関する学科	三
工業に関する学科	二
商業に関する学科	一

四 生徒の数が六百一人以上の通信制の課程について、当該課程の生徒の数から六百を減じた数を二百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

第十二条の次に次の二条を加える。

（技術職員の数）

第十二条の二 技術職員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業に関する学科を置くものについて、当該課程の当該学科の数に二を乗じて得た数の合計数を合算した数

三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に水産に関する学科を置くものについて、当該課程の当該学科の数に二を乗じて得た数と実習船について政令で定める数とを合計した数を合算した数

四 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に前二号に規定する学科以外の政令で定める学科を置くものについて、当該学科について政令で定める数の合計数を合算した数

（用務員の数）

第十二条の三 用務員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に二を乗じて得た数

二 六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の学級の数から五を減じた数を四で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

三 生徒の数が千二百一人以上の通信制の課程について、当該課程の生徒の数から千二百を減じた数を六百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

第十三条中「実習助手及び事務職員」を「学校司書、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員」に改める。

第五章中第十三条の次に次の一条を加える。

（本校及び分校）

第十三条の二 第九条から第十二条の三までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 公立の高等学校の学級編制の標準に関する経過措置については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新法」という。）第六条の規定にかかわらず、学校施設の整備の状況等を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 新法第七条に規定する高等学校教職員定数の標準については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の高等学校に置かれていた教職員の総数等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

教育委員会法
教育委員会法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条―第十六条）

第二節 教育長及び事務局（第十七条―第二十三条）

第三章 教育委員会の職務権限（第二十四条―第三十七条）

第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員の身分取扱い（第三十八条―第四十一条）

第五章 雑則（第四十二条―第四十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に基づき、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行なうために、公選制による教育委員会の制度を設け、もつて教育の目的を達成することを目的とする。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

（設置）

第二条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に教育委員会を置く。ただし、市町村が第二十四条に規定する事務（以下「教育事務」という。）の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には、教育委員会を置かない。

（組織）

第三条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の教育委員会は七人の委員をもつて、指定都市以外の市及び町村の教育委員会は五人の委員をもつて組織する。

2 委員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙する。

（任期）

第四条 委員の任期は、四年とする。

2 委員の任期の起算及び補欠委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

（兼職の禁止）

第五条 委員は、国会議員、地方公共団体の議員及び長、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について両議院又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員と兼ねることができない。

2 都道府県教育委員会（以下「都道府県委員

会」という。の委員と市町村の教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の委員とは、兼ねることができない。

（委員の解職請求）

第六条 委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 前項の請求は、委員の就職の日から一年間又は当該請求に係る委員についての第四項の規定による解職の投票の日から一年間は、することができない。ただし、公職選挙法第百条第四項の規定により当選人と定められて委員となつた者に対する前項の請求は、その就職の日から一年以内でも、することができない。

3 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

4 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、これを委員の選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

5 第一項の委員の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数については、地方自治法第七十四條第四項の規定を、第一項の規定による請求者の署名については、同法第七十四條第五項及び第七十四條の二から第七十四條の四までの規定を準用する。

6 選挙管理委員会は、第四項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを第一項の代表者並びに当該教育委員会の関係委員及び委員長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事、自治大臣及び文部大臣に、市町村にあつては市町村長、都道府県知事及び都道府県委員会に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

7 委員は、第四項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失

る。

8 第四項の規定による解職の投票に関しては、政令で別段の定めをするものを除き、委員の選挙に関する公職選挙法の規定を準用する。

9 第四項の規定による解職の投票は、政令の定めるところにより、地方公共団体の選挙と同時に進行することができる。

（委員の辞職及び資格の決定）

第七條 委員の辞職及び資格の決定については、

地方自治法第百二十六條から第百二十八條まで（第百二十六條ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の議会」とあり、又は「議会」とあるのは「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と、「都道府県の議会」とあるのは「都道府県の教育委員会」と、「第百十七條」とあるのは「教育委員会法（昭和四十八年法律第 号）第十四條」と読み替へるものとする。

（服務）
第八條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員又は委員であつた者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

（委員）

第九條 教育委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。

3 委員長は、再任されることができない。

4 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行なう。

員がその職務を行なう。

（会議の招集）

第十條 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、二人以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

3 教育委員会の会議の招集は、場所、日時及び会議に付議すべき事項を告示することによつて行なう。

4 前項の告示は、都道府県委員会にあつては会議の日の七日前までに、市町村委員会にあつては会議の日の三日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

（会議の定足数）

第十一條 教育委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにおいては、第九條第五項の規定により指定された委員）が出席し、かつ、在任の委員（委員長を含むものとする。以下この節において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十四條本文の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

（会議の公開）
第十二條 教育委員会の会議は、公開で行なう。ただし、委員の発議により、出席した委員（第十四條ただし書の規定により出席した委員を除く。以下この節において同じ。）の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

第十三條 教育委員会の会議においては、第十四條第三項の規定により告示のあつた事項についてのみ議決することができる。ただし、急を要する事項については、この限りでない。

2 教育委員会の会議の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議事参与の制限）
第十四條 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一人以上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

第十五條 教育委員会の会議の次第については、会議録を作成しなければならない。

（議事運営等）

第十六條 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議の傍聴、会議録その他教育委員会の会議に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局
（教育長）
第十七條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定による教諭の一種普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、十年以上校長、教員その他の教育に関する職にあつた者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。

4 教育長は、再任されることができない。

（教育長の職務）

第十八條 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一人以上に関する事項又は自己若しくはこ

これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項についての議事が行なわれる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。

(事務局)

第十九条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に、事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第二十条 都道府県委員会及び指定都市の教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 指定都市以外の市及び町村の教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて必要な職員を置く。

3 指導主事は、当該教育委員会の管理する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)における教科内容(保育内容を含む。以下同じ。)及びその取扱ひその他学校教育に関する専門的事項の指導を行なう。ただし、命令又は監督をしてはならない。

4 都道府県委員会の指導主事は、市(指定都市を除く。)町村の教育委員会が管理する学校に関する事項、前項の職務を行なう。

5 指導主事は、教育職員免許法の規定による教諭の一般普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、五年以上校長、教員その他の教育に関する職にあつた者でなければならぬ。

6 指導主事は、当該教育委員会が任命した教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。)をもつて充てることができる。この場合において、当該指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、教員の職務に従事しない。

7 事務職員は、事務に従事する。

8 技術職員は、技術に従事する。

9 教育委員会が第一項及び第二項の職員に係る任命権を行なうには、教育長の推薦によるものとする。

10 前各号に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育長の事務局の統括等)

第二十一条 教育長は、第十八条第一項の職務を行なうほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行なう。

(事務局職員の定数)

第二十二条 第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。

(教育長及び事務局職員の身分取扱ひ)

第二十三条 教育長並びに第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱ひに關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除き、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

第三章 教育委員会の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十四条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に關する事務(大学及び高等専門学校並びに私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人に係るものを除く。)並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。ただし、市町村委員会にあつては、第二十五条の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行する事務(同条第四号に掲げる事務を除く。)については、この限りでない。

一 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に關すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産の取得、管理及び処分に關すること。

三 教育委員会の権限に属する事務に關する契約の締結に關すること。

四 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

五 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学転学及び退学に關すること。

六 学校の組織編制並びに教科内容及びその取扱ひに關すること。

七 教科用図書取扱ひに關すること。

八 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に關すること。

九 校長、園長、教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)その他の教育関係職員の研修に關すること。

十 校長、園長、教員その他の教育関係職員並びに児童、生徒及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に關すること。

十一 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十二 学校給食に關すること。

十三 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に關すること。

十四 文化財の保護に關すること。

十五 エネコ活動に關すること。

十六 教育に關する調査及び指定統計その他の統計に關すること。

十七 所掌事務に係る広報に關すること。

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(指定都市の設置する学校の職員を除く。以下「給与負担職員」という。)の任免その他の身分取扱ひに關すること。

三 給与負担職員の研修に關すること。

四 給与負担職員の保健、安全、厚生及び福利に關すること。

五 私立学校に關すること。

六 当該都道府県の区域内にある学校の学校給食のための物資のあつせんに關すること。

七 教育に關する法人に關すること。

第二十六条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その権限に属する事務に關し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二十七条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、その権限に属する事務の一部を当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長に委任し、又は当該長をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に属する事務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。

(教育事務に係る予算等)

第二十八条 教育委員会は、毎会計年度、その権限に属する事務に係る歳入歳出の見積りに關す

る書類を作成し、これを当該地方公共団体における予算の統合調整に供するため、当該地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を調整するに当たつて、教育委員会の送付に係る歳出見積りを減額しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 地方公共団体の長は、教育委員会の歳出見積りを減額した場合においては、当該教育委員会の送付に係る歳出見積りについて、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、当該地方公共団体の議会が当該教育委員会に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

4 教育委員会の権限に属する事務に係る補正予算又は暫定予算の調整については、前三項の規定を準用する。

(地方公共団体の議会の議決を経るべき事件の取扱ひ)

第二十九条 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、教育委員会の権限に属する事務に関するものの議案の原案を、当該地方公共団体の長に送付する。

2 地方公共団体の長は、前項に規定する議案については、教育委員会からの原案の送付をまつて、当該地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

3 地方公共団体の長は、教育委員会から第一項の原案の送付を受けたときは、すみやかに、議案を作成し、これを当該地方公共団体の議会に提出しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の場合において、当該送付に係る原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

5 地方公共団体の長は、教育委員会から送付された原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体

の議会に提出する場合においては、当該議案に教育委員会の送付に係る原案及び前項の意見を附記しなければならない。

(教育事務に係る支出命令権)

第三十条 地方公共団体の長は、教育委員会の権限に属する事務に係る予算について、支出を命令する権限を当該教育委員会に委任するものとする。

(建築の実施)

第三十一条 教育委員会は、その管理する学校その他の教育機関の用に供する建物の建築の実施に関する事務を地方公共団体の長に委任することができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該委任を受けた建築の実施に関し、教育委員会が意見を申し出たときは、これに従わなければならない。

(基準の設定)

第三十二条 都道府県委員会は、法令に違反しない限度において、市町村委員会の管理する学校その他の教育機関の組織編制、教科内容及びその取扱ひについて、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

(通学区域の設定)

第三十三条 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその教育の機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に就いて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行ふことができる。

(資料等の提出要求)

第三十四条 文部大臣は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村委員会に対し、それぞれ、都道府県又は市町村の区域内における教育に関する事務に関し、必要な統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(教育委員会が処理する国の事務の指揮監督)

第三十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同法同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは、「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県教育委員会」と読み替へるものとする。

(教育委員会の事務の代理執行等)

第三十六条 教育委員会の委員がすべて欠けた場合においては、当該教育委員会の次の最初の会議まで、教育委員会の行なう事務は、教育長が行なう。

2 教育長は、前項に規定する当該教育委員会の次の最初の会議に、同項の規定により処理した事項を報告しなければならない。

第三十七条 都道府県委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長(第二十一条第二項の規定により指定された事務局の職員を含む。以下第二項において同じ)も欠けた場合においては、文部大臣は、当該都道府県委員会の教育長代理を任命する。

2 市町村委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長も欠けた場合においては、都道府県委員会は、当該市町村委員会の教育長代理を任命する。

3 前項前段の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六条第二項の規定にかかわらず、第二十七条の規定によるものとする。

4 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長は、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長(園長を含む)にあつては、学長を経由するものとする。

5 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この項において同じ。)で地方公務員法第二十一条第一項の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内において給与負担職員として採用された場合には、その採用については、同法同条同項の規定は、適用しない。

(職員の研修)

第四十条 市町村委員会は、前条第一項の職員の研修を、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県委員会に委託することができる。

2 市町村は、給与負担職員の研修について、都道府県委員会に協力しなければならない。

(地方公務員法の適用の特例)

第四十一条 給与負担職員(指定都市の設置する

他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に別段の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

学校の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。及びその他の教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員に關して地方公務員法第二十六条の規定を適用する場合においては、同法同条中「地方公共団体の議会及び長」とあるのは「地方公共団体

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条各号列記以外の部分	職員	職員(第三号の場合にあつては、都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものの任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員)
第十六条第三号	当該地方公共団体において	都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものにより

2 前項に定めるもののほか、給与負担職員に關して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的調整等は、政令で定める。

第五章 雑則

(市町村の廃置分合等の場合に関する特例)

第四十二条 市町村の廃置分合があつた場合における当該市町村の教育事務の暫定的管理執行機関その他の必要な事項及び指定都市の指定があつた場合における事務引継ぎその他の必要な事項については、政令で別段の定めをすることができる。

(市町村の組合に関する特例)

第四十三条 市町村が教育事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合においては、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十条の議決をする前に、当該市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置又は解散があつた場合その他これらに準ずる場合は、

の議会、長及び教育委員会」と読み替え、給与負担職員に關して同法の規定を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
職員(第三号の場合にあつては、都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものの任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員)	都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものにより

における当該組合又は当該関係市町村の教育事務の暫定的管理執行機関その他の必要な事項については、政令で別段の定めをすることができる。

(政令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)は、廃止する。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項については、別に法律で定める。

4 第一項及び前項の法律は、この法律による教育委員会の制度が昭和四十九年十月一日に発足するように、制定されるものとする。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和四十四年度以後における私立学校教職

員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。
(昭和四十八年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたとした場合にこれらの規定による年金の額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四の次に次の一条を加える。
(昭和四十八年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、

を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(それらの額が、平均標準給与の年額にあつては、その年額の算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限、法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたとした場合にこれらの規定による年金の額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として、法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定し

た金額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る場合にあっては、一・一〇五）を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の法定年額とみなし、法又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（昭和四十八年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の六の下欄に掲げる額に改定する。

第六条中「第三条の四」を「第三条の五」に改め、同条を第七条とし、第五条中「第一条から第二条の四まで」及び「これら」を「この法律」に改め、同条を第六条とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定）

第五条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十二万八百円

二 通算退職年金の法定平均標準給与の月額

（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなしてこの法律の規定

によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を求め、その年額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の法定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間（組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年）に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

3 新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

別表第二の五の次に次の一表を加える。

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円
六一、〇〇〇円	一四二、八〇〇円
六二、〇〇〇円	一四五、一〇〇円
六三、〇〇〇円	一四七、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一四九、八〇〇円
六五、〇〇〇円	一五二、二〇〇円
六六、〇〇〇円	一五四、五〇〇円
六七、〇〇〇円	一五六、八〇〇円
六八、〇〇〇円	一五九、二〇〇円
六九、〇〇〇円	一六一、五〇〇円
七〇、〇〇〇円	一六三、九〇〇円
七一、〇〇〇円	一六七、四〇〇円
七二、〇〇〇円	一七〇、九〇〇円
七三、〇〇〇円	一七四、四〇〇円
七四、〇〇〇円	一七七、九〇〇円
七五、〇〇〇円	一八一、四〇〇円
七六、〇〇〇円	一八四、九〇〇円
七七、〇〇〇円	一八八、五〇〇円
七八、〇〇〇円	一九二、一〇〇円
七九、〇〇〇円	一九五、五〇〇円
八〇、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
八一、〇〇〇円	二〇六、五〇〇円
八二、〇〇〇円	二一三、九〇〇円
八三、〇〇〇円	二二六、二〇〇円
八四、〇〇〇円	二三三、四〇〇円
八五、〇〇〇円	二四〇、五〇〇円
八六、〇〇〇円	二四七、五〇〇円
八七、〇〇〇円	二五四、五〇〇円
八八、〇〇〇円	二六一、五〇〇円
八九、〇〇〇円	二六八、五〇〇円
九〇、〇〇〇円	二七五、五〇〇円
九一、〇〇〇円	二八二、五〇〇円
九二、〇〇〇円	二八九、五〇〇円
九三、〇〇〇円	三〇六、五〇〇円
九四、〇〇〇円	三一三、五〇〇円
九五、〇〇〇円	三二〇、五〇〇円
九六、〇〇〇円	三二七、五〇〇円
九七、〇〇〇円	三三四、五〇〇円
九八、〇〇〇円	三五一、五〇〇円
九九、〇〇〇円	三五八、五〇〇円
一〇〇、〇〇〇円	三六五、五〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

	第三十級	
	第三十級	第三十一級
第三十級	一五〇,〇〇〇円以上 一七五,〇〇〇円未満	一七五,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第三十一級	一七五,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満	二〇〇,〇〇〇円以上 二二五,〇〇〇円未満
第三十二級	二〇〇,〇〇〇円以上 二二五,〇〇〇円未満	二二五,〇〇〇円以上 二五〇,〇〇〇円未満
第三十三級	二二五,〇〇〇円以上 二五〇,〇〇〇円未満	二五〇,〇〇〇円以上 二七五,〇〇〇円未満
第三十四級	二七五,〇〇〇円以上 三〇〇,〇〇〇円未満	三〇〇,〇〇〇円以上 三二五,〇〇〇円未満
第三十五級	三二五,〇〇〇円以上	三二五,〇〇〇円以上

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「二百二十二万円」を「二百六十四万円」に改め、同項第二号中「一・八九七」を「二・三四一」に、「七千六百円」を「九千四百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二條第一項

の規定の例による。

3 昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものと同みなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱)

4 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(第九九九号)(第一〇〇四号)(第一〇〇五号)
一、女子教育職員の育児休暇法制定に關する請願(第一〇〇六号)(第一〇三五号)
一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的

公費助成法制定に關する請願(第一〇二二号)(第一〇二二二号)

第九九九号 昭和四十八年三月十七日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

請願者 愛知県南設楽郡鳳来町瀬川字塚島

三ノ二 坂神元外十名

紹介議員 安永 英雄君

現行の国立養護教諭養成所設置法を廃止し、養護教諭の養成を国立学校設置法にもとづく四年制大学で行なうよう制度を改正されたい。

理由

昭和四十年、国立養護教諭養成所が設立されたが、養成年限が三年であることにより、すぐれた養護教諭の養成に次のような大きな支障を来している。

一、三年間の教育では、基礎教育、専門教育はもとより十分な臨床実習や教育実習等を行なうことが困難である。

二、学校教育法によつていないため、卒業生の身分、待遇などが不明確であり、このことが優秀な人材の確保を困難にしている。

第一〇〇四号 昭和四十八年三月十九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(十四通)

請願者 名古屋市中千種区田代町鹿子殿八一

ノ一、一〇八 福川源治郎外二百

五十八名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇〇五号 昭和四十八年三月十九日受理

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

請願者 名古屋市中昭和区天白町大字八事天

道六ノ六二 加藤俊輔外八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九九九号と同じである。

第一〇〇六号 昭和四十八年三月十九日受理

女子教育職員の育児休暇法制定に關する請願(二通)

請願者 茨城県久慈郡大子町大字大子四一

九 平山甲子外七百六十一名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第一〇三五号 昭和四十八年三月二十二日受理

女子教育職員の育児休暇法制定に關する請願(二通)

請願者 東京都田無市南町三ノ二ノ四

栗原千鶴子外千九百七名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十八年三月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に關する請願

請願者 大阪府和泉市黒石町三三五 藤原

良正外千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十八年三月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に關する請願

請願者 大阪府和泉市久井町五〇一 長谷

川千代一外千名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

昭和四十八年五月一日印刷

昭和四十八年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局